

## 朝鮮肅宗代の宮中儀礼にみる朝清関係(下)

桑野栄治

【欧文表記】 KUWANO Eiji, Joseon-Qing Relations through Imperial Ceremonies during the Reign of King Sukchong of Joseon Korea (II)

【キーワード】 朝鮮後期、朝清関係、肅宗、康熙帝、望闕礼、大報壇祭祀、習儀、明清交替、対明義理論、阿克敦

【目次】  
はじめに

### 一 清使の入京と望闕礼

(1) 清使帰国後の望闕礼——肅宗元年聖節の場合——

① 迎勅儀礼をめぐる論議

② 冊封使の入京

(2) 清使滞在中の望闕礼——肅宗二年聖節の場合——

① 皇太子冊立頒詔使の入京

② 太皇太后・皇太后尊号加上頒詔使の入京

(3) 清使の望闕礼辞退——肅宗一一年冬至の場合——

① 三道溝事件と「罰銀の辱」

② 査問使の入京

### 二 望闕礼の習儀

(1) 清使入京と習儀の停止

① 皇后冊立頒詔使の入京

② 皇后伝訃使の入京

(2) 台諫による習儀の監察

① 三藩の乱平定と頒詔使迎接儀礼

② 諫官不在の習儀

(3) 習儀欠席者の処分

(4) 習儀停止の特例

### 三 不法越境問題とその波紋

(1) 肅宗の「内修外攘」——閔王廟と觀武才——

(2) 清使迎接儀礼を拒む「讎敵」——全州李氏と光山金氏——

(3) ガルダン征討への「軍事協力」——鳥銃三千挺の献上——

### 四 大報壇祭祀と望闕礼

(1) 肅宗三〇年代の大報壇祭祀

① 望闕礼から大報壇祭祀へ

② 肅宗三〇年代前半の大報壇祭祀

③ 肅宗三〇年代後半の大報壇祭祀

(2) 肅宗四〇年代の大報壇祭祀

(3) 大明皇帝御筆の獲得

### 五 王世子の代理聴政と清使迎接儀礼

(1) 阿克敦の第一次入京

(2) 阿克敦の第二次入京

(3) 北向跪坐して「胡皇」の起居を問う

(4) 国璽「朝鮮国王之印」の継承

むすび

(以上、前号)

(以下、本号)

## 三 不法越境問題とその波紋

(1) 肅宗の「内修外攘」—— 閔王廟と觀武才——

「罰銀の辱」に象徴されるように、一七世紀後半の朝清関係はかならずしも良好ではなかった。肅宗一六年九月には咸鏡道の辺民一〇名あまりが国境地帯の厚春(厚州鎭)に潜入し、清人一名を銃殺して人蔘を略奪した事件が発覚する。これを知った別の清人が咸鏡道最北端の慶源府まで追跡して告発したため、鏡城の兵馬節度使李相勛が漢城に報告したという。肅宗は咸鏡道觀察使李瑞雨に不法越境者を調査のうえ捕らえさせるよう備辺司に命じ、来たるべき清使の査問に備えた。<sup>①</sup> 五年前の肅宗一一年乙丑に発生した三道溝事件と「罰銀の辱」が想起されよう。朝鮮人不法越境者に対する清朝の処罰要求が三道溝事件を契機にいつそう強化されることは、すでに指摘されているとおりである。<sup>②</sup> この報告に接した肅宗は「一に乙丑事を生ずるの後ちより、朝家の禁令、至りて厳しからざるに非ず。而るに奸民等は利を見て生を忘れ、此く潜かに彼の境を越えて殺害作変の事有り。但だ事の痛駭のみに非ず、此れより甚だしと為すは莫し」と驚愕する。<sup>③</sup> すでに朝鮮政府は、火薬と鳥銃が民間で製造販売されていることを把握しており、鳥銃の防納(貢納の請け負い)を厳禁していた。<sup>④</sup> 不祥事ともいふべき三道溝事件以来、政府は民間の鳥銃を官府に回収させる措置を講じていたにもかかわらず、咸鏡道における鳥銃使用の統制も徹底されなかったことを裏づけていよう。肅宗は領議政権大連らと協議の結果、肅宗一一年の前例にならい威風ある堂下官を暗行御史として咸鏡道に派遣し、賞金をかけて犯人を捕らえさせることが決定した。<sup>⑤</sup> また、右議政金徳遠の進言により今回の不法越境事件をただちに調査する旨の咨文を槐院(承文院)に作成させ、賈咨官を北京に派遣して誠意をみせることになる。<sup>⑥</sup>

二カ月後に不法越境者二一名(うち首謀者八名)の身柄が漢城に移

送されたが、肅宗が刑曹判書柳命賢に「北路、生理甚だ艱く、只だ探蔘を以て事と為す。其の罪重しと雖も、其の情は則ち矜れむべし」と語ったように、北方の辺民に対しては一定の理解を示している。<sup>⑧</sup> とはいえ、朝清関係においては朝鮮人による不法越境が朝鮮国王の監督責任を問われかねない重大事であることはいままでもない。<sup>⑨</sup> 肅宗が咸鏡道觀察使に首謀者以外の罪人の裁判を急がせるよう刑曹判書に指示していたところ、国境警備を怠った官吏の職名についても調査して処分するよう礼部より咨文が届いたため、再度備辺司で協議のうえ承文院に咨文の作成を命じ、北京へ向かう賈咨官のもとに急送させた。<sup>⑩</sup>

翌年春季の陵幸先が京畿楊州の沙河里にある貞陵(太祖継妃神徳王后陵)に決定すると、肅宗一七年二月下旬に肅宗は貞陵に参拝後、沙河里では将台に登って軍事訓練を視察し、三司の制止を振り切つて興仁之門外の東閔王廟にて親しく楫礼を行った。また、王室の不幸のため五年前より途絶えていた觀武才(武科の一種で觀射・試射ともいう)を、「武士、落莫の歎無くんばあらず、慰悦の挙、已むべからざるに似たり」との軍事的事情から、三月前半に慕華館にて実施するよう兵曹に指示した。<sup>⑪</sup> さらに肅宗は東閔王廟のみならず、南閔王廟の破損箇所を修理のうえ、官員を派遣して祭祀するよう命じている。<sup>⑫</sup> かつて宣祖三一年(一五九八)五月に「天将」(来援明軍)の勧めにより宣祖(在位一五六七〜一六〇八年)はやむなく南閔王廟にて親祭したが、朝鮮国王の閔王廟親臨は今回が二度目のことである。後日、肅宗は御製御筆による七言律詩二首の扁額を東・南閔王廟に懸けさせて閔羽に対する「敬慕の意」「遐想欲慕の意」を表明しており、肅宗の「武廟」親臨はたんなる遊覧ではなく、軍事権の掌握と王室に対する忠誠の強化という政治的な目的があった。<sup>⑬</sup>

肅宗が「内修外攘」の一環として「武廟」に親臨のうえ軍人を鼓舞

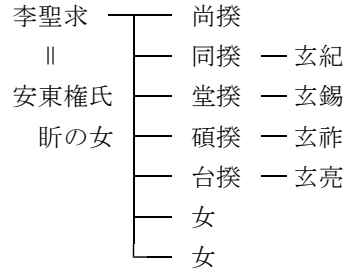
するなか、まもなく三月上旬に義州府尹より査問の清使出来との報告が入り、迎勅儀礼の日程は四月以降に清使の渡江（入境）を待つて決定することにした<sup>15</sup>。聖節の望闕礼については三月一四日に習儀を執行することが決定していたが、不測の事態が生じた。肅宗は三月一二日に慕華館に親臨して觀武才を実施する予定であったが、御駕が慶徳宮（のち英祖三十六年に慶熙宮と改称）を出発しようとしたところ突然の降雨に見舞われ、承政院の判断により觀武才を翌日に順延せざるをえなくなったのである<sup>16</sup>。となれば、百官が議政府にて行う望闕礼の習儀にも影響をおよぼすことになる。

P一、曹单子、聖節望闕礼習儀、今十四日推拏啓下矣、觀武才相値、節駈權停何如、啓依所啓施行為良如教、(勅使曆録)第六、辛未三月一二日条)

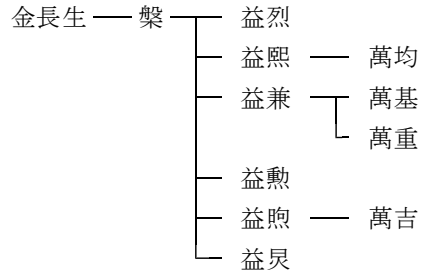
降雨に見舞われた一二日に礼曹は、二日後に予定されていた望闕礼の習儀が国王親臨のもと実施される觀武才と重なったため、今回に過ぎり臨機の措置として習儀を停止しよう上奏し、肅宗の裁可を得た(史料P)。清使の入京は四月以降と予測されており、三月一八日の聖節に肅宗が百官を率いて望闕礼を実施したとの記録はみいだせない。一八日当日、肅宗は北京より帰国したばかりの冬至使瀛昌君李沈・副使徐文重ら三使を引見し、禁書あつかいとして『大明一統志』を没収された事件のほか、永宗(南明政権の永曆帝。在位一六四六〜一六一年)の子孫の有無、「河魯徳」(オイラート)の動静など、徐文重が「貪悪と雖も、猶お能く諸貴人・閣老と締結し、或いは周旋の路有り」と評する李一善と金巨軍より知り得た清国の最新事情に聞き入っている<sup>17</sup>。

(2) 清使迎接儀礼を拒む「驕敵」——全州李氏と光山金氏——  
査問の清使入京が近づくと、迎勅の習儀の吉日は四月二日に決定し、

宗親と文武百官は黒団領を着用のうえ、慕華館より慶徳宮正殿までの行礼手順を怠ることがないよう、礼曹は周知徹底させた<sup>18</sup>。ところが、その四月二日当日になって全州李氏の兵曹參知李玄錫(太宗庶長子敬寧君祚の八世孫)が「北虜と驕有り、職を解きて胡使を避けんことを請う」と上奏し、みずから兵曹堂上官の解任を願ひ出ると、肅宗は「今、朝家の定式に則るに、子の父に於けるに非ずんば、則ち私情を伸ぶるを許さず」と却下した<sup>19</sup>。丙子胡乱時に李玄錫は祖母權氏ばかりか伯母たちまで失ったといい、卑近な例として「仍りに念うに侍従の列、臣の如き情理有る者は章を投じて籲懇すれば、輒ち鑑諒を蒙ること、已に近例と成る。故往、壬戌秋の北使の時に在りては、臣の従兄前參議臣玄錫、適に兵曹堂上を以て例を援きて陳疏し、亦た恩を蒙りて遞わる」と述べている。「北虜」(清人)に対する私怨から、班列に陪従して「胡使」(清使)を郊外で出迎えることは苦痛であったに相違ない。たしかに李玄錫の従兄李玄錫は肅宗八年壬戌に継妃閔氏の冊封使が入京する二日前に刑曹參議を拝命したところ、わずか一〇日後に同副承旨に転じている。その後も肅宗一六年に都承旨に任じられた李玄錫は、禮嬪張氏の冊封使を出迎える前日に上疏して辞職を請うたが許可されず、弘濟院へは左承旨が派遣された。同じく従兄の弘文館副校理李玄紀も肅宗一四年に太宗太后の訃報をもたらす「北使」(清使)の入京時期が迫る頃、「臣家酷だ丙丁の禍いを被り、臣の祖母及び伯父母、俱に江都に死す。臣の情理、彼の人と相接するに忍びず、茲に敢えて疾み聲べ哀しみ籲ぶ。伏して聖慈を乞うに、亟やかに命じて臣の職を鐫け遞えしむれば、幸甚に勝えず」と上疏し、近侍職の解任を願ひ出していた。事情を察した肅宗は、扈従の代替要員は多いため辞す必要はないと慰留したが、肅宗が慕華館にて「虜使」を出迎えた翌日、李玄紀はわずか八日間で司諫院獻納に転じることになる<sup>20</sup>。



【図1】全州李氏略系図



【図2】光山金氏略系図

同様の事例として、かつて丙子胡乱の際に祖母を江都（江華島）で亡くした老論系光山金氏の弘文館修撰金萬均（礼学者金長生の曾孫）は、清使迎接儀礼に陪従できないとして顯宗四年に辞職願を提出したことがある。当時、宋時烈は「朱子既に、復讎なる者は五世を尽くすべきの説有り」と上疏し、門人の金萬均を擁護していた。また、肅宗八年に継妃閔氏の冊封使を迎え入れる前日に、金萬均の従弟である司諫院正言金萬吉も「私情」と承知しつつ解任を願い出していた。金萬吉の従兄にして外戚の金萬重もまた肅宗一二年に弘文館大提学に任じられたにもかかわらず、「大提学金萬重、姑く未だ出仕せず。而るに出仕の後、萬重其れ私義を以てすと雖も、彼中の文書に干預するを得ざる者有り。曾て孝廟朝に在りては故判書臣金益熙、大提学と為り、其の情勢も亦た萬重の如し」と領議政金寿恒が上奏し、物議を醸していた。冬至使の派遣時期が迫るなか、金萬重は文衡として出仕したとしても、清に奉呈する冬至表文の製述を拒む恐れがあったという。父金益兼は丙子胡乱の際に江都を死守して焚身自殺しており、のち右議政金尚容（斥和

派）金尚憲の実兄）らを祀る江都の忠烈祠（仁祖二〇年創建、孝宗九年賜額）に従享された。

金萬重の伯父金益熙（金益兼の長兄）は丙子胡乱の際に生母（連山徐氏）を亡くしており、孝宗七年（一六五六）に大司憲兼大提学・同知經筵事に任じられると、「国朝の古事、事大・交隣文書は大提学、之を主る」とはいえ、「頒慶・頒赦凡そ贊頌に係る文字に至りては、臣此に於いて義に為すべからざる所の者有り。詞掖に長たるを忝くし、其れ諸僚貳に委ぬべきや」と詞曹の長官を辞し、清を頌賛する頒教文の製述は次官の提学に委嘱するよう上疏したことさえある。さらに実兄の金萬基も顯宗一三年に大提学の兼任を再三再四辞したが許されず、「彼中の文書」は提学に主管させることとなった。丙子胡乱で父金益兼だけでなく祖母徐氏まで亡くした金萬重が、対清外交文書の製述に率先して関わるとは考えがたい。その後も金萬重はたびたび上疏して大提学を固辞し、二カ月後に右參贊を拜命した。肅宗がいう「朝家の定式」とは、近年でいえば丙子胡乱で父を失った光山金氏一族の金萬重の先例を指すのであろう。「復讎」は父子の二世に限るといって「朝家の定式」をめぐっては、その後も史官が「蓋し士大夫、立ちどころに丙子に、殲する者甚だ多く、其の子孫皆な虜人と相接せんと欲せず、故に朝家紛紜たるを慮りと為し、定むる所の式有り。而るに子孫讎怨の心、世代の近遠を以てすれども間有らず」と述べたように、「私義」により「虜人」（清人）との接触を拒む儒者官僚は跡を絶たなかった。

兵曹參知李玄祚の「私義」による辞職願から二日後の四月四日に内閣学士兼礼部侍郎星安（西安）・一等侍衛陰科多（羅科多。孝懿仁皇后の実弟）一行が入京し、慶徳宮正殿の崇政殿にて勅書宣読の儀を終えると、「来る時、皇帝分付の事有り、行查畢わりて後ち、當に之を言うべし」と打ち明けた。不法越境者に対する査問は五日より南別宮の西宴



庁にて清使と肅宗以下、三議政と義禁府・刑曹の堂上官が同席して行われ、一〇日の結審では首謀者林仁ら六名は死罪、前咸鏡道觀察使李瑞雨と前兵馬節度使李相勛以下の地方官はみな罷免にとどまった。<sup>35</sup> 肅宗が加罪を申し出たところ、清使は「従寛、帝の命に出づるなり」と答えただけでなく、康熙帝が朝鮮へ向かう清使に対して「此の事自ずから應に得べき正条有れども、爾等、彼に到らば審理は務めて従寛、大ね深刻を為す勿かれ」と命じていたとも伝えている。<sup>36</sup> 一見、康熙帝の寛大な措置のように思われるが、今回の清使一行はもうひとつの使命を帯びていた。

### （3）ガルダン征討への「軍事協力」——鳥銃三千挺の献上——

不法越境者の査問を終えた清使星安は大臣以下に人払いを命じて御前通事の吏曹参議李萬元のみを残し、肅宗に「上国、方に藩陽に於いて卒を選び練習せんとするも、鳥銃は土産に非ずんば、得る能わざるを思う。貴国、二三千柄を以て入送せよ」と、鳥銃の大量供出を要求してきた。清使は「此れ乃ち俺等の私言にして、帝の意に非ず。泄ること有らば、則ち俺等當に死すべし。須らく可くや否やを思量すべし」と、康熙帝みずからの諭旨ではないと断りはしたものの、肅宗は「外藩、何ぞ敢えて兵器を朕罪の日に私献せんや」と、憤りを隠すことはできなかつた。<sup>37</sup> 清使による今回の鳥銃大量要求については金雨鎮氏がその概要を紹介したが、ここではその後の康熙帝の対応に注目しつつ、史料に即して取りあげてみたい。

翌一日、肅宗が備辺司の宰臣を引見して鳥銃の献上について意見を求めたところ、領議政権大運以下の三議政はやむをえないと判断し、ただ大司諫姜碩資のみが難色を示した。これに対して肅宗が「我が国の利器、之を敵国に与うるは、大いに失計なり。然れども強弱敵せず、初め許さずと雖も、終に必ず免れ難し」と語ったように、朝鮮と清の

力学関係を考えれば、「敵国」への鳥銃献上は避けられないであろう。かつて肅宗元年に鳥銃五〇挺を清使に贈ったことを知るや、北伐論者の尹鑄が「国の利器、輕易に人に与えて毒を中華に流し、罪を天下に得るは、豈に慨然の甚だしきに非ざるや」と嘆いたことが想起される。朝鮮にとつて清はすでに「中華」を毒した「敵国」であつた。肅宗は念のため御前通事李萬元を南別宮に遣わし、「帝若し命有らば、敢えて唯だに力むるのみならず、命を聞くを待たずして、何ぞ敢えて私かに献ぜん」と伝えさせると、通官らは「今番の査事、国王に及ばしめず、之を待つこと至れり」と答え、寛大な査問結果の恩義を強調した。そのうえ通官は「中国、方に阿魯徳の乱有り、此の時兵器を入送せば、必ず皇帝の喜びを得んと云えり」というから、内陸アジアで勢力を拡大するオイラート系のジュンガル部との衝突に備えることが清使の本心であつたに相違ない。<sup>38</sup> 当時、清軍はガルダン・ハーン率いるジュンガル軍と北京北方のウラーン・プトン（現、内モンゴル自治区赤峰市付近）で衝突し、敗れていた。<sup>39</sup> 一方、肅宗はいまだ康熙帝より「軍事協力」の命を聞いていないことを楯にとつて、清使と争論に持ち込む心積もりであつた。

そして一二日に御前通事李萬元が南別宮に向いて再度王命を伝えると、清使は「今、防塞の意を以て帰り奏せば、則ち必ず遣使の挙有り、爾が国に弊を為すこと大だし」と立腹し、大臣と二品以上の文官の姓名を記して提出するよう脅迫してきた。恐れをなした大臣らは、もはや鳥銃を献上するほか手立てはないと判断して即決を要請すると、肅宗もやむなくこれを許可した。外交の責任者たる礼曹判書李宇鼎は「其れ力争せざるべからず」と反対したものの、肅宗は「然れども其れ畢竟、辱及びて而る後ち之を許すよりは、毋寧早く従うことなからんか」と、恥辱を受ける前に清使の要求にしたがっておいいたほうがまだ

しも救われよう、と苦渋の決断をしたのである。<sup>(41)</sup>南別宮より戻った三議政の報告によれば、清使も「兵器二千、係る所少なからず」と認識しており、「三千の数、全て進達する能わずんば、<sup>部</sup>けて陸統と之を送れ」と提案したという。清使が提示した鳥銃「三千」は既成事実となり、肅宗はもはや減額を要請することもできず、「天意」を満足させるほかなかった。<sup>(42)</sup>もともと当時、江春道（江原道）では鳥銃が千四百挺あまり不足し、慶尚道各邑の帳簿を調べると二千七百挺ほど余裕があることから、兵曹判書閔宗道は慶尚道の鳥銃を江原道へ融通するように上奏して肅宗の裁可を得ている。<sup>(43)</sup>つまり、このとき朝鮮国内で二千挺から三千挺の鳥銃を調達できなかったわけではない。

清使は四月一三日に漢城を離れ、肅宗は慕華館まで見送った。<sup>(44)</sup>問題となるのは鳥銃三千挺の確保であろう。戸曹参判李義徴の上奏によれば、北京へ納める鳥銃については訓練都監・禁衛宮・御營庁の三軍管衙門で調達すべきところであるが、国内の変乱に備える必要もあり、なにより財源不足に悩まされていた。そこで備辺司で協議した結果、ひとまず増広試（臨時の科挙）で武科に及第した八〇名あまりに対して国境地帯への赴任を免除し、ひとりあたり鳥銃一〇挺の製造費を代納させて三軍門に振り分けることになった。<sup>(45)</sup>七月になると、謝恩兼陳奏使として右議政閔黯・右参贊姜碩賓らが北京に赴いて鳥銃千五百挺をまず献上し、つづいて冬至使として一〇月に赴京した左参贊李宇鼎らが不足分の鳥銃千五百挺を献上している。<sup>(46)</sup>後日、康熙帝は「頃は復た輸すに軍需に應え、鳥銃三千杆を捐進するは、嘉すべし」として「克く恭順を彈くす」朝鮮を褒め称え、勅令により今後は歳幣のうち黄金百両と藍青紅三色の木綿六百匹を減免すると通達し、朝鮮政府は謝恩使として臨陽君李桓（宣祖庶九男慶昌君の曾孫）一行を派遣した。<sup>(47)</sup>康熙帝による黄金百両と三色木綿六百匹の減免が、ガルダン征討への「軍事協力」

として献上した鳥銃三千挺の対価であったことになる。<sup>(48)</sup>のちに康熙帝の第三次親征によりガルダン率いるジュンガル勢力を駆逐するや、肅宗に対する康熙帝の配慮のもと王世子昀の冊封が承認されること<sup>(49)</sup>から、清の監視と牽制が緩和されるのもこの頃からであろうと考えられる。

一方、漢城では冬至に向けて一〇月二十九日に宗親と文武百官が議政府にて望闕礼の習儀を執り行い、正朝の望闕礼についても歳末の一二月二六日に習儀を実施することが決定していた。<sup>(50)</sup>冬至と正朝の当日に肅宗が崇政殿に出御して望闕礼を挙行したとは考えられないが、百官はおそらく法に則り事前に習儀を済ませていたであろう。『承政院日記』は肅宗一七年九月より一二月までの記録を欠くため確認できないものの、承旨は冬至と正朝の直前に「明日冬至／正朝の望闕礼、近例に依り之を為すの意、敢えて啓す」と報告して肅宗の裁可を得たものと推測される。前年にはすでに王世子と王妃（禧嬪張氏）の冊立を終えており、冬至を迎えると仁政殿では肅宗と王妃のために権停札ながら陳賀礼が催され、ついで時敏堂（東宮殿）では新制の「百官賀王世子権停例儀」により陳賀礼が執り行われた。<sup>(51)</sup>権停礼の儀註を作成したのは、いまだ幼い王世子の負担を軽減するためであろう。この年冬至にも崇政殿では権停札により陳賀礼が催され、ひきつづき慶徳宮東門の興元門内に整列した二品以上の議政府高官が王世子に単子を捧げて問安した。<sup>(52)</sup>

結果的にはあれ清使の圧力により、たしかに肅宗はガルダン征討への「軍事協力」として鳥銃三千挺を清に供出した。しかしながら、その後も肅宗が王世子以下、宗親と文武百官を率いて康熙帝のために名節を祝う望闕礼を実施することは一度もなかった。たとえば、春秋館記事官李瀏の史草『春秋館日記』によれば、肅宗一九年一〇月に熙政堂では入侍した右承旨李允修が「来る十一月望闕礼、前例に依る」よう事前に報告して裁可を得ており、肅宗は冬至の陳賀礼を権停札と

するよう指示している。<sup>(35)</sup>そして一カ月後の冬至には昌徳宮の開門時間が早められ、肅宗と王妃が出御した仁政殿では左議政睦來善以下、百官は陳賀礼を執り行い、ひきつづき時敏堂にて王世子のために冬至を祝った。<sup>(36)</sup>つまり、肅宗代においては清使入京中の肅宗二年三月聖節に噶布喇<sup>ガブラ</sup>・費揚古<sup>フェンギョ</sup>らが南別宮西宴庁にて望闕礼を執り行い、昌徳宮仁政殿の殿庭では百官が略式により行礼した事例（史料F①②③）が唯一の例外であって、「前例」とはならなかったのである。

#### 四 大報壇祭祀と望闕礼

##### (1) 肅宗三〇年代の大報壇祭祀

##### ①望闕礼から大報壇祭祀へ

肅宗三〇年正月に肅宗は備辺司の諸臣を引見し、「今年は即ち甲申なり。大明、是の歳三月を以て亡ぶ。前史を歴覽するに、亡国何ぞ限りあらん。而るに独り崇禎皇帝革世の処に於いては、嗚咽して読むに忍びざる者有り」と述懐した。肅宗が「我が人、客使來往の時に道を夾みて觀光し、視ること華使と同じうす。其れ冤<sup>ウム</sup>みを含め痛みを忍ぶ底意無きこと知るべし」と領議政申琬に語ったように、巷間では丙子胡乱の記憶が薄れ、漢城の庶民が「華使」（明使）のごとく「客使」（清使）の入京を見物する近年の風潮も憂慮していた。さらに「我が国の今日有るを得るは、神皇の力に非ざるは莫し」「楊鎬・邢玠、東征の帥臣を以て亦た祠宇有れども、尚お神皇の為めの建廟の事無し」と祀典の不備を憂い、萬曆帝の祠廟建設について今後論議するよう命じることになる。<sup>(37)</sup>

半年前に肅宗は第二継妃金氏（仁元王后）冊封のために入京した翰林院掌院学士<sup>インシヤ</sup>叙<sup>ソ</sup>（内大臣明珠<sup>ミョクジュ</sup>の次男。実兄は詞人の納蘭性徳<sup>ナランシヤンデ</sup>）一行を慕華館にて餞送したのち南関王廟に親臨し、また來援明軍の経略禦

倭軍務総督邢玠と朝鮮軍務經理楊鎬を祀る宣武祠に祭官を派遣して「再造藩邦」の恩義に報いていたばかりである。<sup>(38)</sup>清朝に抵触する詩文を抄出した『列聖御製別編』（景宗即位年編纂）によれば、南関王廟を訪れた肅宗は「迺<sup>ハ</sup>めて癸未夏に北客を饑り回鑿するの路すがら、遂に歴臨す。實に匪風永歎の意有り」と感慨深く詠み、また御駕が崇礼門をくぐり抜けると宣武祠を振り返りつつ、「頃者郊送の時、回望すれば感ずるところ有り」と詠んでいる。<sup>(39)</sup>海昌都尉具泰周（顯宗三女明安公主の夫）に酬唱させた題詠にいう「癸未夏」「頃者」とは、まさしく漢城郊外で「北客」（清使）を見送った肅宗二九年六月のことであろう。正殿の大梁が破損する東関王廟についても、肅宗は改修工事を急ぐよう礼曹と戸曹に命じていた。<sup>(40)</sup>肅宗はかつて夜対の際に「神宗皇帝、我が国に萬世忘れざるの功有り。壬辰板蕩の日に當たり、苟くも神宗皇帝、天下の兵を動かすに非ずんば、則ち我が邦其れ何を以て再造し、而も今日有るを得んや」と左副承旨申啓華と弘文館副校理金構・博士宋疇錫らに語ったように、萬曆帝が朝鮮に施した「再造の恩」は朝鮮後期の国王と儒者官僚のあいだで共有されていた。<sup>(41)</sup>

三月六日に五衛都総府の司直柳成運が「甲申の歳、今日に回りに又た三月の朔に逢う。今三月十九日、即ち皇都淪陥の日なり」との書き出しで、「毅皇」（崇禎帝）を追って殉節した内閣大学士范景文以下四名の臣下のために壇壝を築いてあわせ祀るよう上疏すると、翌七日に肅宗は礼曹に稟議を命じ、崇禎帝の祭祀についてのみ特別に裁可を下した。<sup>(42)</sup>重臣の意見はその三月七日にほぼ出そろっており、漢城府に命じて昌徳宮後苑の春塘台（慶事の科挙試験場。旧瑞葱台）にひとまず祠壇を築かせ、崇禎帝が紫禁城裏手の煤山（景山）で縊死した三月一九日に牛・羊・豕の太牢を供えて祭祀を執り行うことになる。『列聖御製』によれば、肅宗は「今甲申三月十九日、即ち皇都淪陥の日な



り」に始まる詩を詠んでおり、柳成運の上疏に依って大臣を説き伏せたかのである。その首聯には「噫嘻あ今日此れ何の辰や、遙かに神京を望むに愴み新たまるが若し」とあることから、肅宗にとつては王都漢城より帝都北京をはじめて仰ぎ望む対明遥拝儀礼であつたとみても差し支えあるまい。

では三月七日当日、肅宗が大臣に下した備忘記をまずは検討してみよう。

Q 備忘記曰、神皇建廟事、已諭予意、詢于諸臣、此是早晚必行之盛礼、宣武祠・愍忠壇遣官致祭亦已定奪矣、昨因柳成運疏、有令礼官稟処之命、第於予心終有所歉然、嗚呼、流光荏苒、旧甲重回、今月十八日即皇朝運移之日也、空望故国、朝宗無地、追天朝不世之殊渥、念列聖服事之至誠、只自嗚咽、流涕無從也、昔我仁祖大王、當天翻地覆之日、不廢焚香望闕之礼、則今丁皇朝淪陷之日、豈可遣官設祭而已耶、向所謂歉然者、實在於此、而此心耿耿、消鑠不得也、其令礼官議于諸大臣稟処、領議政申琬議、茲事至重且大、參之於礼、既無可掬、非臣所敢容議、而皇朝運訖甲子重回、我聖上即欲設祭於帝室淪亡之日、以寓前王不忘之痛者、可泣神祇、若以藩邦之追祀先皇為僭踰、則已、今若設行、則恐不可遣官而止、設壇於耳目不煩之地、遵依仁廟朝宮中望闕之礼、似為合宜、而至於儀節、有非文字所敢煩陳、宜令礼官裁稟、(中略)命依琬議施行、(後略)〔『肅宗実録』卷三九、三〇年三月丙午〔七日〕条〕

備忘記の冒頭に「神皇建廟の事、已に予の意を諭し、諸臣に詢る。此れは是れ早晚必行の盛礼、宣武祠・愍忠壇の遣官致祭も亦た已に定奪せり」とあるように、肅宗の強い意思表示は容易に読み取れよう。宣武祠には前年六月に肅宗の意向により祭官を派遣していたが、壬辰倭乱の際に戦死した来援明軍を祀る愍忠壇は丙子胡乱以前よりすでに

廢れていた<sup>65</sup>。また肅宗は、「昔我が仁祖大王、天翻り地覆るの日に當たるも、焚香望闕の礼を廢さず。則ち今は皇朝淪陷の日に丁たるに、豈に官を遣わし祭りを設けて已むべけんや」と曾祖父の仁祖に思いを馳せる。この日の稟議に応じた重臣のうち、領議政申琬は崇禎帝の親祭について「若し藩邦の先皇を追祀するを以て僭踰と為さば、則ち已め、今若し設行せば、則ち恐らく官を遣わして止むべからず。壇を耳目煩わさざるの地に設け、仁廟朝宮中望闕の礼に遵依するが宜しきに合うと為すに似たり」と、祠壇の設置を上奏した(史料Q)。肅宗がいう「天翻り地覆るの日」とは、丙子胡乱とその後の明清交替の隱喻であろう。肅宗は「神宗皇帝再造藩邦の恩」と「尊周の義」から三日後にも萬曆帝のための祠廟建設を礼曹に促す備忘記をあらためて下すが、この王命は『列聖御製別編』に採録され、その冒頭には「嗚呼、光陰逝き易く、沮灘とんたん重ねて回る。天崩れ地拆かるは即ち此の歳なり」とある。肅宗が「大明神宗皇帝山河を再造するの恩」から妹婿の海昌都尉吳泰周に對し、「廟を建て崇め奉るは、寔に予の至願、於戲(前王を)忘れられずは、其れ此の謂いや。或る者礼節の便しくし難きを以てし、彼中に泄るるを煩い慮りと為すは、其れ可ならんや。詩し以て意を示す」との題詠に酬唱させたのも、やはりこの頃であらうと思われる。

桂勝範氏によれば、肅宗は備忘記を下して「宣武祠と愍忠壇に官員を遣わして祭祀し、望闕礼を行うことよって明国が滅んだ日を哀悼していた当時の慣行に不満を表示し、崇禎帝に對してみずから祭祀しようとする心情をあらわした」という<sup>66</sup>。しかし、丙子胡乱後の仁祖による望闕礼は「当時の慣行」ではなく、事実関係の理解にやや混乱がみえる。仁祖が「皇明の為め」に昌慶宮明政殿にて望闕礼を実施したのは、仁祖一六年正朝と翌一七年正朝の二度にすぎず、また当日は正朝であつて「明国が滅んだ日」ではない<sup>67</sup>。



むしろ崇禎帝を祀るにあたっては、肅宗も申琬も高麗末期以来、王宮の正殿にて挙行されていた対明遥拝儀礼、すなわち望闕礼に着想を得ていたところに注目すべきであろう。申琬の議奏の一部は遺稿集にも「崇禎皇帝設壇行祭の議」として収録されている。

R 下詢辞旨、惻怛懇摯、臣奉誦以還、欽誦感歎、不覺涕淚之霑衣也、  
 茲事至重大、參之於礼、既無可拠之文、則非臣庸淺之見所敢容  
 議、而皇朝運訖甲子重回、我聖上追天朝不世之殊渥、念列聖服事  
 之至誠、今欲設祭於帝室淪亡之日、以寓前王不忘之痛者、可泣神  
 祇、若以藩邦之追祀先皇為僭越、則已、今若設行、則恐不可遣官  
 而止、設壇於耳目不煩之地、遵依仁廟朝宮中望闕之礼、似為合宜、  
 而至於儀節等事、有非文字所敢煩陳、宜令礼官裁量稟處、伏惟上  
 裁、〔綱菴集〕卷五、議、崇禎皇帝設壇行祭議〔甲申三月十九日  
 乃皇都淪陷之日而旧甲重回故有下詢之教〕

申琬の議奏の冒頭にある「下詢の辞旨、惻怛懇摯たりて、臣、奉誦せしより以還、欽誦感歎、涕淚の衣を霑すを覚えざるなり」との感慨は、先にみた三月七日の実録記事には記録されていない。とはいえ、申琬が「我が聖上、天朝不世の殊渥を追い、列聖服事の至誠を念う」と述べ、「天朝」たる大明皇帝への肅宗の追慕と歴代国王の忠誠心を称えたところは、明らかに備忘記（史料Q）からの引用である。この議奏には「甲申三月十九日は乃ち皇都淪陷の日にして、旧甲重ねて回る。故に下詢の教有り」と割註が付されており、申琬が稟議に向けて準備していた家蔵の上奏文であろうことは容易に推測できる（史料R）。かつて申琬は継妃閔氏の冊封を清に要請する奏請使の書状官を務めて肅宗八年に加資のうえ奴婢・田地の恩賞を賜り、また第二継妃金氏冊封の行礼手順をめぐっては前年の肅宗二九年に右議政として弘濟院にて清使を説得した実績もある。崇禎帝の親祭について肅宗が「命じて琬の

議に依り施行せしむ」と議決した（史料Q）ように、少論の系列ながら申琬に対する信頼は厚かったのであろう。

後苑での崇禎帝親祭からまもない肅宗三〇年四月に、宋時烈の門人である司憲府執義李箕洪は「伏して聞くならく殿下、神宗皇帝萬世忘れざるの盛徳を追思して既に立廟の議を下し、又た崇禎皇帝壇祀の礼を行う。凡そ含生の類いに在りては、孰か感泣せざらん」と肅宗の立場を支持し、宣祖と仁祖の遺志を継承しよう上疏した。九月の実録記事にも「上、既に今三月に壇を後苑に設け、親ら毅宗皇帝を祭り、必ず神皇の為め廟を立て、以て致りて隆ばんと欲す」とあるように、肅宗は「神宗皇帝再造藩邦の恩」に報いるべく依然として祠廟の建設を望んでいたのである。しかし、現職・前職の大臣ならびに備辺司諸臣との協議の結果、礼制上の違例はもとより朝鮮王室の宗廟との兼ねあいもあり、老論系の左議政李奮が提示した折衷案によって恒常的な祠廟ではなく、必要時に応じて祭祀を執り行う祠壇の設置で議決することになる。少論系の前領議政申琬も立廟ではなく設壇をすでに上奏していた（史料QR）から、儒者官僚は老論・少論を問わず、肅宗が思い描いた祠廟建設に同調できなかつたとみえる。

弘文館大提学宋相琦の撰定により大報壇と命名された祠壇は約三カ月かけて一二月下旬に完成し、壇制は朝鮮の社稷壇によりつつ、壇上に安置する漆塗りの神座は「我が国の闕字版及び外方の殿牌の制のごとき規格とされた。〔闕字版〕が名節の望闕礼の際に大明皇帝の象徴として正殿内に設けられる闕牌を指すことはいうまでもあるまい。〔外方の殿牌〕とは各邑城内の客舎に奉安された朝鮮国王殿下の象徴であつて〔殿〕字が刻まれ、使臣（燕行使・通信使など）と地方官は王都漢城に住まう国王のために正朝・冬至・誕日のほか毎月朔望にも未明より「千歳千歳千歳」と山呼する遥拝儀礼を行って忠誠を誓っていた。高

麗末期以来の対明遥拝儀礼と大報壇祭祀との連続性を説くのもあながち空論ではあるまい。

## ② 肅宗三〇年代前半の大報壇祭祀

さて、桂勝範氏は正祖二四年（一八〇〇）に王命により編纂された『尊周彙編』所収の「皇壇年表」を参照のうえ、肅宗三二年三月以降、肅宗の死去までに肅宗三三年・三五年・三八年の四度にわたって大報壇親祭が挙行され、一六度の機会のうち二五パーセントの頻度であったことを提示した。<sup>(74)</sup>このうち、肅宗三二年三月の事例については実録記事に「上、大報壇に詣り、親ら大明神宗皇帝を祭る。子の時、上、宜春門より禁苑の北に循いて西し、朝宗門より出でて壇所に詣り行祭す」とあり、王世子も百官を率いて陪祭した。<sup>(75)</sup>『議政府謄録』によれば、左議政李奮と右議政李滯（世宗五男広平大君璵の後裔）らは事前に誓戒（一週間の齋戒にあつての誓約事項）を受け、親祭当日は少なくとも右参贊宋昌らが参席している。<sup>(76)</sup>肅宗三三年と同三五年の事例についても簡略ながら「上、親ら大報壇に祀ること、乙酉（＝肅宗三一年）の礼の如くす」「上、親ら大報壇に祭り、王世子従う」との記録を確認できる。<sup>(77)</sup>人事異動の都合もあり、かならずしも議政府高官がそろって陪祭できたわけではないが、幣帛を捧げる祭官の担当者や親祭後の問安の様子など、むしろ『議政府謄録』の記録は有用である。<sup>(78)</sup>

しかし、桂勝範氏が典拠とした『尊周彙編』の「皇壇年表」は正確なデータとはいえない。たとえば、「皇壇年表」には記録がないものの、大報壇親祭は肅宗三四年三月にも挙行された。<sup>(79)</sup>『承政院日記』によれば、すでに正月一七日に「来る三月初八日大報壇親祭の時、王世子陪祭の一款、例に依り磨鍊せんや」との礼曹の上奏を左副承旨南就明が取り次ぎ、肅宗の裁可を得ている。<sup>(80)</sup>当該年月日条の最末尾には「已上

燼餘」とあり、幸いにも英祖二〇年（一七四四）の火災を免れて焼け残った記録である。三月四日になると、義禁府は「今三月初七日大報壇挙動の時」には御駕のみならず王世子のための考喧都事（先払い）を臨時に任命するよう要請して許可された。<sup>(81)</sup>六日には「明日大報壇親祭挙動の時」に随行すべき兵曹佐郎一名が母親の病気のため出仕できないとの兵曹の上奏を右副承旨が取り次ぎ、また御駕は漢城府堂上が先導すべきところであるが、祭礼に参列予定の判尹金字杭・左尹金重器に代え、いまだ謝恩肅拜の儀（拜命式）を済ませていない右尹俞集一を急遽召し出すことになる。<sup>(82)</sup>小規模な法駕・小駕はいうまでもなく、儀仗を総動員する大駕では漢城府尹が行列を先導し、礼曹判書・戸曹判書・大司憲・兵曹判書がこれにつづく。<sup>(83)</sup>そのうえ左議政李滯も疾病に加えて過去に職務上の過失があったとみえ、「茲に壇祀挙動に當たり只だ一日を隔つるも、鼎席（＝宰相）俱に空き、朝儀未だ成らずんば、其れ事体に在りては極めて未だ安んぜずと為す」と劄子を奉って辞職を願い出た。しかし、肅宗は「劄を省るに卿の懇ろを具悉す。才かに至意を諭るも、又た何ぞ辞すや。矧んや今親祀、只だ一宵を隔て、職は三事（＝三公の位）に在れば、決して一向に引入（＝引責辞任）すべからず。卿、其れ撝謙を執ること母く、即ち起ちて視事し、用て予の虚佇の心に副え」と慰留している。<sup>(84)</sup>『承政院日記』に残るこれらの上奏と劄子そして肅宗の批答からみて、少なくとも前日まで大報壇親祭の準備が進められていたことは疑いあるまい。

三月七日より日を跨いで挙行される大報壇親祭の情景については、『議政府謄録』に次のような記録が残る。

S 大報壇親臨祭出宮教 是、時百官以朝服興化門外分東西序立、領議政崔錫鼎被論在門外、左議政李滯・右議政徐宗泰遣史官偕來、故並不進參、右参贊姜鏡・都総管・宝剑進、司録鄭楷病不進、右

賛成尹拯・左参贊鄭載禧在外未拜、巡庁班列、判府事李頤命分付内、今此壇祭経宿、而口伝問安事甚未安、伝来膳録雖如此也、更為単子問安出、令使吏房録事諸相位前伝喝、仍為祭罷後、単子問安為之、而自今以後乙良諸壇及宗廟経宿祭時、単子問安事亦為定奪、班首判曹判書俞得一、祭罷後、二品以上、大殿筵単子問安、時右参贊姜鏡・侍衛來参問安、班首判府事李頤命単子捧入、〔議政府膳録〕戊子三月初七日条）

当時、肅宗は居所を「東闕」の昌徳宮から「西闕」の慶徳宮に移しており、大報壇祭祀をみずから執り行うには昌徳宮へ臨幸しなければならぬ。朝服を着用した文武百官は慶徳宮正門の興化門外に東西に分かれて並び立ち、肅宗を乗せた御駕とともに昌徳宮へ向かった。司諫院に弾劾されて城外に出た領議政崔錫鼎をはじめとする三議政はそろわず、新任の議政府右賛成尹拯・左参贊鄭載禧らのように謝恩肅拜の儀を終えていないため参内できない高官もいたが、宗親の代表として五衛都総府の都総管（長官）李桓のほか、都城内外の夜間巡察業務を担当する巡庁の官員も班列に加わっている。このとき、老論の重鎮たる判中樞府事李頤命（世宗庶五男密城君琛の八世孫）の判断により、問安に際しては判曹判書俞得一が口伝（口頭）ではなく単子（文書）を捧げて宵越しの肅宗を慰勞することになった。大報壇親祭終了後、二品以上の高官につづいて右参贊姜鏡と護衛兵が肅宗に問安し、文武百官代表の李頤命もまた単子を献じて慰勞している（史料S）。ここには「今より以後こそは諸壇及び宗廟経宿して祭る時、単子問安の事も亦た定奪を為す」とあることから、宵越しの大報壇親祭のほか社稷・宗廟親祭後の問安も、政府高官は国王に対してのみ文書による「単子問安」を行ったであろう。翌日の八日、王世子は親祭を終えた肅宗に問安し、御駕は昌徳宮正門の敦化門外に整列した百官とともに慶徳宮に戻った。実

録記事には記録がないものの、肅宗三四年に大報壇親祭が挙行されたことは明らかである。『景宗春宮日記』によれば、翌年の肅宗三五年三月にも冕服に身を包んだ王世子が大報壇祭祀に陪従のうえ、深夜一時頃から開始された肅宗による親祭の記録が残る。

次に、桂勝範氏が四件目の事例として提示した肅宗三八年壬辰の場合、大報壇親祭が執り行われたとは考えられない。正月中旬に肅宗は「皇壇の大祭、毎に撰事せしめ、予の心、安んぜず。脚疾未だ癒えずと雖も、必ず親行せんと欲す」と、脚気に悩まされながらも来たるべき大報壇親祭に意欲を示していた。慶徳宮便殿の興政堂（現存せず）にて弘文館副校理兼経筵侍読官洪致中・修撰兼檢討官李世瑾らが明の『歴代名臣奏議』のうち北宋滅亡後の奏議を進講した際に、「孝廟の遺志」（北伐論）を継承して春秋の大義を明らかにし、またこの年は壬辰倭乱勃発から一二〇周年を迎えるゆえ「播越の辱」（宣祖の義州播遷）を忘れぬよう、肅宗に要請したからである。当日の『承政院日記』は欠字が散見するものの、興政堂では「凡そ国家を有つ者は此の義理を知らざるべからず」「惟だ我が孝宗大王、聖志を奮発して大義を天下に明らかにせんと欲す」「今日継述の責、顧だ我が殿下に在らざるや」など、論議が沸騰している。『列聖御製』によれば、肅宗自身も「敬みて宣祖大王龍灣書事の韻に次す」「今年即ち壬辰なり、往事を追憶し感憤して作る」の二種を詠み、宣祖が龍灣（義州の古称）まで播遷せざるをえなかった往事に慨然としていた。肅宗が下教にあたり「皇壇、歳ごと一たび精を薦めて此に禋るも、区区として悩ましく伸べり。行歩艱しと雖も、何ぞ恤う所あらん。黼座を瞻る毎に、弥新たまるを感ず」と詠んだのもまた、この頃であろうと推測される。肅宗の意に反して、大報壇祭祀は二年連続して大臣が撰行していたからである。

ところが、手足に痛みを起こした肅宗が二月上旬より鍼灸治療を受



けはじめると、葉房都提調を兼任する李頤命らの懇請のすえ、肅宗の意に反して二月下旬に「上、脚患未だ差えざるを以て、命じて今春の大報壇祭は姑く撰行と為さしむ」こととなった。<sup>(94)</sup>時系列に沿って考えれば、肅宗が「左脚偏に力無く、灸鍼未だ治り易からず。盧扁何れの処にか得ん、健歩恐らくは期し難し」と詠んで扁鵲のごとき名医を求めたのはこの頃であろう。その後も肅宗の脚気は癒えなかつたとみえ、三月一日に右議政趙相愚が大報壇祭祀の初献官として誓戒を受けている。趙相愚が大報壇祭祀を撰行したのは、当初より予定されていた三月九日であろう。<sup>(97)</sup>

さらに、桂勝範氏は「王朝の正統性と自身の立場を強化しようとする大報壇を築いたが、肅宗自身さえもいまだ尊明義理という価値を制度化して可視化させるのに満足しただけで、いまだ試行初期段階を脱することができなかつたものとみえる」という。<sup>(98)</sup>しかし、後代の簡略な「皇壇年表」をもとに当時の大報壇祭祀を意義づけるのは性急であろう。たしかに肅宗は肅宗三一年・三三年・三四年・三五年の四度にわたって大報壇親祭を実施し、親祭の頻度は結果的に二五パーセントとなるが、さきに提示した大臣による撰行については捨象されている。研究方法として「大報壇の親行と撰行のあいだの関数関係に着目し、その推移を確認して分析する」理由は、「国王が文武百官を率いて出御し挙行する親行に政治的重みがいっそう載せられているであろうという前提が可能なのである」と桂勝範氏は断っている。<sup>(99)</sup>とはいえ大臣による撰行は、肅宗が大報壇親祭という国事行為を軽視していたからではあるまい。たとえば礼制上、一年に四孟月上旬と臘日の計五回挙行される宗廟大祭（「五享大祭」という）は太祖（在位一三九二〜九八年）代以降、成宗代までに総計四一回確認されており、このうち先王の耐廟にとまう八回の祭礼を除けば、朝鮮初期における実際の宗廟

親祭は三三回となる。<sup>(100)</sup>朝鮮後期になると肅宗代の場合、宗廟出御は五四回（うち四回は代理聴政期）であり、それでも年平均一回強にとどまっている。<sup>(101)</sup>

そもそも、大報壇祭祀の期日を決定するに先立ち、肅宗三〇年一月に礼曹判書閔鎮厚（仁顯王后閔氏の実兄）は肅宗の体調に配慮して「顧みるに此の設壇、初め適に大明淪喪の回甲に値うに由り、聖上感慕の至誠に寓するを以てすれば、則ち必ずしも城陥つるの日に往わずと雖も、毎に今春の例の如く、而ち若し三月上旬に日をトびて之を行わば、則ち恐らく無名と為さざらん」と、早春の正月上旬ではなく三月上旬に挙行すべしと進言していた。<sup>(102)</sup>その後も諸大臣のあいだでは「春初は日候必ず凜冽たりて親しくは祀り難く、毎に撰行を多せば、則ち事体未だ安んぜずと為す」との意見が多く、左議政李奮も「正月は一歳の元め為れば、元月を以て大祀を行うが其の礼を重んずるの義に合うに庶し。而るに礼官、上躬ら親行の難きと前頭（＝将来）撰行の頻りなるを慮りと為し、三月に定めんと欲す」と発言している。<sup>(103)</sup>当時の肅宗の健康状態を考慮すれば、屋外の壇上にて親しく大祭を執り行うことは困難であり、政府高官による撰行もすでに一定程度は想定されていたのである。肅宗自身が「蓋し親享の礼、歳ごと一たび之を為せども、故有らば則ち撰行せよ」と備忘記を下したのもこの頃と考えて大過あるまい。そこで以下、空白となっている肅宗三〇年代前半の大報壇祭祀をめぐる論議と撰行の実施状況について検討してみたい。

肅宗三一年二月に全羅道益山の幼学（未仕官の儒生）蘇徳器は庶長子昀の王世子冊封（肅宗一六年）、継妃閔氏の復位（同二〇年）、端宗（在位一四五二〜五五年）の廟号回復（同二四年）、そして前年の崇禎帝親祭など肅宗在位中の事績を称え、尊号加上を上疏した。肅宗は凶荒と自然災害を理由に承諾しなかつたものの、この年三月に仁政殿で



は王世子が文武百官を率いて肅宗治世三〇周年を祝う陳賀礼を執り行い、恩赦令が下されることになる<sup>(10)</sup>。その後、一〇月に四五歳の肅宗は健康上の理由から王世子に王位を禅譲する意向を示したが、王世子と政府高官のたび重なる反対により三日後に翻意した<sup>(11)</sup>。年末には承政院が正朝の望闕礼を「近例に依り之を為す」、つまり慣例どおり暗に停止する旨を肅宗に報告する一方、礼曹は今後清使を迎え入れた場合を想定し、名節の望闕礼は王世子が清使とともに行礼することもあろうから、閑係官庁に命じて茶礼など王世子による迎接儀礼を事前に整備するよう要請している<sup>(12)</sup>。すでに王世子は康熙帝の勅書によって冊封されており、肅宗の体調に配慮したうえで緊急措置であろう。それゆえ肅宗がこれ以降、大報壇祭祀を親しく挙行できなかったとしても、「いまだ試行初期段階を脱することができなかった」という桂勝範氏の見解は首肯しがたい。

翌年の肅宗三二年二月二七日には礼曹判書李頤命が「今、玉体未だ寧んぜず、當に撰行と為すべし」と大報壇祭祀の撰行を上奏すると、肅宗は大臣に協議を命じた。判中樞府事徐文重と左議政徐宗泰はかならずしも撰行を制度化する必要はないと難色を示したが、領議政崔錫鼎は「主上、親行するを得ずんば、則ち議政を以て撰行し、春宮は則ち間ま特命を以て撰行するも妨げ無からん」と進言し、右議政金昌集も「上より行うを得ずんば、則ち議政を以て撰事し、時に或いは世子をして撰行せしむるも、情礼に合うに似たり」とほぼ同様の見解を披瀝したため、肅宗は大報壇祭祀の撰行を正式に命じることとなった<sup>(13)</sup>。肅宗が昌徳宮後苑ではじめて大報壇祭祀を執り行った翌年のことである。『議政府曆録』によれば、この日は領議政崔錫鼎が献官として誓戒を受けたものの、三月二日には病気のため献官を辞退した崔錫鼎は不在のまま、左議政徐宗泰を中心に大報壇祭祀の習儀が行われた<sup>(14)</sup>。崔錫鼎は

「大概臣、壇祀の献官に差わされ、今日の肆儀、當に進参すべけれども積日勞傷の餘り、添くも外感を得、症勢<sup>(15)</sup>苦だ劇し。且つ右髀に腫れを成すの慮り有りて床席に委頓し、自力を以てすること無し。礼を演うより重きは莫かるも、將に時を以て挙行するを得ざらんとす」と劄子を奉って削職を請うたが、肅宗は慰留している<sup>(16)</sup>。大報壇祭祀撰行の習儀とはいえ、ひとたび献官に任じられた大臣にとっては重責であったと思われる。その翌日、四学（漢城の中・東・西・南部に置かれた官立学校）の儒生宋婺源（宋時烈の曾孫）らは、崔錫鼎が丙子胡乱時の「主和派」（講和派）崔鳴吉の孫ゆえ、「吾が君」肅宗に代わって大報壇祭祀を執り行うべきではなく、王世子に撰行させるよう上奏した。承政院よりこの報告を受けた肅宗は、大臣を陥れ朝廷を混乱させたとして宋婺源を辺境の全羅道康津に流配のうえ、上奏文も突き返すよう嚴命を下している<sup>(17)</sup>。その後、徐宗泰は議政府で二日間齋戒し、三月五日に香祝（香と祭文）を授かって大報壇祭祀を挙行した<sup>(18)</sup>。

この年八月には儉約のため延期となっていた祝宴も仁政殿にて催された。王世子につづいて班首の領議政崔錫鼎以下、延初君李吟（肅宗四男。のちの英祖）・延齡君李田（肅宗六男）・判中樞府事李濡・臨陽君李桓・東平尉鄭載裔（孝宗五女淑静公主の夫）・領敦寧府事金柱臣（肅宗第二継妃金氏の実父）・戸曹判書趙泰采が順次献酌するなか、総勢一六七名の宗親・文武官僚があらためて肅宗治世三〇周年を記念したのである<sup>(19)</sup>。宗親・儀賓（駙馬）以下、文武百官が肅宗のために「千歳千歳千千歳」と山呼する祝宴の開催は、王権強化を可視化するには十分な舞台装置であったに相違ない。

### ③ 肅宗三〇年代後半の大報壇祭祀

これまで検討してきたように、肅宗三〇年代前半における大報壇祭

祀は左議政による撰行を含めて五回、つまり毎年国王もしくは大臣が後苑で萬曆帝を祀っていたことになる。となれば、肅宗三〇年代後半もやむなく親祭できない場合は、国王の名代として大臣が祭祀儀礼を挙行していたのではないかと予測される。

まず、肅宗三六年三月に大臣が大報壇祭祀を代行していたことは、次の記録から明らかとなる。

T (政院) 又以礼曹言啓曰、大報壇祭吉日令日官推挾、則来三月初九日為吉云、而自上方在静撰之中、決難親行、依丙戌年例遣大臣撰行何如、伝曰、允、(『承政院日記』第四五二冊、肅宗三六年二月初八日癸卯条)

礼曹の上奏によれば、大報壇祭祀は三月九日に実施すると決定したが、肅宗が療養中であることから、「丙戌年の例」つまり肅宗三二年に導入した大臣による撰行を提案し、肅宗もこれを了承している(史料T)。二日前に判中枢事兼藥房都提調李頤命は医官の診断を踏まえ、咳嗽に加え下肢に痛みを覚える肅宗に対して健脚に効くという鍼灸治療を勧めていたばかりである。そのうえ、肅宗はこの年正月月中旬に王世子とともに昌徳宮より慶徳宮へ移御していた。三月三日の実録記事には「時に上、慶徳宮に御す。而るに大報壇は昌徳宮後苑に在り、故に稟定すること此くの如し」とあり、昌徳宮から慶徳宮への移御後はじめての撰行ゆえ、行礼手順に若干の変更がなされた。当初、礼曹は皇帝の象徴である黄儀仗など、撰行の際に配備する鹵簿については明文化していなかった。肅宗が住まう慶徳宮にて大臣が祭祀に供する香祝を直接授かったのち、儀仗隊を配備しないまま昌徳宮へ向かうのは不遜であり、かといって儀仗隊が漢城府内の東西軸線となる大路(鍾路と興化門前路(現、새문안로))を行進するのも不都合であろう。そこで礼曹は、受香日にはまず承旨が香祝・印章を管理する校書館参外官の香

室官とともに仁政殿西側の回廊にある香室にて香祝の受け渡しを済ませたのち、大報壇へは東門の朝宗門をくぐって進むよう要請し、肅宗の裁可を得たのである。清とは宗属関係にありながら大明皇帝を宮中の後苑で祀る大報壇祭祀は、いわば秘儀である。撰行とはいえこの秘儀が外部に漏れないよう、礼曹も細心の注意を払ったものと思われる。

翌三七年二月末には左議政徐宗泰が誓戒を受けており、一週間後の三月上旬に大報壇祭祀を代行したことであろう。この年正月月中旬には兵曹判書閔鎮厚が西路の黄海道と平安道に殿牌を奉安していない客舎もあつたことを憂慮し、「猝かに創建し難しと雖も、館舎有る処は並びに為めて殿牌を奉設し、誕日・正朝・冬至・朔望に當たる毎に、或いは公服を以て、或いは戎衣を以て必ず望闕礼を行うの意、道臣に分付し之をして申飭せしめ、而して諸道も亦た一体行会を為すは何如」と建議している。実際にこの行会(朝廷の命令を広く頒布すること)は黄海・平安道のみならず、全国に通達されたとみえる。二カ月後に慶尚道釜山僉使の上啓により、差倭(対馬島主の臨時使節)の朝鮮国王に対する肅拜の儀を目的として東萊府釜山鎮から草梁倭館(肅宗四年竣工)の客舎へ移安されていた殿牌とは別途に、釜山鎮の客舎にもあらためて殿牌を奉安して朔望ごとに望闕礼を行うこととなった。各邑に設けられた客舎で重視すべきは朝鮮国王を象徴する殿牌であり、いまや大明皇帝ではなく「胡皇」の象徴となった闕牌の現状には関心が向けられなかったと思われる。

肅宗三八年に肅宗が持病の脚気のために大報壇親祭を断念し、やむなく撰行を命じたことについてはすでに確認済みである。一年が経過しても肅宗の病状は回復せず、肅宗三九年の場合も判中枢事李頤命の説得に応じて大報壇親祭の王命が撤回された。激痛があつたわけではないが脚部に力が入らず、祠壇での歩行と起立には支障があるとの

判断であった。<sup>(10)</sup> この年の『議政府膳録』には「受誓戒」(二月二十八日) ↓「肄儀」(三月三日) ↓「受香」(三月六日)の順に、撰行の際の典型的な記録が残っており、領議政李滯が六日深夜より大報壇祭祀の初献官を務めたことが判明する。<sup>(11)</sup>

肅宗は三月九日に崇政殿に親臨して尊号を受け、王世子は尊崇都監都提調の領議政李滯以下、文武百官を率いて陳賀礼を執り行い、治世四〇周年を厳かに祝った。判中枢府事李奮が製進した玉冊文には「禁園皇壇の設くるが若きに至りては、茲れ乃ち往牒に藩服無き所なり。邦域は壬辰に再造して恩は父母に侷しく、志事は深く孝廟を追いて義は春秋に炳らかなり」とあるように、かつては大明帝国の「外藩」でありながら宮中に大報壇を創設して「再造の恩」に報いる肅宗を称えている。<sup>(12)</sup> 治世三〇周年と同様、李滯ら諸大臣の懇請によって祝宴が催される予定であったが、三月一日に降雪を災異とみなした肅宗は「天の怒りを敬み、敢えて戯豫する無かれ」と『詩経』大雅の一篇を引きつつ、祝宴の停止を命じた。<sup>(13)</sup> ひとまず秋に延期された祝宴も凶荒を理由に七月末に取りやめとなり、この日肅宗はいずれ京畿高陽の明陵(仁顯王后陵)と翼陵(仁敬王后陵)のあいだに寿陵(のち双墳で明陵に合葬)を造成するよう、礼曹判書閔鎮厚に指示している。肅宗が即位四〇周年を素直に喜んでいたわけではあるまい。健康上の理由もあり、肅宗がこの年九月一九日の昼講を最後に書物を閉じたことも明らかになっている。<sup>(14)</sup>

以上のように、肅宗三〇年代後半は肅宗の病気のために親祭こそ挙行できなかったものの、大臣に撰行を命じて毎年大報壇祭祀を継続していた。肅宗三九年二月に大臣と備辺司堂上を引見した際に、兵曹判書趙泰采が「皇壇、既に一年に一たび祀る」と発言したように、大報壇祭祀は親祭・撰行を問うことなく毎年挙行された王朝国家の大礼で

あった。

## (2) 肅宗四〇年代の大報壇祭祀

肅宗四〇年正月に大報壇祭祀の吉日は三月九日に決定し、前例どおり療養中の肅宗に代わって大臣が祭祀を執り行うことになった。『議政府膳録』によれば、実際に三月の大報壇祭祀は左議政金昌集を献官として実施されている。惜しむらくは、この年二月二六日を最後に『議政府膳録』は肅宗年間の記録を欠いており、その後も三議政が代行したであろう大報壇祭祀の実施状況については不明なところが多い。

とはいえ、『承政院日記』には正月下旬に礼曹の上奏により大報壇祭祀の吉日が決定するなど、ひきつづき断片的な記録が残る。たとえば、肅宗四一年には三月七日に大臣が大報壇祭祀を撰行すると決まっていた。親祭ではなく撰行となったのは、肅宗が療養中であつたからにほかならない。また、翌年の肅宗四二年三月四日に司憲府掌令を拜命した黄爾章は後日、「日者、諫長(『大司諫』・憲臣(『司憲府の官員』)或いは啓し或いは疏し、死党醜正の論極めて其れ惨毒なり。臣、処置の日に適に皇壇の齋戒に値い、論罪の啓を為すを得ず」と上奏して辞職を願ひ出ていることから、三月上旬には大報壇祭祀の齋戒につづいて撰行が実施されていたであろう。肅宗は一時期、呼吸不全を起こしていた。<sup>(15)</sup> そのうえ、肅宗の眼疾が悪化したため、都承旨の提案により臣下の上奏文の文字をやや大きく書かせ、用紙も一尺程度と短くするなど、政務にも支障が生じるようになる。<sup>(16)</sup>

肅宗四三年の場合は、三月の大報壇祭祀後に判中枢府事金宇杭の脚気が悪化したというから、撰行による祭祀が予定どおりに執り行われたと考えられる。眼疾を患う肅宗は三月三日より約一カ月間、湯治のため漢城を離れて忠清道温陽の温泉行宮へ行幸し、全身浴だけでなく



半身浴・足浴・足湯などを八度にわたって試みたが、さしたる効果がないまま四月三日に昌徳宮へ戻った。<sup>(8)</sup> 肅宗はいまだ後嗣に恵まれない王世子を漢城に留めて領議政李滯らとともに国政を監督させる一方、溺愛する末子の延齡君を随行させたことから、この温陽行幸は王世子代理聴政と王位継承のための事前作業であったと推測することも可能であろう。<sup>(9)</sup> 王世子が代理聴政を命じられるのはこの年七月のことである(後述)。

さらに、肅宗四四年正月下旬の『景宗春宮日記』によれば、依然として体調が優れない肅宗に代わって三月七日には王世子が大報壇祭祀を執り行う予定であった。前年決定した「王世子聴政節目」に大報壇祭祀の代行に関しては規定がなかったものの、近年の大臣による摂行にならって肅宗が裁可を下したのである。ところが、まもなく二月七日に三三歳の王世子嬪(端懿王后沈氏)が昌徳宮の長春軒(現存せず)にて死去したため、礼曹の上奏により三カ月後の卒哭祭まで「郊社の礼」(天地と社稷の祭祀)を除き、宗廟ならびに大中小の祭祀儀礼をすべて停止することとなった。<sup>(10)</sup> 礼曹の官員が王世子による大報壇祭祀摂行の儀制を講じていたのは、大報壇祭祀は天を祀る郊祀に相当すると考えていたからであろう。

次に引用する史料は、肅宗代における大報壇祭祀の実施状況に関する最後の実録記事である。

U 行判中樞府事李頤命上筭曰、三月初吉、歳有事于皇壇、伏聞、礼官方以摂行講儀節云、邸下方在侍湯中、文廟之礼既定還寢、事當經宿、俱係難行、且壇所無齋室、勢當致齋於昌徳宮内、然則喪在 同宮、未為蠲潔、今春享祀姑依前例使大臣摂行、恐為得宜、世子從之、蓋大報壇每春享祀、上必親行、自上有疾後、遣大臣行之、世子既聴政、凡諸祭享皆稟于世子、而大報壇享祀將迫、礼官方講

世子替行儀節、故頤命筭及之、(『肅宗実録』卷六一、四四年二月甲辰〔二五日〕条)

代理聴政を行っているとはいえ、「邸下(＝王世子)、方に侍湯(＝親の看病)中に在り」、仲春の文廟祭もすでに停止が決定していた。昌徳宮後苑の大報壇にはいまだ齋室が設けられておらず、王世子が宵越しの大報壇祭祀を代行するのは難儀であろう。そのうえ、昌徳宮内には亡き王世子嬪の魂宮を旧内班院(内侍の公務室)に充てており、<sup>(11)</sup> 清浄さのうえでも問題がある。そこで李頤命は、今春三月の大報壇祭祀も前例にならって大臣の摂行とするよう上奏し、王世子もこれを受け入れた。史官が「蓋し大報壇每春の享祀、上必ず親行すれども、上より疾有りて後ち、大臣を遣わし之を行わしむ」と記録する(史料U)ように、毎年春に挙行された大報壇祭祀が王朝国家の大礼であったことは言を俟たない。『景宗春宮日記』に王世子が三月七日に大報壇祭祀を実施したとの記録が残っていないことから、李頤命の提言どおりに昌徳宮では大臣が「郊社の礼」に匹敵する大報壇祭祀を代行したに相違ない。ただ、二日後の三月九日には延勅君の生母淑嬪崔氏が死去し、肅宗は国葬に準じて手厚く弔うよう命じた。<sup>(12)</sup> 当初、康熙帝の聖節を祝う望闕礼の習儀は三月一六日に予定されていたが、習儀の実施記録は確認できない。あいつぐ王室の不幸により聖節の望闕礼はいうまでもなく、事前の習儀も停止されたのであろう。

大臣による大報壇祭祀摂行はその後もつづいた。正月下旬の『承政院日記』によれば、肅宗四五五年の大報壇祭祀は吉日の三月六日と決定した。

V 韓重熙以礼曹言啓曰、大報壇祭吉日令日官推択、則来三月初六日為吉云、上年此祭既有世子代之命、而因原任大臣陳筭、以世子方在侍湯之中、請令大臣摂行而蒙允矣、今亦以遣大臣摂行挙行乎、



取粟、伝曰、依為之、『承政院日記』第五一二冊、肅宗四五年正月二四日丁酉条）

礼曹の上奏を取り次いだ右承旨韓重熙の啓に「上年、此の祭既に世子代行の命有れども、原任大臣の陳筭に因り、世子方に侍湯の中に在るを以て、大臣をして撰行せしめんことを請いて允しを蒙れり」とあるように、昨年の大報壇祭祀は王世子が看病中のため、原任大臣の上奏により大臣の撰行が許可されていた（史料V）。原任大臣とは前左議政の李頤命を指すとみてよからう（史料U）。さらに『備辺司謄録』によれば、三月五日には開陽門（慶徳宮南門）内の賓庁にて備辺司堂上による定例会儀が開かれる予定であったが、大報壇祭祀の受香と重なったため、備辺司は会議の停止を申し出て肅宗の裁可を得ている。それゆえ、六日当日の大報壇祭祀は大臣が代行したものと推察される。

翌年の肅宗四六年正月の場合も、さきに提示した史料Vとほぼ同様の記録が「礼曹謄録」を引用した『承政院日記』のほか、『景宗春宮日記』にも残る。肅宗代最後となる大報壇祭祀は吉日の三月一〇日に決定し、礼曹の上奏にはやはり「頃年、此の祭既に世子代行の命有れども、原任大臣の陳筭に因り、世子方に侍湯の中に在るを以て、大臣をして撰行せしめんことを請いて允しを蒙れり」とある。すでにみたように肅宗四四年以降、大報壇祭祀は李頤命の上奏により大臣の撰行を要請して肅宗の裁可を得ていた（史料UV）。そこで今回も王世子ではなく大臣に大報壇祭祀の献官について明証を欠くものの、右議政李健命（李頤命の従弟）が代行したのではないかと推察される。

### （3）大明皇帝御筆の獲得

肅宗三〇年三月に朝鮮国王が後苑ではじめて崇禎帝を祀るにあたり、

祭文を製進した芸文館提学金鎮圭が「臣嘗て冬官を以て大内修理の役を董す。景薰閣の壁上を仰ぎ瞻れば、懸板は乃ち聖上題詠、宣祖遺す所の蟒衣、之れは之れ神皇より受けて今に至るも葆蔵する者にして、又た毅宗皇帝御筆を刻み掲ぐ」と追想したように、昌徳宮大造殿後方の景薰閣にはかつて萬曆帝より宣祖に下賜された蟒龍衣が保管され、崇禎帝の御筆を刻んだ扁額も掲げられていた。『列聖御製』によれば、肅宗が孝宗の外孫沈廷輔（生母は淑明公主）に酬唱させた題詠では、崇禎帝の御筆を「雲章」と褒称し、「雲章海外に留まり、瞻望めば予の情を感かす」とその胸中を語ったこともある。宣祖ゆかりの蟒龍衣はその後、宣宗宣徳帝（在位一四二五〜三五年）が世宗（在位一四一八〜五〇年）に下賜した条帯（平常服の帯）とともに、肅宗の御真（肖像画）を奉安する濬源殿（一名、真殿）の東夾室に移安される。

のち、英祖四五年（一七六九）年一二月に英祖は慶熙宮の承文院に敬奉閣を設置し、昌慶宮の承文院には欽奉閣を設けて大明皇帝の詔勅集『追感皇恩編』をそれぞれ奉安させた。事大・交隣の外交文書を管理する承文院には「虜勅」つまり清の詔勅を収めた書櫃があり、そのなかに「皇朝」の「天子」たる大明皇帝の詔勅が混在していることを英祖は憂えていた。そこで英祖はこれまで「風泉録」と呼ばれていた「天子」の詔勅類を『追感皇恩編』とみずから命名し、校書館より刊行させたのである。英祖五〇年には敬奉閣の脇に奉安閣を設けて清の詔勅類を移し出し、慶熙宮の敬奉閣は正祖二三年（一七九九）に昌徳宮大報壇の境内に移築されることになる。大報壇の西側に改建された敬奉閣にはこのとき、英祖御題『追感皇恩編』二冊のみならず、「太祖高皇帝御筆障子一」のほか「宣宗章皇帝御筆障子一」「毅宗烈皇帝御筆・御画障子各一」も奉安されたという。しかし、これらの御筆・御画は正祖（在位一七七六〜一八〇〇年）の命により収集されたものではない。

というのも、大報壇の創設以前に肅宗はすでに大明皇帝の御筆に関心を寄せていた。肅宗一九年二月に成均館明倫堂の扁額は朱熹の筆跡ではあるまいとして大司成権煥が掛け替えを要請した際に、肅宗はあわせて萬曆帝の御筆を探し出すよう命じている。ところが後日、弘文館がくまなく探したにもかかわらず発見できなかったため、肅宗は今後北京に赴く使臣に探し求めるよう命じた。<sup>(註)</sup> 肅宗は賜暇読書人に選ばされた弘文館副提学閔昌道らに「衣を披て皇恩を憶う」との七言律詩を出題した際に、「宣祖朝、大明神宗皇帝賜る所の蟒龍衣一領、屢しば兵燹を経るも、今に至りて猶お存り。當に披て見んとすべき毎に、皇恩を追憶して一倍傷神し、未だ嘗て一日も忘れざるなり」と語ったように、萬曆帝には格別な思いがあった。『列聖御製別編』に「宣廟朝、大明神宗皇帝賜る所の蟒龍紅緞衣一領、今に至りて猶お存り。宛然として新しきが如く、感慨の懐いに任えず。遂に五言古詩一首を題す」とあるのは、肅宗がこの頃に詠んだ律詩であろう。肅宗は扈講の際に「宣廟朝、蟒龍衣は龍灣□□<sup>(行在)</sup>上<sup>(在)</sup>に持ち往けり。一たび之を覽る毎に、神宗の徳を負うに似若たり。感慨如何」と経筵官に語りかけたこともある。<sup>(註)</sup> 春秋館記事官李瀏の史草『春秋館日記』によれば、この年一月月に熙政堂にて開かれた扈講の終了後、萬曆帝の御筆をめぐる肅宗と経筵官の論議が断片的ながら残る。

W上御熙政堂、扈講入侍、(中略)夏曰、昨日神宗御筆事問之、則使臣度求未得而来云矣、厚明日、欲給価得之、而終未得來矣、上通事、夏曰、當初令本館得來云、故自本館囑於使行矣、昨日下午教、不勝惶恐矣、前日詭吏掩置、使行入來累日、今始發言本紙沒書、更令攸司因治何如、上曰、然、夏曰、自上欲得神宗御筆之意有旨、而既未得來、即今使行尚未渡江、更令得來何如、上曰、初雖未得、而後更有可得之路、今使行処分付、使之得來可也、(後略)〔春秋

#### 館日記』癸酉一月初九日条)

弘文館副校理兼経筵侍読官洪重夏は「昨日、神宗御筆の事、之を問えば、則ち使臣度たび求むるも未だ得ずして来ると云えり」と恐縮しつつ発言し、兵曹参判兼経筵特進官申厚明もまた「価を給して之を得んと欲すれども、終に未だ得ずして来る」というように、申厚明は訳官に購入資金を渡して御筆を探すよう指示していた。謝恩副使として赴京していた申厚明は一週間前に正使臨陽君李桓・書状官崔恒濟とともに熙政堂にて復命報告したばかりであったが、萬曆帝の御筆の件については何ら発言していなかった。<sup>(註)</sup> 王命を下した肅宗も「初め未だ得ずと雖も、而る後ち更に得べきの路有らん」と慰勞したように、使臣がただちに萬曆帝の御筆を求めることは容易ではなかったと思われる(史料W)。とはいえ、萬曆帝に対する肅宗の恩義は遅くとも肅宗一九年の時点で確認することができる。鳥銃三千挺の献上により歳幣が減免され、臨陽君李桓一行が謝恩使として派遣されたことは、既述のとおりである。清の軍需に応じるようであれば、もはや対清強攻策は非現実的であり、王権を可視化する実現可能な国家的事業が必要となる。

肅宗二四年六月には弘文館修撰趙泰采の上奏により、僉知中枢府事黄世楨が故訓練都監主簿沈天民の外孫宅に伝存する宣徳帝親筆の水墨画を入手したことがわかると、弘文館應教李寅炳も「小臣、則ち未だ之を見るを得ずと雖も、而れども大明皇帝の筆蹟、今に至るも尚お存り。一番入覽せざるべからず」と勧め、肅宗は承政院に命じて大内に献納させた。沈天民はかつて仁祖一九年(一六四一)八月に平安道宣川に來舶した明使王武緯一行を承旨の仮衛で接待し、その厚遇に感恩して閔老王鐸の墨竹画とともに贈られたという。<sup>(註)</sup> 丙子胡乱後、清の監視下にありながら、明末の使者に対する沈天民の対応が再評価されたものと考えられる。『列聖御製別編』によれば、肅宗は「予曾て神宗皇帝

御筆を以て遍く求むるも得ず、恨み歎くこと恒に切なり。今此の語を聞くに、何ぞ幸い之に如かん。縦い疇曩ちゆうのうの求むる所と同じきに非ずとも、是れ明皇帝の主筆ならば、則ち敬慕の誠も亦た奚ぞ異ならんや」と満悦していた。この識語の末尾には「崇禎戊辰紀元之後七十一年秋七月既望謹識」とあることから、一カ月後の肅宗二四年七月一六日に詠んだのであろう。のち、正祖は即位後まもなく昌徳宮後苑に奎章閣を設置するとともに、その附属施設として奉諱堂（旧閔武亭）を構えるが、宮内府奎章院典謨課により隆熙四年（一九一〇）七月までに調査整理を終えた『奉諱堂後庫奉蔵書目一』末尾の「追附録」には「明宣宗御製御筆簇子一件」につづけて「同 御画簇子一件／山水図」と記録する。この「山水画」がおそらく沈天民旧蔵の水墨画であらう。

それから二年後の肅宗二六年に崇禎帝の御筆が宗親宅より発見された。李梯と李椀（いずれも宣祖庶一男仁興君の曾孫）の私邸には北宋の徽宗（在位一一〇〇～二五年）による書画のほか、崇禎帝の書跡が端宗・宣祖の御筆とともに伝来していたのである。承政院は「夫れ崇禎・宣廟の筆蹟、固より宜しく宝玩を尊尚すべく、一たび睿覧を経るも恐らく妨ぐる所無し」と進言し、肅宗はこれらのうち崇禎帝と宣祖の御筆のみ献納を許可した。翌年、靈原君李楹（宣祖庶七男仁城君珪の曾孫）が宗系弁誣問題の解決を慶賀して編まれた応製詩軸の筆写本を献納すると、肅宗はみづから序文をしたため、二年後には左參贊李奮が跋文を製進のうえ、『光国志慶録』と命名して刊行している。

後日、七八歳になる靈慎君李滢が肅宗の求言に応じて提出した上奏文にも、大明皇帝の御筆と『光国志慶録』に関する記録が残る。

X 靈慎君滢疏曰、伏以臣本無似、受恩四朝、位躋崇班、年将八耄、朝暮待盡、（中略）今當求言之日、竊有所慨然於心者、敢應明旨、略陳芻説、伏願殿下垂察焉、（中略）頃年、益陽都正檀封進仁廟題

面御筆、而朱紅飛点・手澤如新、且獻皇明疏選一部、其冊子中、有元廟追崇之疏、此乃仁廟御製也、此與封進循例冊子及御筆者有異、而未蒙賞加之典、又於年前、靈原君臣楹封進光国志慶録、亦未蒙恩、年久之後、因家臣陳疏、特施賞資之典矣、封進之典、彼此一般、而酬勞之恩、若是不同、此誠有欠於均施之道也、且益寧都正臣梯・密陽正臣椀、進崇禎皇帝御筆一簇及宣廟御筆無為積「平行缺」即我神宗皇帝、聞我宣廟「平行缺」我宣廟、謹奉聖旨、書進之際、以其餘件給諸王子、仁興君臣瑛仍作家宝、伝至子孫者也、非比之一張御札、宜有施賞之典、而尚今寂然、此諸宗之所以称冤者也、今我聖上、創建大報壇、此誠列聖所未行之盛舉也、到今設壇之後、若以宣廟御筆無為堂三字、入梓懸板於大報壇所安之所、則宣廟至誠事大之誠、可著於今日百年之後、而亦將有光於我聖上念旧之盛徳也、（中略）答曰、省疏具悉、陳戒之言、予當留心、而他餘事令該曹稟處、（『承政院日記』第四六八冊、肅宗三八年五月一八日庚子条）

当時は仁興君李瑛の曾孫益陽君李檀が仁祖親製の冊子のほか、太祖李成桂の御筆を献納するなど、宗親・士族のなかには歴代朝鮮国王の御筆を肅宗に献納して恩賞にあずかり、品階を加資される慣習があった。李滢によれば、「靈原君臣楹、光国志慶録を封進し、亦た未だ恩を蒙らざるも、年久の後ち、家臣の陳疏に因り特に賞資の典を施さる」といい、かつて「益寧都正臣梯・密陽正臣椀、崇禎皇帝御筆二簇及び宣廟御筆無為堂を進む」と回想している。また、李滢は「我が宣廟、謹みて聖旨を奉ずるに、書進の際、其餘の件を以て諸王子に給う。仁興君臣瑛、仍りて家宝と作し、子孫に伝え至りし者なり」と聞き及んでおり、御札（国王親筆の書簡）の比ではなかった。父王宣祖の書画愛好趣味を受け継いだ仁興君瑛が書画收藏家であり、蔵書家・出版者



としても活動していたことは周知のとおりである。さらに李滢は、宣祖の御筆三文字を扁額に刻んで大報壇に奉安し、宣祖の事大の誠心を称えるよう提言したという（史料X）が、その後の礼曹での論議はみあたらない。当該年月日条の最末尾には「已上儘餘」とあって欠字も散見するが、李滢の上奏文にいう「無為堂」とは、日記改修の際に「為善堂」と謄写すべきところを記事官が書き損じたのかも知れない。憲宗（在位一八三四～四九年）代前半に修正補完された『宮闕志』によれば、慶熙宮泰寧殿の西側には肅宗二六年に宣祖の御筆から集字して改号された為善堂（旧靈慶堂）が設置されていたからである。のちに英祖は承旨と史官をしたがえて為善堂を訪れ、「此の堂何の堂ぞ、即ち為善なり。先ず承史をして仰ぎ瞻せしむれば、即ち穆廟（＝宣祖）御筆なり」との散文を遺しており、命名の由来は蜀漢の劉備が太子を戒めた「善の小なるを以て為さざる勿かれ」（『三国志』蜀志）であった。ともあれ、宣祖代における萬曆帝の「再造の恩」に報いんとする気運は、肅宗のみならず宗親のあいだでも高まっていたと考えてよからう。

ようやく肅宗四二年三月に軍官の肩書きで冬至使一行に同行していた訳科出身の張文翼が「皇明神宗皇帝御筆印本」を献納すると、肅宗は「曾て前に屢しば求むるも得ず、畢竟此の至宝を得たり」と歡喜した。張文翼は特別に加資されて嘉義大夫（従二品）となるが、「朝報に出す勿かれ」と命じて官報による公示を禁じた。おそらく、朝鮮使節が禁書あつかいの刊本類を私的に入手したとあっては、朝清外交問題の火種となかなかねないからであろう。それでも幾日もたたないうちに肅宗が七言律詩の首聯に「神皇宝墨之を求むること頻り、今日那ぞ幸い真を得るを図らん」と詠んだように、萬曆帝の「宝墨」は「真筆」であった。さらに、翌年の肅宗四三年四月には北京より帰国した訳官朴昌裕が「皇明太祖皇帝御製御筆」を献納し、先の張文翼と同じく特別

に加資された。とりわけ、張文翼がもたらした「皇明神宗皇帝御筆印本」は模本とはいえ、肅宗にとつて「至宝」であったことは疑いない。肅宗は「幸い模本を得るに、筆力凡と異なれども他に徵信すること無く、敢えて臆定せず」と記したように、一抹の不安があったことは事実であるが、「未だ其れ必ず然りと信ぜずと雖も、而れども必ず板に鏤みて高く掲ぐれば、良に尊慕の意に寓す」と思いを寄せ、肅宗四五年四月に萬曆帝のこの模本を扁額として掲げさせた。萬曆帝の親筆に対する肅宗の執着心は、明倫堂に掲げられた扁額が朱熹の筆跡か否かをめぐる真贋論争に端を発していたことを想起されたい。

景宗即位年庚子（一七二〇）に冬至兼正朝聖節進賀使として赴京した礼曹判書李宜顕は、雑記の形態で記録した『庚子燕行雜識』を遺している。李宜顕は「琉璃廠は市肆の別称にして、其の国売術・求售の処の諸品、皆な俗しく故に爾云う」と記すように、道中の十三山（遼寧省錦州市）にて駅丞より北京琉璃廠の存在については仄聞していた。しかし、北京到着後に李宜顕が正陽門外に位置する琉璃廠の書肆を直接訪ねることはなかったであろう。北京で入り用な書籍類を購入する場合、使節隨行の訳官が個人的に親しい会同館の序班（胥吏）に依頼していたからである。藏書家として知られる李宜顕はこのとき、扇子・火打金などさまざまな日用品まで与えて高額な「神宗御画障子」を購入している。訳官は使臣と序班のあいだで奔走する、いわば仲買人であった。李宜顕は「尤も其れ故に贖作を為り、以て高価を索むるの計に出づるに非ざるを知るべし」というから、この「神宗御画障子」は贖作ではあるまいと判断したものと思われる。『庚子燕行雜識』の末尾には「購う所の冊子」として「冊府元龜三百一卷」以下、五二種一四一六冊の書籍名を列挙しており、つづいて「書画」のなかに「神宗御画一簇」とあるのはこの「神宗御画障子」一軸であろう。また、南京の



僧侶は各巻の巻首に英宗正統帝（在位一四三五～四九年）の御璽が捺された『五倫書』二套六二冊を売りに来たが、あまりにも高額で購入できなかったと恨んでいる。

もつとも、李宜顕は序班を全面的に信頼していたわけではない。『庚子燕行雜識』では序班について「我が国の人、燕中の事情を知らんと欲すれば、則ち序班に因りて知を求むるも、輒ち偽文書を作り重価を受けて訳輩を賺す」といい、偽文書も高値で取引されていた。それでも李宜顕は「使臣、冊子を購入わんと欲すれば、必ず訳輩をして諸れを序班に求めしむ。彼此互いに利する所有り、故に交結すること甚だ深し」と記すように、赴京した使臣は訳官と序班に頼らざるをえなかったのである。偽文書を売り込む会同館の序班については、かつて肅宗三八年に冬至使金昌集一行に同行した金昌業が、「我が国、此中の陰事を知らんと欲すれば、則ち序班に因りて知を求むるも、故より此の属の太半、偽文書を作りて賺す」と記録しており、朝鮮使節のあいだですでに情報が共有されていたものと考えられる。実際に、景宗三年に訳官李徳起が持ち帰った「大明神宗皇帝御筆」一軸は玉璽が捺されていたことから真筆と判断して献納したが、その際に都承旨李正臣は「曾て先王の朝に在りては張姓訳官、神宗御筆の模本を以て進上すれども、其れ後來呈する者も亦た皆な摸本なり。故に捧入を為さず」と上奏している。つまり、肅宗四二年に冬至使軍官張文翼が萬曆帝御筆の模本を献納して以来、真跡以外の模本や印本は原則として返却されていたことになる。

その後、英祖元年（一七二五）に冬至使礪原君李柱（宣祖庶六男順和君の曾孫）に随行した訳官申好沈が『高皇帝御製文集』二箱を入手し、崔徳齡も「皇明太祖高皇帝御筆」を漢城まで持ち帰ると、論功行賞の検討を命じられた司訳院提調は肅宗四三年の謄録を確認のうえ承政

院を介して英祖に判断を仰ぎ、この兩名も朴昌裕の前例によって特別に加資の恩賞にあずかった。とりわけ『高皇帝御製文集』は高く評価され、吏曹の上奏により申好沈は嘉善大夫（従二品）、崔徳齡は通政大夫（正三品堂上）となっている。判中樞府事李宜顕も英祖八年に謝恩兼陳賀使として赴京した際に、『高皇帝御製文集』を購入している。当時の使行録『壬子燕行雜識』の末尾には、「購う所の冊子」として「宋史一百卷」以下、一九種三九六巻の書籍名を列挙し、そのなかに「高皇帝集五巻」とある。おそらく李宜顕は帰国後にこれを献納することなく、家蔵していたものと推察される。なぜなら、正祖二年（一七七八）五月に洪武帝の忌辰を迎えた正祖が仁政殿での望拝礼につづいて大報壇での展拝を終えると、「斥和人の子孫」として進参を許可された工曹参判金用謙（高祖父は金尚憲）が「高皇帝御製文集、東方に出て来る者は甚だ鮮なく、東方の臣民見るを得る者も絶えて稀なり」とその希少価値を語り、「御製一件、故相臣李宜顕家に在り、若し命じて入れしめ命じて刊せしむれば、則ち好し」と正祖に朝鮮版の刊行を進言したからである。そのうえ、現存する『高皇帝御製文集』二〇巻五冊には巻一の巻首に「李宜顕印」「陶山老樵」（京畿楊州の陶山は寓居）の藏書印（朱文方印）が捺されている。

仲買人の訳官がもたらす大明皇帝の御筆が真筆なのか、あるいは模本なのかについて朝鮮政府がただちに判断することは容易ではなかったと思われる。とはいえ、肅宗一九年の王命以後、景宗・英祖そして正祖もまた「至宝」の入手を望んでいたことは疑いあるまい。もちろん、中人階層に属する訳官は加資による地位上昇を求めて奔走していたのであろう。

## 五 王世子の代理聴政と清使迎接儀礼

### (1) 阿克敦の第一次入京

肅宗四三年七月、左眼の視力を失った肅宗は左議政李頤命との密談（「丁酉独対」という）後、中国唐朝と朝鮮世宗代のご事にならって王世子に政務を代行させる王命を下すと、礼曹は朝鮮八道の觀察使と陪都にあたる松都・江都の留守（長官）に「王世子聴政節目」を頒布した<sup>⑧</sup>。王世子の聴政空間を昌慶宮の時敏堂（のち正祖四年に焼失）と定めて朝賀・引見の場とするほか、朝参・朝賀の儀註も定められたが、聴政節目の末尾に「未だ盡くさざる条件は、追って磨鍊せらるべし」とあるように、清使迎接儀礼に関する規定はない。

八月一日に正式に代理聴政を開始した王世子は百官の朝参を受け、一〇月三日には宗廟と社稷壇にも報告を済ませた<sup>⑨</sup>。聴政を命じられた王世子がはじめて清使を迎え入れるのは、これより三週間後のことである。義州府尹李聖堉と平安道觀察使金棟より翰林院侍読学士阿克敦・鑾儀衛治儀正張廷枚一行が一〇月一九日に渡江予定との報告が漢城に届くと、刑曹判書閔鎮遠（閔鎮厚の実弟）が遠接使に、吏曹判書宋相琦は迎接都監館伴に任じられ、礼曹は沿路の客館に掲げられた「天使」所製の扁額を撤去させるよう上奏して肅宗の裁可を得た。とはいえ、療養中の肅宗は漢城郊外での迎勅儀礼のほか、下馬宴などの宴享にも臨席できない症状であった。『国朝五礼儀』嘉礼の「迎勅書儀」には王世子が御駕に随行して行礼する規定はあるものの、近年はとくに整備してこなかったため、礼曹は当初、王世子による迎勅・見官の儀の新規制定に躊躇していた。しかし、領議政金昌集と遠接使閔鎮遠は清使も肅宗の病状を承知しているようから、迎勅儀礼に親臨できずとも差し支えあるまいと上奏した<sup>⑩</sup>。

すでに世宗代の前例を参考に人事・司法・軍事以外の庶務はすべて

王世子が決裁することになっていたが、清使とその出来報告については明確に決定していたわけではなかった。病床につく肅宗は「客使・辺報自ずから庶務の中に在れば、並びに東宮に入れよ」と回答し、領議政金昌集と右議政趙泰采もまた肅宗の症状を考えれば、今回の郊迎儀礼を王世子に代行させることはやむをえないと進言する。懸念されるのは、迎接儀礼の代行をいかにして清使に切り出すべきかであろう。

そこで肅宗は「丁丑以後、仁廟朝未だ嘗て郊迎せず。而るに孝廟、東宮に在りては毎に替行を為せり。今亦た替行するは不可も無きに似たり。勅使、弘濟院に到りて後ち、大臣先ず替行の意を言うが可なり」と指示した<sup>⑪</sup>。この王命により礼曹が王世子迎接儀礼の儀註を提出して裁可を得ると、さらに肅宗はかつて鳳林大君が王世子として清使といかなる迎接儀礼を執り行ったかについて、当時の『承政院日記』を調査するよう命じた。ところが、当該史料の迎接儀礼関連記録は粗略であったため、右承旨沈宅賢は『春坊日記』（孝宗東宮日記）を指す）をあわせて参照のうえ調査結果を報告している<sup>⑫</sup>。

肅宗は王世子の代理聴政を決定したのち、礼曹判書兼藥房提調閔

【表2】仁祖代末期における鳳林大君の清使迎接儀礼

	王曆	会場 / 儀礼
1	仁祖23年	閏6.13 南別宮 / 茶礼
2	仁祖24年	23.12.28 慕華館 / 郊迎礼 → 24.1.1 南別宮 / 百官による望闕礼 → 1.3 南別宮 / 下馬宴 → 1.16 慕華館 / 饗宴
3	仁祖25年	2.28 慕華館 / 郊迎礼 → 3.3 南別宮 / 下馬宴 → 3.13 慕華館 / 饗宴
4	仁祖26年	3.4 慕華館 / 郊迎礼 → 3.6 南別宮 / 下馬宴 → 3.8 南別宮 / 翌日宴 → 3.12 慕華館 / 饗宴
5	仁祖27年	1.20 慕華館 / 郊迎礼 → 1.21 南別宮 / 下馬宴 → 1.30 南別宮 / 鳳林大君による望闕礼 → 2.5 南別宮 / 上馬宴 → 2.6 慕華館 / 饗宴

〔典拠〕『承政院日記』第504冊、肅宗43年10月22日壬寅条。

鎮厚の提言により、古薬方によれば眼疾に効くという空青（鉱石の一種）を購入すべく賈咨官を派遣して礼部に咨文を提出するよう命じた。清使阿克敦一行の任務は、康熙帝の配慮によって薬材の空青を肅宗のもとに届けることであつた。阿克敦一行は一月二十七日に入京し、一月五日に漢城を離れるが、王世子は両日とも漢城郊外まで送迎し、慕華館では饗宴を主催している。入京前日には領議政金昌集・都承旨趙道彬が弘濟院にて清使を出迎えており、阿克敦が即興詩として「宏濟院の辺りより曉に発つを催され、慕華館外に征鑣を駐む。駕班排び立ち度みて瞻拜し、五色の天書は絳霄より下る」と詠んだように、慕華館の前には五色で彩られた康熙帝の誥命を迎えようと、袞龍袍に身を包んで鞠躬する王世子以下、文武官僚が整然と立ち並んでいたことであろう。

こうして金昌集・趙泰采・趙道彬・沈宅賢らが入侍するなか、肅宗は病を押して清使を便殿の熙政堂にて接見し、康熙帝の諭旨とともに「此れ格外の恩に係る」として空青を賜ることになる。当初、遠接使閔鎮遠の報告を受けた礼曹は、清使が「儀注の節文ただ煩わしきは、此れ皇旨を敬謹するの致より出づ。而るに国王久病の中、実に躬を勞するの慮り有り、賓主相接するに至りては、尤も必ずしも礼を備えず」と肅宗を気遣い、「便殿受勅儀註」を簡素化するよう提案していた。にもかかわらず、熙政堂では清使と肅宗がそれぞれ賓主として同席のもと、恭しく「皇旨」が伝えられたのである。阿克敦が「早に重茵を便殿の中に設け、階を升りて位に就き西東に列なる。臣に向かいて頻りに天顔の喜びを問ひ、心に皇恩の異数隆んなるを感ず」と詠んだのも、このとき催された茶礼の席でのことであろう。薬材の下賜は特別な恩寵であつたに相違ないから、肅宗が熙政堂にて清使を接見した際にこの即興詩が詠まれたと考へても違和感はない。

南別宮にて行われる予定であつた見官の儀は、雨の勢いが激しくなつたため中止となつた。通例では清使入京後に下馬宴から郊外での饗宴まで計七回の宴席が設けられるが、清使はやはり肅宗の健康状態を気遣つて辞退したため、仁祖代のように王世子が清使のために南別宮で下馬宴や翌日宴を催すこともなかつた。ただ、今回の清使も三田渡碑閣への参観を希望し、三〇日夕刻の帰着にあわせて南別宮の宴席に膳卓を準備させている。また、帰国する清使が渡江以前に朝鮮領域内で冬至を迎えた場合を想定し、礼曹は問慰官を派遣して名節の宴席を設ける手筈を整えるよう、王世子に要請して裁可を得た。

「礼曹膳録」より膳写された一月一日付けの『承政院日記』によれば、療養中の肅宗に配慮して冬至の陳賀礼と王世子による致詞（致辞）をみな権停礼とすることも、早々と決定した。また、「迎接都監膳録」より膳写された同日の記録によれば、右議政趙泰采と戸曹判書兼迎接都監提調權尚游は過去の膳録を参照のうえ、第二継妃金氏の冊封使揆叙を迎え入れた肅宗二九年の前例にならつて大通官金士傑に銀千三百兩を、次通官には銀三百兩を「密贈」することが決定している。後日、次通官は黙然と三百兩を受け取つたが、大通官は「中路、兩勅に奪わるるの慮り無くんばあらず」と留保したため、迎接都監は謝恩使派遣の際に千三百兩を届けると約束した。金士傑とは、かつて金氏冊封奏請の際に礼部への賄賂として銀三千兩を要求した大通官金四傑と同一人物であろう。通常、朝鮮に派遣される清使には大通官・次通官各二名の計四名が通事として随行するが、今回は大通官と次通官の二名のみであった。にもかかわらず、金士傑は四名分の礼物を遠接使閔鎮遠と平安道觀察使金様に要求してきたという。とはいえ、悪弊となる前例を設けるべきではないと迎接都監は進言し、王世子の裁可を得ていた。

そのうえ、便殿での接見を終えた肅宗が康熙帝より下賜された空青



を点眼してもさしたる効用はなく、諸臣はみな失望した。それでも、賈咨官としての任務を全うした漢語訳官李樞は通訓大夫（正三品堂下）から通政大夫に昇進し、空青を持参して入京した阿克敦には通常銀五百両の礼物とは別途に銀四千両が贈られていたのである。鳥銃に対する清使の関心も依然として高く、彼らの意向に応じて正使・副使に各三挺、大通官に二挺、次通官と筆帖式には各一挺を帰国前日に贈答し、また阿克敦には本人の希望により『東医宝鑑』三帙を贈っている。康熙帝の「格外の恩に係る」とはいえ、朝鮮政府としてはいささか高額な支出であったといわざるをえない。後日、司憲府持平金取魯が「今番客使の規外の需索、其の繁きに勝えず。外方四処の別求請の物に至りては、勅いて都監をして行閑せしむ。是れ尤も無前の駭挙なり」と憤慨し、唯々諾々として清使の要求を書き留めて迎接都監に公文を発給させた差備訳官に対し、嚴重処分を王世子に要請したのも無理からぬところであろう。

そればかりか、これまでは清使の入京に先立って沿路に掲げられた「天使」所製の扁額を撤去させていたが、今回出使した阿克敦らが漢城へ向かう沿路で詠んだ詩章五首は王世子の閲覧（「微覽」という）に供し、扁額に刻んで黄海道・平安道の各地に懸けさせることとなった。阿克敦所製の詩章は自筆原本であったが、張廷枚が平壤の客館（大同館）滞在中に詠んだ七言律詩「快哉亭」と黄海道平山の景勝地で詠んだ五言律詩「題玉溜泉」は、承文院の写字官に写し取らせた。第二継妃金氏の冊封使として入京した翰林院掌院字士揆叙の七言絶句「快哉亭」も扁額が製作されていたから、平壤大同館の快哉亭には少なくとも二枚の扁額が懸けられることとなる。朝鮮側が得たのは、阿克敦と張廷枚が道中の景勝地で詠んだ詩章のみであったといわざるをえない。

かつて、仁祖二十七年（一六四九）正月二〇日の清使入京の際に王世

子の鳳林大君は郊外の慕華館まで出迎え、順治帝の聖節である正月三〇日には仁祖に代わって鳳林大君が南別宮にて清使とともに望闕礼を挙行した。今回は阿克敦入京の二日後に冬至の望闕礼の習儀を来たる一月一八日早朝より議政府にて実施することが決定していた。ところが、阿克敦一行が一月月上旬に帰国したため、王世子は清使とともに名節の望闕礼を執り行わずに済むこととなる。とはいえ、望闕礼の習儀は前日になって承旨の欠員を補充のうえ、当日は進参すべき司諫院の官員もそろわないまま形式的に実施された。

迎接都監の報告によれば、清使の手前、黄州の太虚楼と平壤の箕子墓に懸ける予定であった阿克敦所製「冬日晚登太虚楼」一首と阿克敦・張廷枚所製「謁箕子墓」二首の計三首の扁額については今後、清使出來の際に臨時に懸けるよう黄海・平安道觀察使に指示することで落ちてきている。ただし、伴送使として清使を義州まで送り届けた前兵曹判書李健命と平安道觀察使金稼は、「箕子墓は則ち事体自ら別にし、決して施すを許すべからず、太虚楼に至りても亦た掲懸を必とせず」と連名で反対していたのも事実である。朝鮮知識人にとって沿路に掲げるべきは「天使」の作品のみであり、「虜使」の詩章は無用であったと思われる。

## (2) 阿克敦の第二次入京

明くる肅宗四四年正朝の望闕礼の習儀については、礼曹の上奏により一二月二七日に執り行うことが決定していた。ところがその二七日当日、北京に戻った阿克敦一行がわずか三日後の一二月一四日に会同館を発って朝鮮へ向かった、との急報が義州府尹と平安道觀察使より漢城に届いた。王世子が「西路の災荒孔だ惨ましかれども、客使の牌文又た出来と為す。言に民事を念うに、極めて憫慮と為す。遠接使即ち



差出を為し、夜と罔く下送せよ」と指示すると、吏曹はただちに李健命をひきつづき遠接使に、世子侍講院司書李明誼を迎接儀礼の折衝にあたる問礼官に任じ、また迎接都監館伴には吏曹判書宋相琦を、提調には戸曹判書権尚游を充てている。今回の阿克敦一行の任務は皇太后の訃報をもたらすことであつたため、義州から漢城へ向かう沿路では前例にならつて歳末の儺礼と宴享を控え、清使入京の際には肅宗に代わつて王世子が郊迎の儀に臨むことも決定した。また、迎接都監の上奏により阿克敦が作詩した黄州太虚楼の扁額を急遽懸けさせ、平壤箕子墓については本来祭祀用の丁字閣（寝殿）に懸けるわけにはいかない旨を説明するよう、遠接使と黄海・平安道觀察使に指示している。太虚楼にはかつて宣祖三十九年に出使した「天使」朱之蕃の書跡になる扁額が懸けられていたことは、既述のとおりである。となれば、太虚楼では「天使」から「虜使」へと一時的に扁額が懸け替えられたことになる。

清帝室の不幸ゆえ、漢城へ向かう清使はいうまでもなく、昌徳宮に住まう肅宗も代理聴政を行う王世子も正朝に望闕礼を挙行する必要はないが、清使の入境にあわせるかのごとく、逃亡した義州の密貿易商人二名を朝中間の国境にて梟首に処している。正月四日に清使阿克敦一行が入京すると、王世子は二カ月前と同様、翼善冠・袞龍袍の出で立ちて漢城郊外の迎恩門まで出迎えた。もちろん、肅宗は清使を熙政堂に接見し、清帝室に弔意を表すべく陳慰兼進香使の派遣も決定した。二カ月前に法外な「密贈」を許した朝鮮政府であつたが、正使阿克敦・副使張廷枚は礼物用銀子五百両と四百両をそれぞれに受け取ることではなく、ただ彼らの希望どおりに正使・副使に鳥銃各三挺、大通官に各二挺、次通官には各一挺を贈答したうえ、今回も阿克敦には「東医宝鑑」三帙を贈っている。

清使一行は朝鮮側の懇請により滞在期間を二日間延長して正月八日

に漢城を離れることになるが、帰国前日に問題が発生した。大臣と備辺司堂上は王世子親臨による餞送は必要ないと判断していたが、これを知った清使が立腹したため、再度協議の結果、王世子は慕華館まで出向き、酒宴ではなく茶礼を設けて見送ることになったのである。こうした状況を招いた朝鮮政府の意図について、洪性鳩氏は「おそらく當時、朝鮮朝廷が政府としての權威を維持していた名分である。尊周論が、反清感情の弛緩とともにしだいに名分を失っていく現実に対する危機意識の発露ではないかと考えられる」と推測する。興味深い指摘ではあるが、史料の裏づけを欠く。

承政院は「今此の勅行、既に訃を伝うるの故に因りて、京外の宴礼皆な停止せしむれば、則ち王世子も郊餞の節無きに似たり」と事前に提案していた。これに対して備辺司は過去の膳録類を調査のうえ、清帝室の訃報をもたらす清使に対して朝鮮国王が郊外まで駕幸した前例はないこと、肅宗一五年己巳の清使帰還の際には近侍が王命を奉じて南別宮に出向き、健康を損ねた国王が郊外まで見送るのは困難との旨を清使に申し出た前例があることを確認した。そこで備辺司は「今亦た略ぼ己巳の前例に倣い、近侍を遣わして聖教を伝え宣べせしめ、王世子すら且つ郊外に出送するを得ざるを以て、心甚だ缺然の意、宮官（＝東宮職）措辞もて勅使に伝え告ぐるも、已むべからざるに似たり」と判断し、肅宗の裁可を得ている。清使迎接儀礼に関する朝鮮政府の対処は徹底した前例主義である。実際に、肅宗一五年八月に第三皇后（孝懿仁皇后）の訃報をもたらす清使を迎え入れた肅宗は、迎接都監に過去の膳録を調査するよう命じており、太皇太后が崩御した前年正月の「戊辰年伝訃勅膳録」を参考に、「聖候未だ寧んぜず」との事情により百官が迎恩門で清使を見送っていた。

しかし、阿克敦がはじめて入京した二カ月前の事例と仁祖代末年の

諸事例を勘案すれば、阿克敦の第二次入京が訃告のためとはいえ、当初より王世子を慕華館に向かわせるべきであった。世子侍講院は「今日勅使発怒の事、實に是れ国家の恥辱なり」、あるいは「若し其れ発怒に因りて遽然として出郊せば、則ち国家自体損ぬる所は細かきに非ず」など異を唱えたものの、王世子は「今更に宮官を遣わすも、必ず聴しを回すの理無く、祇に以て辱と為すに足れり」と回答した。東宮職を再度南別宮へ派遣したとしても清使が承諾するとは考えがたく、朝鮮政府にとってはそれこそ恥の上塗りとなりかねない。世子侍講院での協議の報告を受けた肅宗も「更に請うと雖も、亦た未だ必ず聴許せず、遣辞の際、如し或いは好みせざれば、則ち辱と為すこと甚しく、然る後ち郊外に出で往かば、尤も辱と為す」と憂慮し、郊外では酒宴ではなく茶礼のみを設けて餞送した前例があると指摘した。迎接都監の報告によれば、阿克敦も「饌品を具うる茶礼は設行すべからず、只だ茶を行いて罷むと雖も亦た不可と為す。但だ王世子と相接して帰れば足れり」というから、朝鮮側も清側も王朝国家としての体面に固執していたものと思われる。つまり、洪性鳩氏が述べた朝鮮政府の決定と「尊周論」「反清感情の弛緩」との関連は希薄であったといわざるをえない。

正月八日当日、王世子が餞送のため喪服にあたる黻袍フキボウを着用して慕華館に向くと、帰路を急ぐ阿克敦は謝意を表しつつも「宴礼に非ずと雖も、固より喪事有れば、茶礼も亦た甚だ未だ安んぜず、且つ俺等行色甚だ忙し。請う、設くる勿からんことを」とやはり茶礼を固辞し、王世子の懇請に対して「盛意此に至りては、領け喫すると異なる無し。何ぞ必ずしも設行せんや」とむしろ恐縮しているようであった。外交辞令の含みもあるが、餞宴をめぐる朝清間の対立はいくぶん和らいだようである。迎接都監は王世子の還宮後、清使一行が餞宴だけでなく茶

礼も辞退したうえ、大臣にはとくに伝言もなく迎恩門を後にしたと報告し、手付かずの饋饌は王世子の判断により世子侍講院に下賜された。

### (3) 北向跪坐して「胡皇」の起居を問う

翌年の肅宗四五年正月下旬に皇太后耐廟の詔書を頒布すべく、内閣学士兼礼部侍郎德音・鑾儀衛治儀正兼佐領張廷杖の一行出来との急報が平安道觀察使・義州府尹より漢城に届くと、前例にならって礼曹は沿路に掲げられた「天使」所製の扁額をひとまず撤去させた。副使の張廷杖は今回で三度目の朝鮮出使となる。「北使」の留宿所である南別宮の失火により四〇間あまりが延焼するという災難もあったが、二月に入るといまだ療養中の肅宗は判中樞府事李頤命と清使の迎接儀礼について協議し、「郊迎固より將に東宮をして代行せしめんとすれども、便殿の接見は已むべからず」と判断した。すでに大小の公務と上奏文についてはすべて承旨が東宮のもとに届けて稟議するよう命じていたから、肅宗の病状は芳しくなかったものと思われる。

遠接使の報告を受けた迎接都監は当初、清使の入京は三月四日前後であろうと上奏していた。ところが、清使一行は二月二十八日に入京し、漢城滞在期間を予定より二日延ばして三月四日に帰国した。結果的に清使の漢城滞在中に聖節を迎えることはなかったものの、礼曹と迎接都監は名節の接待儀礼について事前に対処を考案していた。

Y一、曹為相考事、来三月十八日聖節望闕礼、依礼文當為行礼、而勅使回還時、聖節日相値処、儀物精備行礼事、前期分付、俾無失儀之患向、事「迎接都監」、(「勅使膳録」第八、己亥二月一九日条)

礼曹の上奏によれば、来たる三月一八日聖節の望闕礼は礼典に則って実施すべきところであるが、今回の清使が漢城で聖節を迎える公算

は小さい。そこで、「勅使回還の時、聖節日に相値う処は、儀物精備して行礼の事、期に先んじて分付し、失儀の患い無からしむべきこと」を周知させた（史料Y）。同様の措置は、三年後の景宗二年一月中旬に康熙帝の遺詔を布告する清使の入京時にも講じられており、清使が帰路で聖節を迎える可能性を想定しておく必要がある。そのうえ、清使が平壤箕子墓を参拝するやも知れぬため、迎接都監は二年前に阿克敦と張廷枚が詠んだ「謁箕子墓」を今回は扁額として懸げざるをえまいと判断し、漢城に保管されている清使の自書を探し出して平壤に送るよう要請している。いよいよ清使の帰国が迫ると、写字官に写し取らせた張廷枚所製の五言律詩・七言律詩各一首を捧呈して王世子の微覽に供したのち、現在作成中の「題玉溜泉」と改作中の「謁箕子墓」の扁額をそれぞれ黄海・平安道に送り届けることとなった。清使は別紙を取り出して康熙帝の意向と称し、「本国例贈中に就き、其の物種を減じて本国の飢民を賑わしめよ」と氣遣うほどであったから、朝鮮政府としても今回の清使を軽んずることはできなかったであろう。もちろん、清使の申し出に対しては大臣と協議の結果、領議政金昌集の発案により「今此れ別紙もて書し示すは固より皇上、小邦の災荒を軫念するの至意を仰ぎ体するより出で、実に感激と為す。而るに第だ従前餽贖の礼物は本来薄略、今に到り又た従いて廃し閣むれば、則ち其れ使華を接待するの道に在りては、尤も埋没に涉る」と、迎接都監を介して清使に伝えさせた。被災地の飢民に対しては朝鮮政府が責任をもつて別途に米穀を施さなければなるまい。

清使一行は帰国前日の三月三日に『東医宝鑑』三帙を所望し、正使・副使に鳥銃を各三挺、大通官に各二挺、次通官には各一挺の計一二挺を贈答した。清使にとって朝鮮医書の『東医宝鑑』と鳥銃は依然として需要が高かったようである。朝鮮沿路の被災民を慮っていた正使德音・

副使張廷枚は入京当初より定額以外の礼物を辞退し、また「通事の祖父、原より朝鮮の人に係る」とはいえ、私腹を肥やす大通官らの要求にも応じないよう戸曹に諭していた。しかし、戸曹は前例により一大通官に九百両、二大通官に七百両、次通官二名にはそれぞれ二百両の計二千両の銀子を「密贈」した。うえ、「得る所の卜物、慮るに或いは勅使の覬察する所と為らん」と危惧する大通官と次通官のために、迎接都監は闇夜に乗じて礼物も届けさせている。「密贈」については帰国当日の戸曹の上奏に、「昨日夕、差備訳官をして此の数を以て入給せしむれば、則ち通官輩称するに、癸未の前列に及ばざるを以て、必ず数を加えんと欲す。訳輩をして累次責め諭さしむるも、終に聴しを回さず」とあり、また「今此れ給する所も亦た上年の例に遵えば、則ち必ず最多の癸未を以て準と為さんと欲す。誠に甚だ悪むべし」と通官を批判した。この戸曹の上奏から判断すれば、肅宗代においては第二継妃金氏の冊封使を迎

【表3】清使への礼物用銀子と「密贈」銀

	正使	大通官		次通官	
	500両	各100両		各80両	
	正使	一大通官	二大通官	一次通官	二次通官
肅宗29年		文奉先 1,300両	金士傑 1,000両	300両	
肅宗35年		白海宝 1,000両	洪二哥 1,000両	文以善 300両	柳汝士 100両
肅宗39年		朴得仁 1,200両	金三哥 700両	洪二哥 1,000両	200両
肅宗43年	阿克敦 4,000両	金士傑 1,300両		300両	
肅宗45年		文奉先 900両	朴得仁 700両	200両	200両

〔典拠〕『通文館志』巻4、事大〔下〕、礼単条。『承政院日記』第448冊、肅宗35年5月18日戊子条。同書第505冊、肅宗43年11月初1日辛亥条。同書第514冊、肅宗45年3月初4日丁丑条。『英祖実録』巻4、元年3月己未（21日）条。『接勅叢』康熙58年己亥2月皇太后定諡勅条。



え入れた肅宗二九年癸未に、最多の銀子を通官に渡していたことになる。大通官に支給される礼物の数量が正使や副使より多かったことは断片的な記録をもとに指摘されているが、かつて正使阿克敦に贈られた銀四千両は例外とみなすべきであろう【表3】参照。

さらに興味深いのは、同じく清使の帰国前日に望闕礼に関する記録が二種残っていることある。

Z① 韓重熙読礼曹草記、来十八日望闕礼、権停礼奉行事、達下、(『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月初三日乙亥条)

Z② 一、曹单子、望闕礼習儀吉日、今日官推扱、則今月十五日為吉云、同日早朝、宗親・文武百官以黒団領、議政府良中行礼（上）為白乎矣、正日挙動、則依前例自政院臨時稟旨奉行何如、達依所達施行、(『勅使膳録』第八、己亥三月初三日条)

まず『承政院日記』によれば、右副承旨韓重熙は「来る十八日の望闕礼、権停礼もて奉行の事」に関する礼曹の草記を読みあげると、王世子は裁可を下したという(史料Z①)。草記とは各官衙で政務上、さほど重大ではない事項を事実のみ簡単に記して国王に上奏する文書である。この日、韓重熙は王世子に対して成均館と承文院都提調の達(国王に対する啓に相当)二通のほか、工曹・忠勲府・礼曹・掌隸院・刑曹の草記八通に加え、平安・咸鏡・慶尚・全羅・忠清道觀察使と江華留守の状本(状達。国王に対する状啓に相当)一一通を読みあげており、王世子は承旨とほとんど論議することなく「達下」(国王の「啓下」に相当)と決裁している。ところが、『承政院日記』に残る礼曹の草記(史料Z①)は、「某司啓曰云云如何」の書式から外れており、草記の内容を略記したもの、もしくは日記改修の際の書き損じではないかと思われる。というのも、同じく三月三日の『勅使膳録』には礼曹の無啓目单子が具体的に記録されている(史料Z②)。この单子による

と、来たる一八日聖節の望闕礼の習儀を吉日の三月一五日に議政府にて実施予定であること、また聖節当日の王世子出御については承政院が直前に伺いを立てる旨、王世子に上奏して裁可を得ている。朝鮮の礼と法のうえでは「来る三月十八日聖節の望闕礼、礼文に依り當に行礼を為すべし」(史料Y)とはいえ、二週間先の聖節の望闕礼を早々に略式の権停礼により奉行する旨、礼曹が簡単な書式で王世子に提案した(史料Z①)とは考えがたい。後日、右承旨韓重熙は慶徳宮の尊賢閣(宙合楼下層)にて「来る庚子年望闕礼、政院をして旨を稟けて奉行せしむるの事」と、礼曹の申目(王世子への啓目)を読みあげて王世子の裁可を得たことが『承政院日記』に記されており、その記録形態はむしろ『勅使膳録』の史料Z②を簡略化したものに近い。翌四日の清使帰国に際しては大臣以下、百官が郊外の迎恩門まで見送り、王世子の餞送は無用と礼曹が事前に上奏していることから、あるいは聖節当日の望闕礼についても同じく百官のみで対処したいとの事前報告であったのかも知れない。

礼曹の無啓目单子によれば、三月一五当日は諫官不在のまま習儀を執り行うよう要請すると、「達、達する所に依り施行せよ」と王世子の裁可を得た。しかし、聖節当日の一八日に慶徳宮では早朝より内医院・承政院・弘文館と二品以上の高官、ならびに六曹の長官が肅宗・王妃・王世子に問安し、夕刻になると尊賢閣で諸承旨と対座した王世子は備辺司の上奏により、徳川第八代將軍吉宗(在職一七一六〜四五年)の襲職を祝賀する通信使行の国書を前芸文館大提学の戸曹判書宋相琦に撰進させるよう指示している。この日、議政府高官が宗親・百官を率いて権停礼により康熙帝の聖節を祝ったとの明証はない。その後、伴送使の刑曹判書李觀命(李頤命の従弟)が平安道より「勅行今月十四日、車輦止宿の事」「勅行今月十五日義州止宿、十六日渡江入去の

事」と書面にて報告した。つまり、清使は朝鮮領域内で聖節の一日を迎えることなく鴨緑江を渡っており、沿路の客館で伴送使が平安道觀察使・随行員とともに望闕礼を実施する必要さえなかったのである。

今回の清使德音一行は熙政堂での接見の際に「国王の病患、俺等之を知る。何ぞ起動すべけんや」といい、帰国前日にも「皇帝、国王病患の如何を憂念す。即今証情の加減、所用の菓餌、詳知を為して帰去奏達せんと欲す」と気遣うなど、病床に伏す肅宗に対しては配慮していた。その反面、壮年期に差しかった王世子に対してはいささか高圧的であった。清使入京の翌日、王世子は館所の南別宮で皇帝の安否を問うた際に、跪問すべきところを前例がないとして跪かなかつたため、清使は立腹した。世子侍講院は大朝（王世子代理聴政時の国王に対する尊称）に報告して大臣と協議したところ、右議政李健命が「跪問は甚だしき降屈無く、暫く跪き以て問うも妨ぐる所無きに似たり」と判断し、肅宗は王世子に跪坐するよう指示している。さらに清使は王世子に北面跪問と褥席の撤去を強要したため、世子侍講院が再度報告すると、肅宗は「褥席は決して之を去るべからず」と指示し、大臣を南別宮に向かわせて褥席を設けるよう清使に要請した結果、王世子は褥席を敷いて北面跪問することになった。

朝清間のこの衝突についてはすでに李花子氏が「清使と朝鮮君臣間の礼儀論争」の一事例として注目したが、問題はこれで収束することはなかった。少論の政治的立場を反映した『肅宗実録補闕正誤』には「王世子、館に詣りて清使に見え、始めて北向して跪坐し、胡皇の起居を問う。右議政李健命の議に因るなり」とあり、史官はこの「館所の辱」について魏の使者に抗言した具の張昭の故事を引きつつ、「彼の大臣たるや、只だ暫く跪くも妨ぐること無きを以て草草に回啓す。辱国の罪、誅むるに勝うべけんや」と、老論の大臣李健命を批判する。南別

宮での争論の翌日、世子侍講院の輔徳朴聖輅らは連名で「昨日館所の挙動、客使の鬧ぎを起すは実に無前の変怪と為し、争執すれども得ず、創めて新規を行えり。今に至りて之を思えば、心肝俱に墜つ。臣等忝く陪従の列に居るも、周旋の力を効すこと莫く、竟に莫大の羞を貽す。溺職の罪、逃るる所無し」と謝罪して辞職を願ひ出たが、王世子は慰留していた。清使の帰国前日になると、司憲府持平李重協は「彼の国の会典外官相見儀、未だ跪きて皇帝の安否を問うの節有らず。今日の事、固より是れ彼の人創出の言にして、彼の国の礼典に非ざるなり」と上書し、礼部に疑義を正すよう主張したものの、王世子は「若し移咨を以て恐動すれば、則ち梗を生ずるに致り易く、国を辱むること細かに非ざれども、是れ之を思うに深からざるに似たるなり」と、朝清間の外交問題に発展することを憂慮して消極的に対応している。

そのうえ、清使の帰国後には司憲府執義も南別宮における今回の失態を論難し、承旨・東宮職の譴責罷免と詔官の繩正を上書すると、王世子に陪従した右承旨趙鳴鳳のほか世子侍講院の朴聖輅・柳復明・金礪・洪龍祚らはみな引責解任となる。三月六日には、争論にあたって跪坐の判断を下した右議政李健命のみならずから引責辞任を申し出たが、王世子は「憲臣の言、憤惋より出づると雖も、譴罷の請、殊に太だ過ぐるに渉わる。況んや伊の日、大朝に仰ぎ稟せば、則ち卿に於けるは尤も嫌う所無し。安心して辞する勿かれ。速やかに出でて視事し、用て余の望みに副え」と、肅宗の要望とあわせて上奏文に回答し、史官を送って慰留した。この日三月六日に大報壇祭祀が大臣により撰行された（史料Ⅴ）ことはすでに述べたが、献官を務めたのはおそらく肅宗の信頼が厚い李健命であろう。

そもそも皇帝問候の手順をめぐることは、復位した継妃閔氏を冊封すべく吏部左侍郎兼翰林院学士常書（常寿）が入京した際にも「上より

皇帝の起居を問う時、若し前の如く立ちて問わば、則ち勅使必ず酬答せざる事、極めて慮るべし」と、同様の争論が遠接使の右参贊李世白と次通官文奉先のあいだで発生していた。当時、領議政南九萬は「大概起居を問う時、立ちて問うは則ち乃ち是れ前より流れ来る定礼なり。勅使一時の言を以て卒然として変改すべからず」と肅宗に進言して対処を要請している。それ以前にも「但だ前より定礼此くの如くなれば、改むべからざること有るのみに非ず、且つ問う時若し跪かば、則ち答うる時も亦た當に跪くべけれども、賓主皆な立ちて問ひ立ちて答う。勅使須らく疑いを為すべからず」と伝えたところ、清使は逡巡のすえ「然らば則ち前礼に依り之を為すが可なり」と納得したというから、立礼はすでに朝清間では了解済みとなっていたはずである。頒詔使は東壁に坐して西を向き、朝鮮国王は西壁に坐して東を向くという東西の面位関係<sup>②③</sup>さえ、清使と王世子の迎接儀礼には合致しなかったものと考えられる。

朝鮮国王と王世子は父子の上下関係にあり、皇帝の名代という清使の立場からすれば王世子とは敵礼関係にはない。かつて中宗三二年（一五三七）に翰林院修撰龔用卿一行が世宗嘉靖帝（在位一五二一〜一五六六）の第二皇子（莊敬太子）誕生との詔書を天下に頒布すべく漢城を訪問した折りに、王世子（のちの仁宗。在位一五四四〜一五五〇）主催の宴享に先立って提示された儀註について、「東西相向かうは、乃ち汝が国王行う所の礼なり。世子若し亦た此くの如く行わば、乃ち予等と抗礼するや」と不服を唱え、「予二人上坐に在り、王世子東坐に在りて西に向き、稍や北に近づかば、其れ陪臣と別る。此くの如くんば、則ち既に分を僭すに嫌わず、又た汝が国父子の礼を盡くすを得ん」と持論を展開した。崇礼門内の西部皇華坊に留館所として設置されていた太平館（のち壬辰倭乱時に焼失）の正庁では頒詔使兩名が北壁に坐して

南面し、王世子は東壁のやや北寄りに坐して西面するよう、儀註の改訂を要求したのである。当時の領議政金謹思は「世子請宴の時、北東の坐、天使礼に拠りて之を言う。辞甚だ不遜なれども、若し之を強いれば、則ち勢い必ず発怒せん」と反発しつつも朝明関係を憂慮し、右議政尹殷輔もまた「天使世子請宴の時、東西壁の坐を以て不可と為す。発怒に至るも、言すら且つ理に近し」と一定の理解を示したため、中宗（在位一五〇六〜一五四四年）は三議政の協議によりやむなく「天使」の要請にしたがったことがある。龔用卿は復命報告書さながら「王世子宴饗之節」を記録に遺しており、二年後に第二皇子の立太子を伝える翰林院侍読華察一行を迎えた際に中宗は「世子請宴の時、天使北壁、世子東壁、此れ乃ち元より定礼なり」と世子侍講院に念を押すよう、王命を下している。また、顔合わせの世子相見の儀においても明使より「俺等国王と東西に相向かわば、世子安くんぞ俺等と東西に相向かうを得んや。中朝の太子、豈に皇帝と席を同じうするを得んや」と詰め寄られ、中宗は「世子請宴、天使北壁となさば、而ち世子東壁、與に相向かわざれ。其の言に従うが可なり」と対応するよう、承政院に指示した。王世子による迎接儀礼をめぐる争論は、すでに一六世紀前半より発生していたのである。

とはいえ、王世子がひとたび朝鮮国王として即位すると、事情は異なる。景宗三年（一七二三）四月、康熙帝の諡号を傳達する内閣學士兼礼部侍郎常保を仁政殿にて接見した際に、立礼により世宗雍正帝（在位一七二二〜一七三五年）の安否を問うことになる。清使はこれを非礼とみなしたが、兵曹判書李光佐が「跪きて問うを惜しむ所に非ざるなり。立国以来、規例許くの如し」と弁明するよう景宗に進言しており、立礼による皇帝問候は建国以来の迎接儀礼であった。景宗即位年初刊本と推定される八卷三冊の『通文館志』は、すでに「仁政殿接見儀」を



収録する。この儀註によれば、清使兩名と朝鮮国王は殿内で東西に相對して並び立ち、まず再拝礼（または揖礼）を行う。ついで国王は御前通事を介して皇帝・皇太后・皇太子の問候を済ませ、清使につづいて国王が椅子に着席すると諸王・貝勒の安否を問ひ、遠来の使節に慰勞の挨拶をしたのち茶礼の儀を催すと定めている。李光佐がいう「立国以来」の立礼による「規例」は、遅くとも景宗代までには明文化されていたと考えてよからう。

#### （4）国璽「朝鮮国王之印」の継承

明くる年の肅宗四六年四月に症状が重篤化する肅宗のために侍薬庁が設置されると、肅宗は死期を悟ったとみえ、「嗣位の日、毎に清国の宝を用い、心常に未だ安んぜず。後ち皇朝賜りし本を得るに、篆画昨の如し。遂に摹刻して金宝を作り、藏置す。此れを以て之を用いよ」と侍薬庁に王命を下した。先日、判中枢府事李頤命が承文院において明朝下賜の印章が捺された文書を発見して進上すると、肅宗はその鮮やかな篆字の印影を大内で模刻して玉璽を製作しよう命じていたという。『列聖御製別編』に「是に於いて移摸新鑄し、鍍るに黄金を以て之を朱匣に盛り、並びに皇朝の蟒龍賜衣と之を敬い藏め、用て予一日も敢えて皇明を忘れざるの意に寓すと云えり」とあるのは、「再造の年」より二周甲を迎えた肅宗三八年壬辰当時の感慨であろう。李頤命が承文院の文書群のなから偶然発見した壬辰倭乱時の軍務経略宋應昌宛ての咨文には、鮮やかな「宝章」の印跡に加えて宣祖の花押が記されていた。咨文の内容は失われていたものの「萬曆二十一年」（宣祖二六年）の傍らには「軍務」の文字が細書されており、何らかの事情で送付されないまま胥吏の不注意で裁断されてしまったらしい。たしかに宣祖二六年当時、宋應昌と宣祖とのあいだでは戦局をめぐって頻繁に

咨文が交わされていた。後日、肅宗の王命は王位継承に関わる重大事ゆえ侍薬庁のみに留め置くことはできず、領議政金昌集と李頤命は『承政院日記』に記録させて嚴重に保管し、また礼曹にも別途に送付して永代伝えるよう手筈を整えている。そして肅宗は二ヵ月後の六月八日に慶徳宮寢殿の隆福殿（現存せず）において六〇歳で死去した。一週間後の六月一三日、慶徳宮では承政院・弘文館・世子侍講院の官員が朝服を着用して列席するなか、王世子昀は即位儀礼に臨むことになる。院相として嗣王を補佐する領議政金昌集は「嗣位の時、明の宝を用うるは、乃ち大行の遺教なり」と宣言し、殯殿の資政殿より恭しく「大宝」を奉じると、これを授かった景宗は四拝礼を行い、崇政門では文武百官が千歳を三唱した。かつて大明皇帝より下賜された金印の印影が承文院にて発見され、これをもとに鑄造した「明の宝」を即位儀礼の際に使用することは、肅宗にとつて対清強政策を掲げた仁祖・孝宗の意志を引き継ぐことを意味していたのである。

一方、英祖は王世弟の頃、萬曆帝下賜の蟒龍衣と大明皇帝の御筆が大造殿の東北に位置する寢殿の集祥殿（現存せず）に保管されていることを、仁元王后金氏より聞き及んでいたという。のちに六三歳となった英祖は大明皇帝ゆかりの蟒龍衣のほか御製御筆・御画軸を収めた木箱にみずから「小識」を記した。そこには「一櫃、即ち皇朝恩賜の宝、安んずる所の奏・咨文もて作りし帖二本なり。此れ昔年、故相臣李頤命の奏する所は、承文院に旧き咨文の奉置せらるる者有り、海昌都尉、得んことを求めて帖を作りし者なり。我が聖考（＝肅宗）、特爲命じて入れせしめ、乃ち其の篆を摹して金宝を鑄る。内匣懸くるに牙牌を以てし、鐫つに模鑄皇朝恩賜宝章の八字を以てす。庚子歳（＝肅宗四六年）より伝国の宝と為す。嗚呼、甲辰（＝英祖即位年）嗣服の時、宣政殿庭に冕服もて受くる所の者は、即ち此の宝なり」とある。英祖は

かつて即位儀礼の際に景宗殯殿の宣政殿にて伝授された金印こそ、父王肅宗模刻の国璽「朝鮮国王之印」であったことを知ったのである。英祖はこれらをひとまわり大型の木箱に入れ、睿源殿の東側に建つ養志堂の西夾室に仁元王后の諺文教書とあわせて奉安するよう、王室の財貨を管理する尚衣院に命じた。奇しくもこの年は丙子胡乱より二周甲という節目を迎えていた。「小識」の末尾は「夫の歳皇朝崇禎紀元後三丙子仲春二十四日、敬みて題す」と結ばれ、清の年号「乾隆二十一年」ではなく、いわゆる崇禎紀年を用いている。翌年の英祖三三年正月三〇日は南漢山城陥落の日から二周甲を迎えたため、英祖は仁政殿の月台（正殿前に設けられた広い基壇形式の台）にて大報壇望拜礼を執り行い、「斥和派」の強硬論者であった洪翼漢・吳達濟・尹集（いわゆる「三学士」と金尚容・金尚憲らの子孫にも参列を命じた。）

正祖も養志堂に奉安されていた王室伝来の金印と蟒龍衣を、遅くとも正祖二年には実見している。睿源殿の改修工事に先立って肅宗の肖像画を一時的に養志堂へ移安するため、正祖が清掃を下吏に指示すべく右議政徐命善・戸曹判書具允鉦をしたがえて養志堂を訪れたときのことである。正祖は大明皇帝と朝鮮歴代国王の御筆・遺物を収めた三つの書櫃を前に蘊蓄を披露しはじめた。ところが、正祖は「玉宝及び蟒衣、即ち伝来宝蔵の物なり。年久しけれども蟒衣は猶お色渝わらず、誠に異なるかな」と語り、「皇明賜る所の玉宝」ではなく「皇明賜る所の蟒龍衣」に気を引かれたとみえる。徐命善もまた「臣等曾て文字に於いて、蟒衣もて先王に覬ゆの語を見るも、今乃ち親見す」と感歎したことから、おそらく正祖も臣下も「朝鮮国王之印」と篆刻された玉璽の由来を当時は詳知していなかったと思われる。

正祖が「玉宝」伝来の事情に気づいたのは、それから八年後のことである。正祖の記憶によれば、『肅廟宝鑑』（英祖六年編纂）のほ

か、帝王学の書として英祖七年に同知義禁府事李世瑾が列聖朝の嘉言と善政を哀輯して進上した『聖朝羹牆録』に、「粵に成化年間<sup>（一六二一）</sup>に在りては皇朝欽みて金印を賜り、事大の文字皆な此の宝を用うれども、間く閩失せらる。肅廟朝、槐院の古紙中に印跡を得、教して曰く、皇朝賜りし本の篆文、昨の如し。此れを以て摸刻して金宝を作り、蔵置して之を用いよ。後世子孫をして此の宝を受けて嗣位せしめ、以て皇朝の恩を忘る母からんと欲す」と詳細に記録されていたという。正祖は「嗣位の時、此の宝を以て大宝と為せと命ずるに至りては、皇朝錫命の恩、聖祖尊周の思い、猶歎盛んなるかな」と感慨に浸っている。このとき奎章閣（正祖即位年重建）の待教李崑秀は「聖考の宝篆、則ち槐院奉ずる所の宝は、清の書を以て朝鮮国王妃之印と篆し、皇朝欽賜の宝は、則ち朝鮮国王之印と篆す。両宝の篆文も亦た當に宝盃の中に詳録すべし」と進言して許された。承文院より昌徳宮後苑の奉謨堂に移管された「大宝」の印影は、まさに「朝鮮国王之印」であった。国家理念としての対明義理論は、肅宗創設の大報壇祭祀のみならず肅宗模刻の国璽「朝鮮国王之印」とともに継承されたのである。宮内府奎章院典謨課編『奉謨堂奉安冊宝印信目錄』には「朝鮮国王之印／銅鍍金／一」とあり、この国璽は大韓帝国最末期まで奉謨堂に奉安されていた。

### むすび

以上、本稿では朝鮮肅宗代における朝清関係の推移に目配りしつつ、望闕礼の実施状況について整理・分析した（表4参照）。また、文武百官による習儀の実態、清使迎接儀礼をめぐる儒者官僚・王世子の対応、そして大報壇祭祀と望闕礼の関連様相についても明らかにした。本稿での考察の結果を要約すれば、以下のとおりである。

肅宗代に清使が漢城滞在中に名節を迎えた場合、望闕礼の実施形態

【表4】肅宗代における望闕礼の実施状況

	年月日	望闕礼	朝賀礼	特記事項
1	即位・11・25	停止		孝敬殿冬至祭。清使入京（6.22～7.5）皇后崩御、（8.25～9.5）仁宣王后張氏（孝宗妃）弔祭
2	元・正・1	停止		敬思殿正朝祭後、孝敬殿に展謁
3	元・3・18	停止	—	聖節（聖祖康熙帝）。習儀（3.16）。清使入京（3.3～3.16）肅宗・王妃金氏冊封、顯宗弔祭
4	元・11・5	停止		孝敬殿冬至祭
5	2・正・1	停止		敬思殿親祭後、孝敬殿に展謁
6	2・3・18	○	—	聖節。清使入京（2.15～2.27）皇太子冊立、（3.15～3.27）太皇太后・皇太后尊号加上。清使が南別宮西宴庁で望闕礼を挙行、昌徳宮仁政殿では百官が行礼
7	2・11・17	停止	○	冬至。習儀（11.10）
8	3・正・1	停止		
9	3・3・18	停止	—	聖節。習儀（3.14）
10	3・11・27	停止	権停礼	冬至。習儀停止（11.18）。清使入京（10.29～11.10）第二皇后冊封
11	4・正・1	停止		
12	4・3・18	停止	—	聖節。習儀（3.15）。清使入京（3.22～3.27）第二皇后崩御
13	4・11・8	停止		冬至
14	5・正・1	停止		習儀（4.12.27）
15	5・3・18	停止	—	聖節。習儀（3.14）
16	5・11・19	停止	○	冬至。習儀（11.11）
17	6・正・1	停止		※この年3月、庚申換局
18	6・3・18	停止	—	聖節。清使入京（閏8.13～閏8.22）不法越境者の査問
19	6・11・1	停止		冬至。習儀停止（10.28）※肅宗妃金氏死去（10.26）
20	7・正・1	停止		
21	7・3・18	停止	—	聖節 ※驪興閔氏を正室に冊立（5.14）
22	7・11・12	停止		冬至。習儀（11.10）※三藩の乱終結
23	8・正・1	停止		習儀（7.12.26）※冊封奏請使、奏請文違礼による「罰銀五千兩」を急報（1.7）。清使入京（2.21～2.27）（3.7～3.15）三藩の乱平定
24	8・3・18	停止	—	聖節。習儀に司諫院参席せず（3.14）。清使入京（7.6～7.13）閔氏冊封
25	8・11・23	停止		冬至。習儀（11.20）
26	9・正・1	停止		日食。習儀（8.12.26）
27	9・3・18	停止	—	聖節。習儀（3.15）※この年4月、西人が老論と少論に分党
28	9・10・27	停止		冬至。肅宗痘瘡により習儀停止（10.9）※明聖王后金氏（顯宗妃）死去（12.5）
29	10・正・1	停止		
30	10・3・18	停止	—	聖節
31	10・11・16	停止		冬至。清使入京（12.12～12.19）甲子を迎え昇平の世を祝い頒赦
32	11・正・1	停止		習儀（10.12.25）。習儀を無断欠席した3品以上の文武官を嚴重処分
33	11・3・18	停止	—	聖節
34	11・11・26	停止		冬至。清使入京（11.21～12.2）。清使が望闕礼を辞退、仁政殿での権停礼も中止 ※三道溝事件
35	12・正・1	停止		習儀（11.12.25）
36	12・3・18	停止	—	聖節 崇陵（顯宗陵）参拝後に閔武（3.16）※冬至使、三道溝事件による「罰銀二萬兩」を急報（3.7）
37	12・11・7	停止	○	冬至 ※莊烈王后趙氏（仁祖繼妃）誕生日。習儀（11.6）。司憲府監察13名のほとんどが習儀に参席できず、李相項のみ病を押して参席



38	13・正・1	停止		降雪により習儀停止 (12.12.25)
39	13・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.14)
40	13・11・17	停止		冬至。習儀 (11.13)
41	14・正・1	停止	○	習儀 (13.12.25)。清使入京 (1.17~1.21) 太皇太后崩御
42	14・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16)
43	14・11・29	停止	権停礼	冬至。習儀停止 (11.16) ※仁祖継妃死去 (8.26)
44	15・正・1	停止		孝思殿朔祭 ※この年2月、己巳換局
45	15・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16)。清使入京 (2.17~2.24) 仁祖継妃弔祭、(8.8~8.12) 第三皇后崩御
46	15・11・10	停止		冬至。習儀 (11.7)。清使入京 (11.25~12.4) 第三皇后冊諡 ※冊封奏請使、奏請文違礼による「罰銀五千兩」を急報 (12.19)
47	16・正・1	停止		習儀 (15.12.26)。孝思殿朔祭に親臨。清使入京 (1.21~1.28) 禧嬪張氏冊封
48	16・3・18	停止	—	聖節 ※王世子昀 (のち景宗) 冊立 (6.16)。禧嬪張氏を正室に冊立 (10.16)
49	16・11・21	停止	権停礼	冬至。「百官賀王世子権停例儀」を定む
50	17・正・1	停止	○	習儀 (16.12.25)
51	17・3・18	停止	—	聖節。觀武才と重なり習儀停止 (3.14)。清使入京 (4.4~4.13) 鳥銃3,000挺を要求
52	17・11・3	停止	権停礼	冬至。習儀 (10.29)
53	18・正・1	停止		大風、日食。習儀 (17.12.26)
54	18・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.15)
55	18・11・14	停止	○	冬至。習儀 (11.11)。陳賀礼は16日に延期
56	19・正・1	停止	○	習儀 (18.12.26)
57	19・3・18	停止	—	聖節。風雨のため習儀停止 (3.15)
58	19・11・25	停止	権停礼	冬至。習儀 (11.20)
59	20・正・1	停止	○	習儀 (19.12.25) ※この年3月、甲戌換局
60	20・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.15) ※廢妃閔氏、正室に復位 (6.1)
61	20・11・5	停止	○	冬至。習儀 (10.24)
62	21・正・1	停止	○	習儀 (20.12.25)。清使入京 (1.11~1.19) 閔氏冊封
63	21・3・18	停止	—	聖節。習儀延期 (3.17) ※樂善君瀟 (仁祖庶次男) 死去 (3.14)
64	21・11・16	停止	○	冬至。習儀 (11.8) ※この年より乙丙大飢饉
65	22・正・1	停止		習儀 (21.12.25)
66	22・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.13)
67	22・11・27	停止	○	冬至。習儀 (11.22)
68	23・正・1	停止		習儀 (22.12.21)
69	23・3・18	停止	—	聖節。習儀当日は拝表儀の吉日を選定 (3.13) ※王世子冊封奏請成らず (3.11)
70	23・11・9	停止		冬至。習儀 (11.7) 清使入京 (9.18~9.24) ガルダン征討・皇極殿再建、(10.2~10.9) 王世子冊封
71	24・正・1	停止		
72	24・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16)
73	24・11・20	停止	権停礼	冬至
74	25・正・1	停止	権停礼	
75	25・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16)
76	25・11・1	停止		冬至。習儀 (10.24)
77	26・正・1	停止		習儀 (25.12.26)
78	26・3・18	停止	—	聖節。習儀停止 (3.16) ※右議政閔鎮長死去 (3.16)
79	26・11・12	停止		冬至。習儀 (11.9)

80	27・正・1	停止		習儀 (26.12.26)
81	27・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.15)
82	27・11・23	停止		冬至。習儀停止 (11.2) ※肅宗継妃閔氏死去 (8.14)。禧嬪張氏賜死 (10.8)
83	28・正・1	停止		
84	28・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16)。清使入京 (2.22~2.29) 肅宗継妃甲祭
85	28・11・4	停止		冬至。習儀 (10.27) ※慶州金氏 (肅宗第二継妃) を正室に冊立 (10.14)
86	29・正・1	停止		習儀 (28.12.25)
87	29・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16)。清使入京 (5.29~6.9) 天下太平により頒赦、(6.11~6.19) 金氏冊封
88	29・11・15	停止	○	冬至。月食。習儀 (11.12)。陳賀礼は16日に延期
89	30・正・1	停止	○	習儀 (29.12.25)
90	30・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16) ※昌徳宮後苑にて毅宗崇禎帝を祀る (3.19)
91	30・11・26	停止		冬至。習儀 (11.22)
92	31・正・1	停止	○	習儀 (30.12.26)
93	31・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.15) ※王世子、百官を率いて肅宗治世30周年を陳賀 (3.3) 大報壇親祭 (3.9)
94	31・11・7	停止		冬至。習儀 (11.4) ※肅宗、禪讓の意向を翻意 (10.29~11.2)
95	32・正・1	停止		
96	32・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.15) ※肅宗病気のため左議政徐宗泰、大報壇祭祀を撰行 (3.5)
97	32・11・18	停止		冬至
98	33・正・1	停止		
99	33・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16) ※大報壇親祭 (3.6)
100	33・11・29	停止		冬至。習儀 (11.25)
101	34・正・1	停止		
102	34・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16) ※大報壇親祭、王世子陪祭 (3.8)
103	34・11・11	停止		冬至。習儀 (11.4)
104	35・正・1	停止		
105	35・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.13)。習儀を欠席した3品以上の文官を懲戒 ※大報壇親祭、王世子陪祭 (3.6)
106	35・11・22	停止		冬至
107	36・正・1	停止	樞停礼	習儀 (35.12.26)
108	36・3・18	停止	—	聖節 ※大臣、大報壇祭祀を撰行 (3.9)
109	36・11・3	停止		冬至。習儀 (10.24)
110	37・正・1	停止		習儀 (36.12.25)
111	37・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.14) ※左議政徐宗泰、大報壇祭祀の誓戒を受く (2.30)
112	37・11・13	停止		冬至。習儀 (11.10)
113	38・正・1	停止		
114	38・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.11) ※右議政趙相愚、大報壇祭祀の誓戒を受く (3.1)
115	38・11・24	停止		冬至。習儀 (11.21)
116	39・正・1	停止		習儀 (38.12.25)
117	39・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.16) ※領議政李滉、大報壇祭祀を撰行 (3.6)。肅宗の尊号加上。王世子、領議政以下百官を率いて陳賀 (3.9)
118	39・11・5	停止		冬至。習儀 (11.3)
119	40・正・1	停止		習儀 (39.12.27)
120	40・3・18	停止	—	聖節 ※左議政金昌集、大報壇祭祀を撰行 (3.8)

121	40・11・16	停止		冬至。習儀 (11.13)
122	41・正・1	停止	権停礼	習儀 (40.12.26)
123	41・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.13) ※大報壇祭祀撰行吉日 (3.7)
124	41・11・27	停止		冬至。習儀 (11.24)
125	42・正・1	停止	権停礼	習儀 (41.12.25)
126	42・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.15) ※司憲府掌令黃爾章、大報壇齋戒につき論罪を上奏せず (3.18) ※この年8月、丙申処分
127	42・11・8	停止		冬至。習儀 (11.4)
128	43・正・1	停止		習儀 (42.12.27)
129	43・3・18	停止	—	聖節 ※判中樞府事金宇杭、大報壇祭祀後に脚気悪化 (3.9) 温陽行幸 (3.3~4.3) 王世子の代理聴政始まる (8.1)
130	43・11・20	停止	権停礼	冬至。習儀 (11.18)。清使阿克敦入京 (10.27~11.5) 薬材下賜
131	44・正・1	停止		習儀 (43.12.27)。清使阿克敦入京 (1.4~1.8) 皇太后崩御
132	44・3・18	停止	—	聖節。習儀停止 (3.16) ※王世子嬪沈氏死去 (2.7)。大報壇祭祀撰行吉日 (3.7)。淑嬪崔氏死去 (3.9)
133	44・11・1	停止		冬至。習儀 (10.24)
134	45・正・1	停止	権停礼	日食。習儀 (44.12.27)
135	45・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.15)。清使入京 (2.28~3.4) 皇太后耐廟 ※大報壇祭祀撰行吉日 (3.6)
136	45・11・12	停止		冬至。習儀 (11.9) ※延齡君田 (肅宗六男) 死去 (10.2)
137	46・正・1	停止		習儀 (45.12.27)
138	46・3・18	停止	—	聖節。習儀 (3.12) ※大報壇祭祀撰行吉日 (3.10)

\* 『肅宗実録』『承政院日記』『議政府謄録』『勅使謄録』『朝賀謄録』『景宗春宮日記』『堂后日録』より作成。聖節に朝賀礼は実施されないため、「—」と表記した。

は以下のとおり、三類型化することができる。(Ⅰ)文武百官は礼曹による事前の実施要領どおりに議政府にて習儀を行うが、名節を迎える前に清使が漢城を離れると、承政院は「近例に依り之を為す」と国王に事前報告する。しかし、国王と百官が望闕礼を実施したとの記録は確認できない(肅宗元年聖節)。すでに孝宗代以降、清使不在時の望闕礼は「近例に依り之を為す」ことになっていた。(Ⅱ)清使が南別宮西宴庁にて望闕礼を挙行する意向を示せば、昌徳宮仁政殿では百官が略式の権停礼を執り行う(肅宗二年聖節)。会場が南別宮と仁政殿に分かれるのも、孝宗代以降である。(Ⅲ)清使が都合により望闕礼を辞退すれば、仁政殿での権停礼も停止する(肅宗十一年冬至)。つまり、たとえ清使が漢城に滞在中といえども肅宗が王世子以下、宗親と文武百官を率いて康熙帝のために望闕礼を実施することは一度もなかったのである。

肅宗代における全一三八回の名節のうち、文武百官による習儀は少なくとも九二回確認され、約六六パーセントの頻度で実施された。実施された習儀は正朝に向けて二九回、聖節には三一回、冬至の場合には三二回であって、偏差はみうけられない。大報壇創設の前後で時期を区分してみると、肅宗三〇年以前は全八八回の名節のうち五二回で約六〇パーセント、肅宗三〇年以降では全五〇回の名節のうち四〇回で八〇パーセントの頻度で実施されている。朝鮮王室の不幸、国王の病氣、大臣の急逝のほか悪天候の場合には特例として習儀が停止されたことを勘案すれば、大報壇創設後に習儀の実施頻度が上昇したわけではあるまい。むしろ孝宗・顯宗代と同様、臣下は永世遵守の基本法典である『経国大典』の規定にしたがい、事前に望闕礼の習儀を済ませるほかなかったのであろう。習儀の欠席者が「百隸怠慢の習い」としてしばしば論駁されるにもかかわらず、望闕礼当日の百官・監察によ



る不手際がまったく拳論されないのは、名節の望闕礼が空文化していったためだと考えるほかあるまい。

肅宗一六年秋に咸鏡道辺民による不法越境事件が発生すると、肅宗は清使の査問に備える一方、翌一七年二月に「内修外攘」の一環として東関王廟に親臨し、また三月には予定されていた望闕礼の習儀を停止のうえ觀武才を実施して軍人を鼓舞した。しかし、清使の入京が近づくと、丙子胡乱の際に江華島で祖母と伯母を失ったとの「私義」により兵曹参知李玄祚は解任を願ひ出るなど、清使迎接儀礼への陪従を拒む官僚は孝宗代以来、いまなお存在していた。清使による査問は康熙帝の配慮により寛大な処分となったものの、瀋陽での軍事演習用として鳥銃三千挺の大量供出を極秘に要求された。朝鮮政府は清使に減額さえ要請できないまま、千五百挺ずつ二度に分けて北京に送り届けるほかなかった。後日、康熙帝は「克く恭順を彈くす」朝鮮を褒め称え、歳幣のうち黄金百兩と三色木綿六百匹が減免される。おそらく、ガルダン征討への「軍事協力」として朝鮮が清に献上した鳥銃三千挺の対価であったと考えられる。

肅宗は昌徳宮後苑の春塘台に祠壇を築かせ、肅宗三〇年甲申三月一九日に太牢を供えて亡き明の毅宗崇禎帝を親しく祀った。事前に出された肅宗の備忘記に「昔我が仁祖大王、天翻り地覆るの日に當たるも、焚香望闕の礼を廢さず」とあり、領議政申琬もまた崇禎帝親祭について「仁廟朝宮中望闕の礼に遵依するが宜しきに合うと為すに似たり」と上奏したように、肅宗も大臣も高麗末期以来、王宮の正殿にて挙行されていた対明遥拝儀礼、すなわち望闕礼に着想を得ていた。翌三一年三月上旬には後苑に創設された大報壇にて朝鮮国王が神宗萬曆帝を祀る宮中儀礼を開始する。壇上に安置する神座の規格も望闕礼の「闕字版」（闕牌）の制にならったものである。従来、『尊周彙編』所収の

「皇壇年表」をもとに、肅宗による大報壇親祭は一六度の機会のうち二五パーセントの頻度にすぎないとして、肅宗の「対明義理論」を過小評価する論者もいた。しかし、肅宗三〇年代前半は左議政による一度の摂行を含め、毎年大報壇において萬曆帝を祀っている。肅宗三〇年代後半以降になると、脚氣・眼疾など長引く体調不良のために親祭こそ実現しなかったものの、肅宗は大臣に大報壇祭祀の代行を命じていた（表4参照）。つまり、肅宗代に創設された大報壇祭祀とは、親祭・摂行を問うことなく毎年三月上旬に漢城の王宮にて挙行された王朝国家の大礼であったとみなしうる。

眼疾を患う肅宗に代理聴政を命じられた王世子は、肅宗四三年八月より人事・司法・軍事はもちろん、清使迎接儀礼も代行した。この年一〇月下旬に康熙帝の配慮により薬材の空青を届けた阿克敦一行は冬至を迎える前に漢城を発つたため、王世子が南別宮にて清使とともに名節の望闕礼を行うことはなかった。しかし、正使・大通官への「密贈」に加え、明使ではなく清使所製の詩章を扁額として沿路の客館に懸げざるをえないなど、あらたな摩擦が生じはじめる。その阿克敦はわずか二カ月後の肅宗四四年正月上旬に皇太后の訃報をもたすべく、再度入京した。清帝室の不幸ゆえ、義州より漢城へ向かう清使も昌徳宮の時敏堂にて政務を代行する王世子も、正朝に望闕礼を挙行する必要はなかった。とはいえ、王世子による餞送の可否をめぐる清使の反発を買った。とりわけ世子侍講院は、餞送の取りやめを知って清使が立腹したことは「国家の恥辱」であり、王世子が急遽郊外まで出向けば国体を損ねかねないと異を唱える一幕もあった。肅宗四五年二月下旬に入京した清使は南別宮では王世子に北向きに跪坐して康熙帝の安否を問うよう指示するなど高圧的な姿勢を取り、世子侍講院の官員はこの「館所の辱」により引責辞任に追い込まれる。それでも清使

一行の漢城滞在期間中に聖節を迎えることはなかったため、文武百官は前例にならって議政府にて習儀を済ませるにとどまり、王世子が肅宗に代わって望闕礼を挙行することもなかったのである。もはや大皇帝のための望闕礼は空文化していたと判断せざるをえない。国家理念としての対明義理論が肅宗創設の大報壇祭祀のみならず、大明皇帝下賜の金印を模刻した国璽「朝鮮国王之印」とともに肅宗から景宗・英祖そして正祖へと継承されていくことも銘記すべきであろう。

【附記】本稿はJSPS科研費(二〇K〇〇九二七)による研究成果の一部である。

### 註

- (1) 「咸鏡道民十餘名潛入厚春、砲殺清人、奪其所採人蔘、他胡覺之、追至慶源府、告其狀、北兵使李相助以聞、上命備局行会本道、讎捕犯越各人、以待前頭查勅之來」(『肅宗實錄』卷二二、一六年九月戊戌(二一日)条)。金春善、前掲「조선후기 한인의 만주로의 犯越, 과징차과징」一六七頁。
- (2) たとえば、鄭惠仲「청대 조선인과 청국인 범월의 특장」양국 범월사례의 분석을 중심으로(『明清史研究』第二六輯、全州、二〇〇六年一〇月)七六〇七七頁、参照。
- (3) 「伝曰、今觀北兵使李相助狀啓、辺民等犯越之事、出於意外、不覺驚駭也、一自乙丑生事之後、朝家禁令、非不至嚴、而奸民等見利忘生、有此潛越彼境、殺害作變之事、非但事之痛駭、莫此為甚、前頭查勅出來定在不遠、犯越各人等不可不別樣譏察、趁即購捕、以為按覈之地、令備局速稟處」(『備辺司騰録』第四四冊、肅宗一六年九月二一日条)。
- (4) 『備辺司騰録』第三八冊、肅宗一〇年二月一四日条。柳承宙「朝鮮後期軍需鉦工業の 發展—鳥銃問題言 中心—」(『史學志』第三輯、ソウル、一九六九年七月)一三〇—一四頁。同「朝鮮時代鉦業史研究」(高麗大学校出版部、ソウル、一九九三年三月・a)「제3장 제1절 軍需工業의 成長」(初出は『歴史學報』第七一輯、ソウル、一九七六年九月)一九〇—一九一頁。同「正

선후기 군수광공업사 연구—조종·화약·연환제조를 중심으로」(高麗大学校民族文化研究院、ソウル、二〇二二年三月・b)「제2장 제1절 군·민간의 방납된 분쟁」五四—五六頁。金鍾洙「숙종시대의 군사체제와 훈련도감」(韓國中央研究院出版部、城南、二〇一八年一〇月)「훈련도감 설치 및 운영의 동아시아적 특성」(初出は『藏書閣』第三三輯、城南、二〇一五年四月)一七八—一七九頁。

(5) 李洪烈、前掲「三道溝事件과 그善後策」一九五—一九八頁。金慧子、前掲「朝鮮後期北辺越境問題研究」六八—六九頁。金春善、前掲「조선후기 한인의 만주로의 犯越, 과징차과징」一七二頁。

(6) 『肅宗實錄』卷二二、一六年九月己亥(二二日)条。

(7) 『肅宗實錄』卷二二、一六年九月己亥(二二日)条。『備辺司騰録』第四四冊、肅宗一六年九月二二日条。『同文彙考』原編卷五二、犯越四(我国人)、庚午、馳報慶興民犯殺咨。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一六年庚午条。李在璟、前掲「大清帝国内体制 내 조선국왕의 법적 위상」四一四—四二五頁。신세완「조선후기 齋咨官의 사행 활동과 변화 양상」『지역과 역사』第五〇号、釜山、二〇二二年四月)一五〇—一五一頁。なお、この事件に言及した崔韶子、前掲書「제1부1 康熙시기(一六六二—一七二二)·淸·朝鮮계의 화립」三七頁によれば、「朝鮮国王肅宗には罰銀一萬兩が科せられた」というが、誤解を招く。翌年届いた「康熙三十年六月二十一日」付けの礼部の咨文には「從寬、罰銀一萬兩を免す」とある(『同文彙考』原編卷五二、犯越四(我国人)、庚午、礼部知会寬免咨)。

(8) 『肅宗實錄』卷二二、一六年一二月丙申(九日)条。金慧子、前掲「朝鮮後期北辺越境問題研究」七二頁。李勇植「17세기 조선국경지역에서의 민의 유흥 일고찰」(『역사민속학』第五五号、ソウル、二〇一八年一二月)一〇三頁。

(9) 矢木毅、前掲書「第七章 朝鮮時代における死刑囚の再審制度—詳復・三覆啓と清朝の秋審」(初出は『東方學報』第九〇冊、二〇一五年一二月)三二二—三二六頁。李在璟、前掲「大清帝国内体制 내 조선국왕의 법적 위상」四三〇頁。

(10) 『肅宗實錄』卷二二、一六年一二月庚子(二三日)·己酉(二二日)条。『備辺司騰録』第四四冊、肅宗一六年一二月二三日·二四日条。『承政院日記』第三四三冊、肅宗一六年一二月二四日辛亥条。『同文彙考』原編卷五二、犯越四

〔我国人〕、庚午、礼部知会犯人緝捕疏防官查明咨・犯人捕獲監候地方官并俟勘断咨。

(11) 『肅宗実録』卷二三、一七年二月壬午（二六日）条。『承政院日記』第三四四冊、肅宗一七年二月初二日戊午・二六日壬午条。『議政府曆録』辛未二月二六日条。金雨鎮「17세기 후반 淸의 정세 변화와 숙종의 武人 양성」― 閔武와 觀武才를 중심으로」(『史林』第八一號、ソウル、二〇二二年七月) 一七〇〜一七三頁では、淸軍とジュンガル軍が衝突した一六九〇年(康熙二十九年、肅宗一六)のウラーン・プトン戦闘後の四年間に閔武と觀武才が集中的に実施されていることを導き出しており、示唆に富む。

(12) 『肅宗実録』卷二三、一七年二月癸未（二七日）条。『承政院日記』第三四四冊、肅宗一七年二月二七日癸未条。

(13) 中村栄孝「朝鮮における閔羽の祠廟について―壬辰・丁酉倭乱と「閔王廟」の創始」(『天理大学学報』第八五輯、一九七三年三月) 二四七〜二四九頁。桑野栄治「朝鮮後期における国家祭祀儀礼の変動―壬辰倭乱直後の朝鮮と明」(『久留米大学文学部紀要』第二三三號、二〇〇六年三月) 三三〜三五頁。

(14) 『肅宗実録』卷二四、一八年九月辛酉（一五日）条。『承政院日記』第三四九冊、肅宗一八年九月一七日癸亥条。沈勝求、前掲「조선 후기 무묘(武廟)의 창건과 향사(享祀)의 정치적 의미」四三三〜四三五頁。한중우「朝鮮後期 肅宗代 閔王廟 致祭의 性格」(『역사민중학』第二一號、ソウル、二〇〇五年一二月) 八九〜九二頁。이성형「対明義理論의 推移와 朝鮮閔王廟―宣祖(肅宗年間을 中心으로)」(『韓國漢文學研究』第五三輯、ソウル、二〇一四年三月) 三七六・三八二〜三八三頁。남호현、前掲「조선 후기 관왕묘(閔王廟)에 대한 인식의 전환과 그 의미」二八六〜二八七頁。金芝英、前掲「조선 후기 관왕묘향유의 두 양상」五一〇〜五一三頁。金雨鎮、前掲「조선 후기 肅宗의 閔王廟 행차와 의미」一七一〜一八一頁。また、김재명・장경희「조선 후기 동관왕묘 건축의 원형 복원 연구―건물의 개수와 시설의 변천을 중심으로」(『東方学』第三五輯、ソウル、二〇一六年八月) 三三六〜三三七頁。장경희「동관왕묘의 어제(御製) 현판(懸板)의 유형과 내용분석」(『文化財』第四九卷第三號、大田、二〇一六年九月) 六三〜六四頁。鄭恩主「숙종의 제화시문(題畫詩文)을 통해 본 국정운영의 지향점」(鄭萬祚・朴用萬・金白熙・金允貞・鄭恩主・金徳秀・李民周・李煜・金忠鉉「숙종대 왕실문화」韓國中央研究院出版部、城南、二〇二二年一二月、所収。初出は『韓國史學史學

報』四五、ソウル、二〇二二年六月) 一八三〜一八四頁、参照。

(15) 『勅使曆録』第六、辛未三月初一〇日・一二日条。

(16) 『肅宗実録』卷二三、一七年三月戊戌（二二日）・己亥（一三日）・庚子（一四日）条。肅宗は三月一三日より二日間、慕華館の觀武才に親臨し、一五日より聖節の一八日までの四日間は右議政閔黯が試験官として武科を実施した(『議政府曆録』辛未三月一三日・一四日・一五日・一六日・一七日・一八日条)。

(17) 『肅宗実録』卷二三、一七年三月甲辰（一八日）条。徐文重『燕行日録』(『燕行録選集』下、成均館大学校奎章閣藏本) 辛未三月一八日条。この事件に言及した崔階子、前掲書一四一頁I 康熙시기(一六六二〜一七二二)：淸・朝관계의 화림(四五頁によれば、「ここに関連した官吏が罷職、革職された」というが、誤解を招く。のちに『大明一統志』の違法購入について「一統志を查ぶるに、天下の山川輿地、錢糧數目を載せ、関わる所甚だ重し」との理由から、礼部は責任者の正使李沈・副使徐文重を罷免しよう上奏したが、康熙帝より特別に「從寬、革職を免ず」との諭旨を得ている(『淸聖祖実録』卷一五二、康熙三〇年七月己丑〔六日〕条)。

(18) 「一、曹单子、今此迎勅習儀吉日、令日官推挾、則來四月初二日為吉云、同日早朝、宗親・文武百官以黑團領、一依正日例、自慕華館至崇政殿行礼事、知委奉行何如、啓依所啓施行為良如教」(『勅使曆録』第六、辛未三月二四日条)。

(19) 「兵曹參知李玄祚陳疏以為、與北虜有讎、請解職避胡使、上命還給其疏曰、今則朝家定式、非子之於父、則不許伸私情、而玄祚之托病因邇、必欲不參郊迎之列、殊未安、玄祚遂不復辭」(『肅宗実録』卷二三、一七年四月丁巳〔二日〕条)。淸使の帰國後、李玄祚は同副承旨に転じた(『承政院日記』第三四四冊、肅宗一七年四月二五日庚辰条)。

(20) 李玄祚『景淵堂集』(『韓國文集叢刊』一六八、所収) 卷五、疏、上番時辭職疏に「伏以江都之麥、臣之祖母暨臣伯父諸母、併嚮於鋒刃之下、受禍之酷、無若臣家、凡於彼人之來、隨參延接之班、誠有所不忍者、即今客使既已渡江、而顧臣忝在本職、車駕出郊之際、例當陪從、前席秉筆之任非可推移、臣之情理深痛迫、仍念待從之列、有如臣情理者、投章籲懇、輒蒙鑑諒、已成近例、故往在壬戌秋北使時、臣之從兄前參議臣玄錫、適以兵曹堂上援例陳疏、亦蒙



- 恩遇、今臣所遭與此一般、茲敢不避猥越、冒進哀懇、伏乞聖慈俯賜憐察、特許遞臣職名、以便公私、不勝幸甚」とある。また、殉死した祖母については同書卷六、女状、仲父府君(李堂揆)行録に「妣贈貞敬夫人安東樞氏、議政府舍人旰之、女也、丁丑江都之禍、與兩女一婦俱殉節、旌閭」と記される。
- (21) 『承政院日記』第二九一冊、肅宗八年七月初四日己酉・一四日己未条。ただし、李玄錫『游齋集』(『韓國文集叢刊』一五六、所収)卷一、疏、辭同副承旨疏(壬戌)によれば、李玄錫は弘文館副校理黃統に祖父李聖求の名譽を汚されたと上疏し、その日のうちに辭職を願ひ出た。李聖求は太宗(在位一四〇〇〜一八八)庶長子敬寧君の後裔であり、丙子胡乱の際には兵曹判書として南漢山城に扈從し、のち領議政に昇る(『仁祖實録』卷四五、二二年二月壬戌〔三日〕条、領中樞府事李聖求卒伝)。
- (22) 『承政院日記』第三三九冊、肅宗一六年正月一七日己酉・一九日辛亥条。『備邊司謄録』第四四冊、肅宗一六年正月一九日条。また、『游齋集』卷一、疏、辭同副承旨疏(庚午)にも「公遞嶺伯(〓觀察使)煇、大臣請除知申、上曰、但勅行將迫、此人此職必難便矣、領相權大運・右相金德遠對曰、先朝曾已定制、有區別子與孫之事、李某不當引嫌、後政、公果拜是職」とその顛末を記録する。
- (23) 「副校理李玄紀疏、伏以臣之情勢、終不敢冒叨絳幘之狀、通朝所知、聖鑑所燭、前後辭疏、亦已悉陳、則固不敢每每煩縷、仰瀆崇聽、而第北使之行已近、郊迎之駕既命、臣職忝近密、法當陪扈、而臣家酷被丙丁之禍、臣之祖母及伯父母、俱死於江都、臣之情理、不忍與彼人相接、茲敢疾声哀籲、伏乞聖慈、亟命遞臣職、不勝幸甚、答曰、省疏具悉、許多僚員中、自可推移陪從、爾其勿辭察職(燼餘)」(『承政院日記』第三二七冊、肅宗一四年正月一四日戊子条)。
- (24) 『肅宗實録』卷一九、一四年正月甲申(二〇日)・辛卯(二七日)・壬辰(一八日)条。
- (25) 金萬均の辭職をめぐる論争については鄭萬祚「朝鮮顯宗朝の公義・私義論争」(『韓國學論叢』第一四輯、ソウル、一九九二年二月)、同「朝鮮顯宗朝の公義・私義論争斗王權」(朝鮮時代史学会編『東洋三國の王權斗官僚制』國學資料院、ソウル、一九九九年三月)、参照。顯宗四年の清使入京と金萬均の処遇に関しては、韓明基「명조사단의 폐전과 出仕觀」(『明知史論』第一四・一五合輯、ソウル、二〇〇四年二月)二二〇〜二二四頁、桑野栄治、前掲「朝鮮顯宗代の朝清關係と望闕礼」一一〜一二頁、参照。
- (26) 『顯宗實録』卷七、五年正月癸未(二〇日)条。『顯宗改修實録』卷一〇、五年正月癸未(二〇日)条。『宋子大全』卷一一(『韓國文集叢刊』一〇八、所収)、疏、辭職仍以金萬均事引咎疏(甲辰正月)。のち領議政洪鳳漢(次女は莊獻世子嬪の惠慶宮洪氏)が「我が国の彼人に於けるや、誠に痛みを忍び冤みを含むの意有り」と前置きしたうえで宋時烈の持論を引きつつ父子に限る「朝家の定式」の再考を促すと、英祖は五世に限るよう明言した(『英祖實録』卷一〇四、四〇〇八年八月庚子〔二二日〕条。『承政院日記』第一二三三冊、英祖四〇〇八年八月二日庚子条。英祖代におけるこの事例を白新良主編「中朝關係史—明清時期」(世界知識出版社、北京、二〇〇二年九月)第七章「清朝前期中期宗藩關係的鞏固和加強」三三七〜三三八頁では清を敵視する政治的立場の転換とみなすが、むしろ儒者官僚に対して「復讐」を玄孫まで容認したことを意味する)。
- (27) 『承政院日記』第二九一冊、肅宗八年七月初五日庚戌条。桑野栄治、前掲「朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清關係」七頁。
- (28) 「一、今十月初五日昼講入侍時、領議政金所啓、冬至使行期不遠、賫去文書必須前期議定、可無窘迫之患、此等文書、雖使知製教撰出、而大提學例為主管矣、即今大提學金萬重、姑未出仕、而雖出仕之後、萬重以其私義、於彼中文書有不得干預者、曾在孝廟朝、故判書臣金益熙為大提學、其情勢亦如萬重、故朝家別為變通、凡關係彼中文書、皆令提學主之、與諸提調相議停當矣、今亦依此、使芸文館提學朴泰尚主管為之何如、上曰、依為之」(『勅使謄録』第六、丙寅一〇月初六日条)。
- (29) 『顯宗實録』卷四、二年四月丙申(二七日)条。鄭玉子、前掲書二二二、二二二頁、慶山二〇〇〇年一月一一三・一一六頁。池斗煥「조선 명조사단의 忠신 연서에 대한 研究」(『한국학논총』第三四輯、ソウル、二〇一〇年一月)八〇〜八二頁。また、金尚憲の曾孫金昌協が肅宗二十七年に刊行した『江都忠烈録』(申海鎮・金石泰訳註『강릉충렬록』)亦樂、ソウル、二〇一三年一月、所収。底本はソウル大学校奎章閣蔵本)下、成均生員贈司憲府持平金公墓表(宋時烈撰)によれば、金益兼は肅宗即位後に領議政を追贈されている。この点は桑野栄治、前掲「朝鮮顯宗代の朝清關係と望闕礼」三頁、

参照。

(30) 『孝宗実録』卷一六、七年正月甲申(五日)・戊子(九日)条。金益熙「滄洲遺稿」(『韓國文集叢刊』一一九、所収)卷一、疏、辞大提学等諸兼帶疏。鄭萬祚、前掲「朝鮮顯宗朝の公義・私義論争」二頁。同、前掲「朝鮮顯宗朝の公義・私義論争斗王權」一三九、一四〇頁。

(31) 『顯宗実録』卷二〇、一三年八月乙巳(三日)条。金萬基「瑞石先生集」(『韓國文集叢刊』一四四、所収)卷九、疏劄、辞大提学疏(左尹時)・辞大提学疏(再疏)・辞大提学疏(三疏)・辞大提学疏(四疏)。趙誠乙「17세기 후반 노론 훈직의 사상」김석주・김만기를 중심으로(『역사와 현실』第一三三号、ソウル、一九九四年九月)八三、八四頁。

(32) 金萬重「西浦先生集」(『韓國文集叢刊』統六、民族文化推進会、ソウル、二〇〇五年一月、所収)卷八、疏、辞大提学疏・辞大提学疏(再疏)・辞大提学疏(五疏)・辞大提学疏(六疏)・辞大提学疏(七疏)。「承政院日記」第一三一九冊、肅宗一二年一月一日乙丑条。

(33) 「御扈講、参贊官金構曰、釜山僉使李錫赴任後、亦不接待倭人、以被罪為期云、事体未安、而情理則甚切矣、金時傑事、亦相類、與其一向強迫、無寧參酌情理、早賜处分、上曰、李錫事、當觀前頭処之、蓋錫之祖、戰亡於壬辰倭乱、故錫屢呈備局、而備局強令赴任、錫以此不肯接見倭人云、時傑高祖故相臣金尚容、丁丑亦殉節江都、時傑拜謝恩使書状官、亦不承命、四違召牌、蓋士大夫立殫丙子者甚多、其子孫皆不欲與虜人相接、故朝家為慮紛紜、有所定式、而子孫讎怨之心、不以世代近遠而有間、苟有牢守私義者、則國家特為許副、不害為体下之政、而亦豈非扶植名義之意乎、聖教之独提李錫而不及金時傑者、蓋先入廟堂之言、難於処分故也」(『肅宗実録』卷三二上、二四年五月朔甲戌条)。この史論の一部を引用しつつ張存武、前掲書a「第一章第二節 宗藩関係の規制」一七頁に「丁卯・丙子之役の被害者の後裔が出使の命に応じない場合、政府は無理強いしなかった」と述べるのは誤解であろう。謝恩使書状官として赴京することを拒んだ司諫院司諫金時傑は金尚容の曾孫ではあったが、日本寇賊との戦闘により曾祖父の全羅左道水軍節度使李大源を亡くしたとして「倭人」の接待を拒否した釜山僉使李錫と同様、「固より定式に違越するの罪有り」と司憲府に弾劾され、兩名とも取監のうえ尋問された(同書卷三一、二三年一月己丑(二三日)条。同書卷三二上、二四年五月戊寅(四日)・癸巳(二〇日)条)。

(34) 『肅宗実録』卷二三、一七年四月己未(四日)条。『同文彙考』原編卷五二、犯越四(我国人)、礼部知会遣官審擬咨(辛未)・遣官審擬勅(礼部侍郎西安等来、互飭諭)。「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王一七年辛未条。

(35) 『肅宗実録』卷二三、一七年四月庚申(五日)・乙丑(二〇日)条。「承政院日記」第三四五冊、肅宗一七年四月初五日庚申・初八日癸亥・初一日乙丑条。清使の帰国後、左議政陸来善が不法越境を厳禁すべく五年前に制定された「己丑年參事目」(南北參商沿辺犯越禁斷事目)による懲戒処分を上奏すると、肅宗は李相助と慶興府使閔暹を一介の軍人として辺境の衛所に配し、また李瑞雨の告身を剥奪するよう命じた(『肅宗実録』卷二三、一七年四月丁丑(二二日)条)。

(36) 「上幸館所、與虜使同議勘罪、正犯則擬以死律、監兵使以下勤以革職、上請加罪、虜使自言、從寬、出於帝命也(中略)虜使又曰、皇帝別有命、見今書在別紙、願上覽過、其書曰、本月二十五日、奉命前赴朝鮮、審理犯越案情、西・羅入觀陸辭、上曰、此事自有應得正条、爾等到彼、審理務從寬、大勿為深刻、西・羅奏云、臣等敢不仰体皇上之至意、俟審理將畢、當宣諭國王及同審諸臣知悉、其文体語勢、有若記事之為、將以誇示我国者、真贋未可知也、上下座北向叩頭、大臣以下亦離席稱謝、(後略)」(『肅宗実録』卷二三、一七年四月乙丑(二〇日)条)。李花子、前掲書a「第三章 朝鮮人越境問題的寛容交渉」七三、七四頁。同、前掲書b「제3장 조선인 월경문제에 대한 청의 유화책」一一五頁。

(37) 「(前略)虜使固請辟左右、大臣・諸臣暫出行外、只留御前通事李萬元在侍、虜使曰、上国方於藩陽選卒練習、而鳥銃非土產、患不能得、貴国以二三千柄入送、謂於齋宮及使行回還時、目見盛京有練卒之事、故問諸勅使則果然、小邦感激皇恩、報答無階、敢以兵器獻助云爾、則皇帝必喜之、然此乃俺等私言、非帝意、有泄則俺等當死、須思量可否、上曰、外藩何敢私獻兵器於朕罪之日乎、皇帝若曰兵事甚秘、爾何從得聞、將何辭自解也、乃令諸臣還入行茶而罷」(『肅宗実録』卷二三、一七年四月乙丑(二〇日)条)。金雨鎮「一六九三년 승종의 개성 행차와 의미」(『한국문화』八八、ソウル、二〇一九年一月)一七七頁に「一六九一年(康熙三〇、肅宗一七)、清の勅使らは朝鮮人の無断越境と清人殺害事件を口実に、肅宗に鳥銃を上納して謝罪の意を表すよう露骨に強要した」というが、いささか説明不足といわざるをえない。実録記事に「小邦、皇恩に感激すれども報答するに階無く、敢えて兵器を以

て献助せんと爾か云わば、則ち皇帝必ず之を喜ばん」とあるように、「小邦」朝鮮の「謝罪の意」ではなく、寛大な「皇恩」に対する「献助」（協力のための献金）、つまり「罰銀」免除に対する謝意とみなすべきであろう。

(38) 金雨鎮、前掲書「II. 국내외 정세와 위기의식」六二、六四頁。

(39) 「引見大臣・備局諸宰、時虜使以鳥銃事恐煩聽聞、使御前通事從容來報領議政權大運曰、彼既免難処之言、不可不預講爲之、上問諸臣、大運及陸來善・閔黈等皆以不得不給爲對、獨大司諫姜碩實以爲難、上曰、我国利器與之敵國、大失計也、然強弱不敵、初雖不許、終必難免、姑觀通事往復後処之、通事李萬元帰自館所入白曰、彼問上意如何、臣答以帝若有命、敢不唯力、不待聞命、何敢私獻、通官等又曰、雖皇帝親兄有罪、則問罪於宗人府、不以私屈法、而今番查事不令及於國王、待之至矣、中国方有阿魯徳之乱、此時入送兵器、必得皇帝之喜云矣、上令姑托以未聞皇命而争之」(『肅宗実録』卷二三、一七年四月丙寅(二一日)条。金雨鎮、前掲「17세기 후반 清의 정세 변화와 李宗의 武人 양성」一五九頁に「清の使臣が朝鮮の三千個の鳥銃を露骨に要求したのち、一六九三年(肅宗一九)に清ではガルダンの反乱に備えて兵器を修繕しているという報告があった」というのは誤解である。たしかに『肅宗実録』卷二五、一九年三月庚午(二六日)条によれば、鳳凰城の次通官からの伝聞として冬至使閔就道は、「北京に繕兵の事有りと云う。蓋し阿魯徳、托くるに凶荒を以てし、数千の兵馬を率いて出て来る。故に將に變に應ぜんと欲して此の繕兵の挙有り、と云えり」と復命報告している。しかし、「兵を繕む」とは軍備を整えることを意味し、「兵器を修繕している」のではない。

(40) 岡田英弘『大清帝國隆盛期の実像―第四代康熙帝の手紙から―一六六一―一七二二』(藤原書店、二〇一六年三月第二版)「中国の名君と草原の英雄」九三―九九頁。

(41) 「御前通事李萬元再往館所、伝上命、虜使怒曰、今以防塞之意歸奏、則必有遣使之舉、於爾國爲弊大矣、又迫令書納大臣・諸宰之名、於是諸大臣皆懼請對曰、許給外、無他策、請上速決、上不得已而許之、礼曹判書李宇鼎入言、其不可不力争、上曰、此誠不可無之議也、然與其畢竟辱及而後許之、毋寧早從也」(『肅宗実録』卷二三、一七年四月丁卯(二二日)条)。

(42) 「三公偕詣館所、見虜使後、記虜使言以啓、其言或云、兵器三千、所係不少、我二人爲憑拠、豈無成見、或云、三千之數、不能全進達、部陸統送之、或云、此必合天意、大臣藉其天意二字、爲不得不許之端、令通事來稟、上曰、

柄數且不得減耶、仍令以既示天意、敢不奉行、而一時難弁、隨力備送答之」(『肅宗実録』卷二三、一七年四月丁卯(二二日)条)。

(43) 『肅宗実録』卷二三、一七年四月丙寅(二一日)条。『備辺司騰録』第四五冊、肅宗一七年四月一三日条。参考までに柳承宙、前掲書b「제1장 제2절 각 읍의 과충약 환가(各邑月課銃藥丸価) 설정」(初出は「朝鮮後期国防体制の諸問題(韓国史論9) 国史編纂委員会、ソウル、一九八一年二月)五〇―五一頁によれば、忠清・全羅・慶尚道の三南地方に割りあてられた鳥銃数は肅宗七年の時点で計千五百挺を上回っており、また同書「제2장 제2절 1) 조종의 제정 실행」(初出は「史学志」第三輯、ソウル、一九六九年七月)九四―九五頁では、肅宗四四年になると年間三百挺の鳥銃が訓練都監で製造または改造されたという。

(44) 『承政院日記』第三四五冊、肅宗一七年四月一三日戊辰条。『肅宗実録』卷二三、一七年四月丁卯(二二日)条の末尾に「虜使歸る」とあるのは錯誤であらう。

(45) 『備辺司騰録』第四五冊、肅宗一七年六月二四日条。

(46) 『同文彙考』原編卷三六、請求、進鳥鎗咨・礼部知会統進鳥鎗咨・統進鳥鎗咨・礼部照收鳥鎗咨。なお、礼曹判書李宇鼎は道中で病に倒れ、二月下旬に客死した(『肅宗実録』卷二四、一八年二月丁未(二七日)・戊申(二八日)条)。

(47) 「礼部題、朝鮮国進貢礼物、交該衙門查收、得旨、朝鮮国世篤憫忱、進貢方物、克殫恭順、頃復輸應軍需、捐進鳥鎗三千杆、可嘉、年貢内、黄金百兩及藍青紅木棉、嗣後永著停止」(『清聖祖実録』卷一五八、康熙三二年正月甲子(二〇日)条。『肅宗実録』卷二五、一九年三月庚戌(六日)・五月戊辰(二五日)条。『同文彙考』原編卷二二、節使五、壬申、礼部查收三節方物年貢發回謝停捕逸犯方物及因進鳥鎗永停黄金三色木綿咨(互犯越、鑄幣、求請)・回咨・謝停貢金布表(製閔昌道、使臨陽君桓)・謝停貢金布箋(製權重經)・『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一十九年癸酉条。

(48) 康熙年間における歳幣の一部減免については、『通文館志』卷三、事大(上)、方物數目、歳幣(崇徳丁丑始定)条をもとに全海宗、前掲書a「清代韓中朝貢關係考」七九―八一頁に整理のうえ、前掲書b「清代韓・中關係の一考察」九八―一〇一頁では「清の態度の漸次的緩和」の時期と位置づけていた。洪性鳩「정질서의 성립과 조청관계의 안정화」一六四四―一七〇〇(東北亞



歴史財団北方史研究所編『조선시대 한글판 개사』東北亜歴史財団、ソウル、二〇一八年一月。初出は『東洋史学研究』第一四〇輯、ソウル、二〇一七年九月）一八四〜一八五・二〇〇頁でも「清が朝鮮に対する強圧政策を緩和した痕跡」の一事例として注目するが、両者ともに減免の事情に関する考察はない。張存武、前掲書a「第一章第二節 宗藩関係之規制」五七頁脚註71では「康熙三二年の歳幣省減は、該国が諭旨にしたがい鳥槍三千杆を貢いだことによる」と解説し、近年では孫衛國「從「尊明」到「奉清」朝鮮王朝對清意識的嬗變（一六二七—一九一〇）」（国立台湾大学出版中心、台北、二〇一九年四月）第五章 清朝對朝鮮鮮王朝宗藩政策的演變「一八四頁でも「鳥槍三千杆」の進貢に注目しながら、鳥銃献上の背景については看過されている。一方、徐仁範「조선 호포・포포의 清朝 진헌」（『歴史学報』第一四四輯、ソウル、二〇一九年二月）二二七〜二〇頁では三藩の乱とガルダン平定後の政權安定により、「康熙帝の自負感と自信感の表出が歳幣免除措置として履行されたと推定される」というのは正鵠を得ているものの、ガルダン征討への「軍事協力」という朝清関係の実相に目配りはない。

(49) 桑野栄治、前掲『朝鮮肅宗代の王世子冊封にみる朝清関係』五四〜五八頁。

(50) 『勅使騰録』第六、辛未一〇月初三日・一二月初三日条。その末尾には「大正ずれも「正日挙動、則依前例自政院臨時稟旨举行何如、啓依所啓施行為良如教」と定型化された記録がある。

(51) 「仁政殿良中冬至陳賀權停礼行礼、時大殿・中宮殿則仁政殿行礼為之、世子宮則時敏堂行礼為之、時左議政陸來善・右議政金德遠・右參贊沈杔・司錄安俊儒進參、（後略）」（『議政府騰録』庚午十一月二日条）。『景宗春宮日記』庚午十一月二日戊申条。

(52) 「崇政殿良中冬至陳賀權停例行礼、時領議政權大運・左參贊柳命天・右參贊俞夏益進參、左議政陸來善掃墳事以山所出去、右議政閔黠赴京、司錄李奎年病不進、物膳、時右參贊俞夏益進、罷後、世子宮、二品以上單子問安、時如右進參、処所則興元門内連為之」（『議政府騰録』辛未一月初三日条）。

(53) 李瀏「春秋館日記」（前掲、『朝鮮時代史草II』、所収）に「上御熙政堂、諸承旨持公事入侍、癸酉十月二十七日午時、（中略）右承旨啓曰、來十一月望闕礼、依前例、上曰、啓下、（中略）右承旨啓曰、率礼曹啓目、來十一月望闕礼・陳賀等事、上曰、權停礼也、命當朝賀事權停、（後略）」とある。また、

この史草をもとに清書した『承政院日記』の当該年月日条にも「午時、上御熙政堂、諸承旨持留院公事入侍、（中略）允修、以礼曹望闕礼折日單子進説、上曰、啓下、（中略）允修、以礼曹來十一月冬至陳賀儀奏進説、上曰、權停可也、（中略）（以上燼餘移騰）」との記録が残る。

(54) 『明日冬至陳賀時、開門差早』（『承政院日記』第三五四冊、肅宗一九年一月二四日癸亥条）。「仁政殿良中大殿・中殿冬至陳賀時、二品以上朝服進參、三品以下黒团領進參時、左議政陸來善・右議政閔黠・左參贊尹以濟・右參贊權愈進參、右參贊權愈物膳進、司錄李相休進參、而領議政權大運病不進、時敏堂良中世子宮冬至陳賀時、二品以上・三品以下黒团領為之、左議政・右議政・左參贊・右參贊・司錄進參」（『騰録』癸酉一月二五日条）。『議政府別騰録外（各司騰録62）』（国史編纂委員会、果川、一九九二年二月）は「議政府騰録」の漏落部分と推定される康熙三一年（肅宗一八）より四年間分の『騰録』一冊を収録するが、議政府の官僚が名節の望闕礼を実施したとの記録はない。また、『騰録』乙亥正月初一日条には「正朝及聖節陳賀時、領議政南九萬進、右議政朴世采在外、左參贊李世白奉命西下、司錄元致道受由在外、右議政・右參贊未差」とあるが、「聖節」は記録の混乱と判断するほかない。

(55) 『肅宗実録』卷三九、三〇年正月庚戌（一〇日）条。中村栄孝、前掲『朝鮮の慕明思想と大報壇』二一〇〜二二三頁。鄭玉子、前掲書「12 대보단（大報壇）의 창설」七〇〜八四頁。林富淵、前掲「유교의례화의 정치학」一七〜一七三頁。桂勝範、前掲書「제2장 대보단의 설립과 그 배경」六九〜七四頁。その背景として許太榕、前掲書「제3장 중화계승의식의 전개와 부왕영도의식의 성장」一一六頁では、当時すでに北伐論が公式的に放棄されていたと指摘する。

(56) 『肅宗実録』卷三八上、二九年六月壬辰（一八日）・癸巳（一九日）条。金雨鎮「一七〇三년康熙帝의 御筆을 둘러싼 조선의 정치적 과정과 숙종의 대응」、『韓国実学研究』第四〇号、ソウル、二〇二〇年二月）五二五〜五二八頁。桑野栄治、前掲『朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係』一五頁。鄭恩主、前掲「숙종의 제화시문（題画詩文）을 통해 본 국정운영의 지향점」一八四頁。尹晶「숙종대 顯忠祠 건립의 배경과 정치적 함의」『명비망공』과再造之恩의 재검정』（『震檀學報』第一三九号、ソウル、二〇二二年二月）七五頁。なお、壬辰後乱後に宣祖親筆「再造藩邦」の扁額を掲げて軍門邢玠と經理楊鎬を祀った宣武祠の概要については中村栄孝、前掲『朝鮮の慕明思想

と大報壇」一九七〜一九八頁のほか、韓明基「임진왜란과 한중관계」(歴史批評社、ソウル、一九九九年八月)「제1부 제1장 명군 참전과 정치적 영향」(初出は『東洋学』第二九輯、ソウル、一九九九年六月)八二〜八四頁、桑野栄治、前掲「朝鮮後期における国家祭祀儀礼の変動」三七〜四〇頁、禹景燮「17〜18세기 임진왜란 참전 명군에 대한 기인」(『한국학연구』第四六輯、仁川、二〇一七年八月)三三二〜三三五・三四三〜三四四頁、鄭恩主「임진전쟁기 明將官에 대한接待都監 운영 양상」(『明清史研究』第五七輯、ソウル、二〇二二年四月)二二五・二二六頁、参照。

(57) 『列聖御製別編』第一冊(韓國中央研究院藏書閣藏、請求記号はK四一・二六)、卷二、肅宗大王、詩、予每當西郊馳駕之日回瞻武安王廟曠世相感欲一致敬者久矣迺於癸未夏饑北客回鑿之路遂歷臨實有匪風永歎之意焉(「還宮後遣官設祭、○書與海昌都尉使之和進」および楊經理宣武祠在崇札門之内頃者郊送時回望有感(遂命別為致祭、○書與海昌都尉使之和進。金徳秀「숙종의 대명의리와 문학적 형상화 시전」(鄭萬祚外、前掲『숙종대 왕실문화』、所収。初出は『民族文化』第六〇輯、ソウル、二〇二二年三月)二三五〜二三六頁。なお、『肅宗御製別編』の編纂と詩文の性格については安章利「장서각 소장 『임성어제』 연구」(韓國中央研究院出版部、城南、二〇一六年八月)「5장 『임성어제』 합부기」一七七〜一三三頁、参照。

(58) 『承政院日記』第四一・一三冊、肅宗二十九年四月初四日己卯・二二日丁酉条。김재명・장경희、前掲「조선 후기 동관왕묘 건축의 원형 복원 연구」三三七〜三三九頁によれば、当時の来歴を記した「大明崇禎紀元後再周癸未」の墨書板(礼曹判書金鎮龜・戸曹判書金昌集・兵曹判書李濡の連名)が二〇一〇年の正殿補修工事の際に発見され、四月二八日に関羽像を中神門に移安して改修に着手、七月中旬に竣工したことが裏づけられた。

(59) 『肅宗実録』卷一八、一三年二月辛亥(三日)条。韓明基、前掲「再造之恩、과 조선후기 정치사」二二二〜二二三頁。尹晶、前掲「숙종대 顯忠祠 건립의 배경과 정치적 함의」六九頁。

(60) 「司直柳成運上疏言、甲申之歲回於今日、而又逢三月之朔、今三月十九日、即皇都淪陷之日也、毅皇身殉之後、死義之臣、大学士范景文・都御史李邦華・尚書倪元璐以下四十五人、自古立懂之盛、未有若是、臣以為特設壇壇於淨潔僻奥之处、同祭君臣於十九日殉難之辰、庶可少慰在天之靈、而景文等忠魂烈魄、亦必歆格於胙饗之間矣、上命礼官粟処、翌日、上特命設行、而殉節人同

祭事不行」(『肅宗実録』卷三九、三〇年三月乙巳(六日)条。尹晶「숙종대 명사(明史) 진강과 명의 멸망에 대한 인식」『명기편년(明紀編年)』진강을 중심으로(李根浩外、前掲『숙종대 정국 운영과 대외관계』、所収)一二九〜一三〇頁。のち英祖三十八年に宗廟の功臣配享の例にならぬ、范景文は崇禎帝の配享臣となる(『承政院日記』第一二〇三冊、英祖三十八年三月三日癸亥条。

(61) 「上自宜春門詣禁苑壇、以太牢祭崇禎皇帝、其文曰、崇禎七十七年歲次甲申三月庚子朔十九日戊午、朝鮮國王臣李焯、敢昭告于大明毅宗烈皇帝(中略)上具冕服、百官衣黑团領陪祭、上嗚咽不自勝、侍臣莫不感愴、祭畢、並祝・幣・紙榜燎火、即撤其壇、是日、遣官致祭于宣武祠・愍忠壇」(『肅宗実録』卷三九、三〇年三月戊午(十九日)条。中村栄孝、前掲「朝鮮の慕明思想と大報壇」二二三頁。鄭玉子、前掲書「12 대보단(大報壇)의 창설」八四〜八五頁。桑野栄治、前掲「朝鮮小中華意識の形成と展開」一五一頁。

(62) 『列聖御製』卷一〇(『列聖御製(奎章閣資料叢書文学篇)』影印本第二冊、ソウル大学校奎章閣、ソウル、二〇〇二年二月、所収)、肅宗大王、詩、今甲申三月十九日即皇都淪陷之日也且悲且感不能自已爰詢輔臣義起斷行遂設壇於後苑春塘台之上奉紙幣陳牲牢親率百僚少伸情礼庶無餘憾也(「噫嘻今日此何辰、遙望神京愴若新、為就園林壇壇設、躬拜珪幣菲枕仲、一輪霽月臨懸幕、五夜春台會摺紳、靈位恭瞻餘痛切、君臣孰不涕霑巾」とある。この七言律詩は鄭恩主、前掲「숙종의 제화시문(題画詩文)을 통해 본 국정 운영의 지향점」一七四〜一七五頁に引用されたが、「萬曆帝と崇禎帝の祭祀を執り行った」と解説するのは誤解である。

(63) 『肅宗実録』卷一四、九年三月辛酉(二三日)条。桑野栄治、前掲「朝鮮後期における国家祭祀儀礼の変動」四二〜四三頁。

(64) 「備忘記、嗚呼、光陰易逝、涖灘重回、天崩地拆、即此歲也、寿亨之事、追思掩泣、不有親祀、于何寓哀、肆予義起、斷然行之、蓋所以明天理植民彝也、嗚呼、神宗皇帝再造藩邦之恩、天地同大、河海莫量、矣吾東方没世不忘者也、今於建廟之事、孰有異議於其間、而第或以礼節為拘、或以宣洩為慮、此則有不然者、所謂礼節、爛熳商確、務得得當、則自無難便之端、所謂宣洩、只在象胥、申以重律、嚴加操切、則豈有宣洩之患耶、嗚呼、尚忍言哉、海内神州、滿目腥塵、遙望天寿、孰薦明祀、噫嘻、由是論之、則今日建廟、不特予崇報之誠、實在於此、神皇在天之靈、亦安知不恣茲東土耶、尊周之義、皎如日星、予志之定、堅如金石、斷不可已也、嗚呼、追聖祖之志事、予所勉勉、

而此而持疑、猶且不行、則何以有辭於天下後世乎、其令礼官斯速稟處、頃者儒疏中華陽洞之說、反復思惟、終涉不便、亦在該曹之商量也、(後略) (『肅宗實錄』卷三九、三〇年三月己卯〔二〇日〕條)。『列聖御製別編』第一冊、卷二、肅宗大王、文、大明神宗皇帝建廟事、面言前席詢諸大臣儒臣後令礼官舉行繪音。安章利、列聖御製別編、에나다난 对明義理論의 전개 (『溯上古典研究』第四二輯、ソウル、二〇一四年二月) 五九七頁脚註30ではこの論言の撰述時期に対する考察はなく、金徳秀、前掲『숙종의 대명의리와 문화적 형성상화시점』はこの論言自体を考察の対象としていない。

(65) 『列聖御製別編』第一冊、卷二、肅宗大王、詩、大明神宗皇帝再造山河之恩、実吾東方没世難設者也、初遇皇祚永終之歲、追惟至德痛傷何極、建廟崇奉、予至願於戲不忘、其此之謂歟、或者以礼節之難便、煩泄於彼中為慮、其可乎哉、詩以示意 (書賜海昌都尉使之和進)。安章利、前掲『列聖御製別編』에나다난 对明義理論의 전개 五九七頁。金徳秀、前掲『숙종의 대명의리와 문화적 형성상화시점』二二〇～二二二頁。

(66) 桂勝範、前掲書「제2장 대보단의 설립과 그 배경」七五頁。

(67) 桑野栄治、前掲『朝鮮仁祖代における对明選擇儀礼の変容』一七八～一七九頁。

(68) 申琬『綱菴集』(『韓國文集叢刊』続四七、所収)。

(69) 『承政院日記』第二九一冊、肅宗八年七月初八日癸丑條。『勅使騰録』第七、癸未六月初一〇日條。桑野栄治、前掲『朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係』六・一四頁。なお、肅宗代に都合五度執り行われた王妃の「誥命を受くるの儀」の連続性と差異点は、金雨鎮「숙종대 왕비의 수고명과와 조·청관계」(『역사와 현실』第一二七号、ソウル、二〇二三年三月) 九五～九九頁に手際よく再整理されている。

(70) 「執義李箕洪上疏曰、伏聞殿下、追思神宗皇帝萬世不忘之盛徳、既下立廟之議、又行崇禎皇帝壇祀之礼、凡在含生之類、孰不感泣、願殿下誦宜祖必東之奏、欽仁廟拱北之誠、益勵聖志、益懋聖學、益修仁政、益繕戎備、以繼述我聖祖之志事焉、答曰、陳戒殊切、可不加意焉」(『肅宗實錄』卷三九、三〇年四月朔庚午條)。

(71) 『肅宗實錄』卷四〇、三〇年九月癸丑(一六日)條。鄭玉子、前掲書「1-2 대보단 (大報壇) 의 창설」八八～九〇頁。林富淵、前掲『유교의례화 의 정치학』一七五～一七八頁。桂勝範、前掲書「제2장 대보단의 설립과 그 배경」七九～八二頁。

그 배경」七九～八二頁。

(72) 『肅宗實錄』卷四〇、三〇年二月丁亥(二一日)條。鄭玉子、前掲書「1-2 대보단 (大報壇) 의 창설」九三～九四頁。桂勝範、前掲書「제2장 대보단의 설립과 그 배경」八六～八七頁。鄭恩主、前掲『숙종의 제화시문 (題面詩文) 을 통해 본 국정 운영의 지향점』一七五～一七七頁。

(73) 『国朝五礼儀』卷四、嘉礼、使臣及外官正至誕日遥賀儀・使臣及外官朔望遥賀儀條。この選擇儀礼については任敏赫「조선조기 요하의 (遥賀儀) 와 군신질서」(姜制勲・金文植・崔珍玉・任敏赫・權五榮・申大澈・李民周「조선왕실의 가례嘉礼」2 韓國中央研究院出版部、城南、二〇一〇年二月) 一五二～一六七頁のほか、윤석호、前掲「조선조 望闕礼의 중추적 의례구조와 성격」一七一～一七八頁、参照。また、邑治の空間構造は金炫榮「近世朝鮮の地方都市Ⅱ 邑治の景觀と社会的結合」(井上徹・塚田孝編『東アジア近世都市における社会的結合―諸身分・諸階層の存在形態』清文堂出版、二〇〇五年三月) 一八七頁に理念化されている。

(74) 桂勝範「조선 후기 대보단 친행 현황과 그 정치·문화적 함의」(『역사와 현실』第七五号、ソウル、二〇一〇年三月) 一七二頁。同、前掲書「제2장 대보단의 설립과 그 배경」九七頁。『尊周彙編』卷九(李離和編『朝鮮事大・斥邪關係資料集』二、驪江出版社、ソウル、一九八五年八月、所収。底本はソウル大学校奎章閣藏本)、皇壇年表には肅宗乙酉・丁亥・己丑・壬辰にそれぞれ「三月親享」とある。

(75) 「上詣大報壇、親祭大明神宗皇帝、子時、上自宜春門循禁苑北而西、出朝宗門詣壇所行祭、祭文曰、(中略) 設黃帳房於壇上、奉安神位、用紙幣、舞用八份、撰樂章以奏、上行三獻礼、飲福礼畢、奉紙幣以燎、上親詣燎所、王世子率百官陪祭、上祭罷還宮、宣示御製御筆于政院曰、(後略)」(『肅宗實錄』卷四一、三一年三月癸卯〔九日〕條)。

(76) 「大報壇親臨大祭受誓戒、時左議政李奮・右議政李滯進參、左參贊趙相愚呈辭受由、右參贊宋昌病不進、司錄宋思翊受由在外、二相(『左贊成』) 尹拯在外、舍檢(『議政府舍人』と檢詳)・領相未差」(『大報壇親祭、時右參贊宋昌進參、左議政李奮出往江村、右議政李滯病不進、二相尹拯在外、司錄宋思翊受由在外、領相・舍檢未差』(順に『議政府騰録』乙酉三月初二日四更頭・初九日條)。

(77) 「上親祀于大報壇、如乙酉礼」(『肅宗實錄』卷四五、三三年三月己未〔六



日) 条。「上親祭于大報壇、王世子從」(同書卷四七、三五年三月丁丑〔六日〕 条)。

(78) 「大報壇親臨祭、時右議政李頤命進參、領議政崔錫鼎・右參贊洪受瀨米爾拜、左議政金昌集・左贊成尹拯・左參贊鄭載禧在外未肅拜、舍人李堉以兼輔德侍講院進參、司錄李景說本府上直、檢詳未差」(大報壇親臨祭勅) 是、時左參贊趙泰采進幣瓊爵官先詣享所進參、領議政崔錫鼎呈辭、左議政未差、右議政尹拯在外、右參贊黃欽病不進、司錄權焜本府上直、祭罷後、大殿筵二品以上單字問安、時左參贊趙泰采亦為進參、判府事徐宗泰單字捧入」(順に「議政府膳錄」丁亥三月初六日・己丑三月初六日 条)。

(79) 「(南就明) 又以礼曹言啓曰、來三月初八日大報壇親祭時、王世子陪祭一款依例磨鍊乎、敢稟、伝曰、依為之」(「承政院日記」第四三九冊、肅宗三十四年正月一七日乙丑 条)。

(80) 「禁府啓曰、今三月初七日大報壇舉動時、本府都事十員內九員、大駕各差備隨駕、一員入直、王世子考喧左右都事無推移之道、仮都事二員令該曹預為差出、以為分付之地何如、伝曰、允」(「禁府膳錄」) (「承政院日記」第四四〇冊、肅宗三十四年三月初四日辛亥 条)。

(81) 「金弘楨以兵曹意啓曰、明日大報壇親祭舉動時、本曹郎序各有差備、不可不備員、而佐郎李世德以其母病危重未得行公、正郎一員未差、事甚苟簡、佐郎李世德今姑改差、並與正郎有闕之代、今日政以在京無故人差出、使之祭任何如、伝曰、允」(「承政院日記」第四四〇冊、肅宗三十四年三月初六日癸丑 条)。

(82) 「(權持) 又啓曰、明日舉動時、漢城府堂上、當為導駕、而判尹金字杭差祭、左尹金重器別雲劍受點、右尹兪集一未肅拜、無導駕之員、兪集一即為牌招察任、何如、伝曰、允」(「承政院日記」第四四〇冊、肅宗三十四年三月初六日癸丑 条)。

(83) 「(國朝五禮儀) 序例卷二、嘉礼、鹵簿 条。ソウル歴史編纂院編『조선시대한성관음연구』(ソウル歴史編纂院、ソウル、二〇一七年七月) 一〇二頁 15~16 頁。한성관음의 역할과 그 특징」(執筆は윤승희) 七七頁。また、同書「V 17~19세기 전반기 한성관음의 역할과 위상」(執筆は李根浩) 一七六~一七七頁では漢城府尹が現職・前職の大臣以下、議政府堂上・六曹判書らとともに大報壇祭祀の望拜礼に参席する政務的役割を帯びていたと指摘する。なお、英祖代に忌辰・即位日の望拜礼へと拡充された大報壇祭祀については桑野菜治、前掲「朝鮮小中華意識の形成と展開」一五八~一六三頁、参照。

(84) 「左議政李滯節曰、伏以臣情迹馳鹿、疾病沈苦、近侍久淹、恩旨屢降、而終無就列之望、自速慢命之誅、日昨陳章、敢暴危懼、而又蒙温諭、慰勉愈勤、臣之進退、至此而益窮矣、惶實罔措、(中略) 茲當壇祀舉動、只隔一日、鼎席俱空、朝儀未成、其在事体、極為未安、(中略) 伏乞聖慈、俯察崩迫之懇、將臣本職及內局(内醫院) 兼帶、亟先鑄免、仍治臣一向違拒之罪、召還近侍、毋使寵命褻辱、不勝幸甚、答曰、省節具悉卿懇、才諭至意、又何辭焉、矧今親祀、只隔一宵、職在三事、決不可一向引入、卿其毋執撓謙、即起視事、用副予虚佇之心、仍伝曰、此批答、令偕來史官伝諭」(「承政院日記」第四四〇冊、肅宗三十四年三月初六日癸丑 条)。臣下の辞職願と国王直々の類型的な回答については矢木毅、前掲書「第五章 朝鮮時代における三司の言論と官人の処罰」二一〇~二一一頁、参照。

(85) 洪順敏「朝鮮王朝宮闈經營과「兩闕体制」의 변천」(ソウル大学大学院文学博士學位論文、ソウル、一九九六年二月) 「三 壬辰倭亂이후 法宮—離宮 兩闕体制의 변동」一三〇頁の「표3」孝宗—哲宗연간 궁궐 臨御 기간、および張永起、前掲書「제2편 제1장 궁궐의 조성과 공간구성」七二頁の「표2-13」숙종대 궁궐별 임의(臨御) 기간、参照。

(86) 金亨之英「조선 후기 국왕 행차와 거동진」(『서울학연구』第三〇号、ソウル、二〇〇八年二月) 四七頁脚註42には大報壇「祭祀の事実が朝報にも公開されず、慶熙宮に時御しているときも昌德宮へ来て閉鎖的な経路により北苑に着いた」と興味深い指摘があるものの、具体的な事例を欠く。

(87) 「口伝問安」に対してこの手続きを「単子問安」という。崔承熙「改正・増補版 韓國古文書研究」(知識産業社、ソウル、一九八九年八月) 「五 古文書の様式과 그 실제」一七六頁。矢木毅「口伝と下批—朝鮮時代における王命出納の手続き」(『東方学報』第九六冊、二〇二二年二月) 三三三~三四頁。

(88) 「大報壇親祭後、王世子問安、答曰、知道」(「承政院日記」第四四〇冊、肅宗三十四年三月初八日乙卯 条)。「大駕還宮教」是、時因以朝服敦化門外分東西序立、隨駕止興化門外」(「議政府膳錄」戊子三月初八日 条)。

(89) 「書筵停、王世子出宮、正時前二刻、宮官各具朝服、詣宜春門外分左右立、前一刻、弼善贊請内殿、正時、白外備、王世子具冕服、乘輿以出由永肅門、至大報壇中門外降輿、步入中門内小次後、本院問安、答曰、知道、(後略)」(「丑初初刻、祭正時、王世子先就陪祭位、大駕行祭如儀畢、還入小次後、王世子詣小次前、問安于大殿、答曰、知道、(後略)」(いずれも「景宗春宮日記」

己丑三月初六日丁丑条)。

(90) 「召对玉堂官、講官洪致中・李世瑾、因書中復讐雪恥之語、反復開陳、請追孝廟之遺志、明春秋之大義、且言、今年適丁壬辰、願毋忘播越之辱、以思自強之策、上開納之、翌日教曰、皇壇大祭每令撰事、予心不安、脚疾雖未瘳、必欲親行、又命王世子陪祭、史臣曰、今年又丁壬辰、天朝再造之恩、尤有所不忍忘者、主上不顧疾痛之在己、必欲親祀皇壇、志士・忠臣有足以隕涕於絲綸之下也」(『肅宗實錄』卷五一、三八年正月辛丑(一七日)条)。

(91) 『承政院日記』第四六五冊、肅宗三八年正月十七日辛丑条。

(92) 『列聖御製』卷一二、肅宗大王、詩、敬次宣祖大王龍灣書事韻・今年即壬辰也 追憶往事感憤而作 (書贈海昌都尉使之和進、○第二首見別編)。

(93) 「皇壇歲一薦精禱於此、区区惘少伸、行步雖艱、何所恤、每瞻黼座、感弥新」(『列聖御製』卷一二、肅宗大王、詩、大報壇大祭連歲撰事 曷勝欷然 脚病雖未瘳 今春大祭則親行事下教)。鄭恩主、前掲『숙종의 제화시문』(題面詩文)을 통해 본 국정 운영의 지향점」一七七〜一七八頁。

(94) 「藥房入診、上有臂脚痛、曲池・肩髃・絶骨・三里等穴、定以二月初二日始灸、都提調李頤命等以上脚患未差、請皇壇祀事姑令撰行、上不從、頤命等固請、上教以前頭觀勢為之」(『藥房入侍、上受灸肩髃・曲池、至初四日始停灸、(後略)』)「上以脚患未差、命今春大報壇祭姑為撰行」(順に『肅宗實錄』卷五一、三八年正月戊申(二四日)・二月乙卯(二日)・辛巳(二八日)条)。肅宗が痘瘡に罹患して以来、三一年間にわたって鍼灸治療を受けていたことは、김동윤・고대원・김현경・차웅석・안상우「肅宗의 中脘穴 受灸事 연구」『중정운영의 지향점』(『大韓韓医学原典学会誌』第二八卷第四号、大韓韓医学原典学会、益山、二〇一六年一月)に詳しい。

(95) 「左脚偏無力、灸鍼未易治、盧扁何処得、健步恐難期」(『列聖御製』卷一二、肅宗大王、詩、脚病支離可悶)。鄭恩主、前掲『숙종의 제화시문』(題面詩文)을 통해 본 국정 운영의 지향점」一七七〜一七八頁では「肅宗は歩きがたいほどに悪化した脚の病にもかかわらず、一七〇四年、一七〇五年、一七〇七年、一七〇九年、一七二二年まで総五回にわたって大報壇祭礼を親行する」と述べるが、五度目の肅宗三八年は親祭ではなく大臣による撰行である。

(96) 「右議政趙相愚、大報壇大祭受誓戒、時初獻官隸差進參、(後略)」(『議政府騰錄』壬辰三月初一日条)。趙相愚は内醫院の意見も踏まえ、しばらく親祭を停止するよう進言していた(『承政院日記』第四六六冊、肅宗三八年二月二

七日庚辰条)。

(97) 「伝于崔重泰曰、皇壇大祭每令撰事、予心之不安、曷可云諭、脚疾雖未瘳、今番則必欲親行、言于該曹」(『宋徵殷以礼曹言啓曰、伝曰、皇壇大祭、今番則必欲親行、言于該曹事、命下矣、親祭吉日令日官推挾、則来三月初八日・初九日・初十日皆吉云、而親祭前一日、當動駕齋宿於昌德宮、動駕之日亦不可不挾吉、故並令推挾、則初七日有拘忌、初八日・初九日則皆吉云、初七日既不宜動駕、則初八日勢難行祭矣、初九・初十兩日中、以何日定行乎、敢稟伝曰、以初九日定行可也』(いずれも『承政院日記』第四六五冊、肅宗三八年正月一八日壬寅条)。

(98) 桂勝範、前掲書「제2장 대보단의 설립과 그 배경」一七七〜一七八頁。のちに鄭惠仲「18세기 만주족 칭과 조선의 교류」(東北亜歴史財団北方史研究所編、前掲「조선시대 한중관계사」,所収)二二八頁でも桂勝範氏によるこの見解を支持した。金雨鎮、前掲「一七〇三년康熙帝의 御筆을 둘러싼 조선의 정치적 과정과 숙종의 대응」五三六〜五三七頁においても、肅宗は「ほかの祭享とは異なり、三献をすべて国王が捧げることにより祭祀の独占権を強調し」たものの、「いざ設壇以後には大報壇親祭に対しておざなりであった」と過小評価する。

(99) 桂勝範、前掲書「제1장 동아시아의 18세기와 조선의 대보단」四七頁。  
(100) 韓亨周「朝鮮初期國家祭祀研究」(『潮閣、ソウル、二〇〇二年四月)「제3장 宗廟祭의 성립과 그 성격」(初出は『明知史論』第一一・一二合輯、ソウル、二〇〇〇年一月)一二二〜一二五頁によれば、宗廟親祭のうち春享が二〇回でその大半を占める。

(101) 金芝英、前掲「조선후기 국왕 행차와 기동권」三六〜三八頁。韓亨周・金文植・李賢珍・沈載祐・李民周・申大澈「조선의 국가제사」(韓國学中央研究院、城南、二〇〇九年八月)「3장 종교 제례」(執筆は李賢珍)一二三〜一二四・一三九頁。

(102) 『承政院日記』第四二三冊、肅宗三〇年一月二日丁巳条。また李煜、前掲「조선후기 전쟁의 기억과 대보단(大報壇) 제향」一三九〜一四〇頁、参照。

(103) 「先是、壇祭日期、因大臣議定以每年正月上旬、諸議多以為、春初日候必凜冽、難於親祀、每多撰行、則事体為未安、礼曹判書閔鎮厚因入侍稟曰、臣曾借東巡狩之義、請行於二月、諸議謂迂遠、今不欲更提、而顧此設壇、初由

- 於適值大明淪喪之回甲、以寓聖上感慕之至誠、後雖不必用城陷之日、如今春之為、至於三月上旬卜日而行之、恐不為無名、上遂命詢議諸大臣、李奮對曰、一年一行之祭、與時節常祀不同、苟有可取之日、則不當拘於孟・仲朔、今此壇祀、實為古今曠絕之禮、正月為一歲之元、以元月行大祀、庶合於重其禮之義、而礼官為慮上躬親行之難、前頭撰行之類、欲定於三月、此亦以事勢言也、非主於礼意也、但念三月行祀、便同忌辰之義、在人情雖若褻近、於古礼未有經扼、今春所行、則意有不同、仍用此月、未見合礼、(中略)上下教曰、不廟而壇、出於周思、則雖用壇制、実同立廟、裸鬻一節不可不行、壇祭日期、從礼官之說可也、(『肅宗實錄』卷四〇、三〇年二月丙戌〔二〇日〕条)。李奮「睡谷先生集」(『韓國文集叢刊』一三五、所收)卷八、收議、大報壇行祭時月議。
- (104) 「列聖御製」卷一〇、肅宗大王、詩、以神皇建廟事特下備忘詢諸大臣矣事多難便不廟而壇、雖違初心幸莫大焉、蓋親享之礼歲一為之、而有故則撰行。
- (105) 『肅宗實錄』卷四一、三二年二月庚午(六日)・三月丁酉(三日)条。鄭景姬「肅宗代蕩平論과 蕩平 의 시도」(『韓國史論』三〇、ソウル、一九九三年一月)一五八頁。同「肅宗後半期蕩平政局의 變化」(『韓國學報』第七九輯、ソウル、一九九五年六月)一七二頁。李相植「조선 肅宗代 君師父一體論의 전개와 왕권강화」(『韓國史學報』第二〇号、ソウル、二〇〇五年七月)一六七〜一七〇頁。幼學蘇德器の上疏を契機とする尊号加上論議の推移については 권은나「숙종대 稱慶論의 제기와 시행」(『朝鮮時代史學報』九七、城南、二〇〇二年六月)一七七〜一八六頁、参照。
- (106) 「伝曰、禪位、国之重事、宜有節目、其令礼官奉行」(答王世子三疏曰、爾之情事、不可不念、而大小臣僚之積誠陳請、終不可孤也、故纔已勉從矣)(順に「肅宗實錄」卷四二、三二年一〇月己未〔二十九日〕・十一月壬戌〔二日〕条。崔亨輔「肅宗代王世子代理聽政研究」(『韓國史論』六〇、ソウル、二〇一四年六月)一一九頁。李相植、前掲「숙종 중기의 왕세자 보호론」六八頁。
- (107) 「政院啓曰、正朝望闕礼、依近例為之之意、敢啓、伝曰、知道」「礼曹啓曰、正朝望闕礼時、王世子與勅使行礼、則礼畢之後、當有茶礼、令各該司預為措備以待何如、伝曰、允(司饗院膳錄)「いづれも承政院日記」第四二七冊、肅宗三二年一二月二九日己未条。
- (108) 「礼曹判書李頤命請對白曰、大報壇祭撰行事會已稟達、(中略)即今玉体未寧、當為撰行、而前頭壇祀每親臨、亦不可必、特命世子撰行、其在事体亦似尊重、未知何如、上曰、問于大臣稟處可也、(中略)問議大臣、判府事徐文

- 重以為、撰事既非常例、惟在一時稟行、左議政徐宗泰以為、初撰之日、特令王世子撰行、不必著為定制、領議政崔錫鼎以為、國朝廟社之享無世子撰行之文、初獻官以正一品磨鍊、皇壇撰行亦當倣此、主上不得親行、則以議政撰行、春宮則間以特命撰行無妨、右議政金昌集以為、周礼春官篇有王不與祭、宗伯撰行之文、國朝廟社享、自上有所撰行、則初獻官以正一品磨鍊、儲位撰行、古今皆無可扼之礼、此必有意義、臣意、自上不得行、則以議政撰事、時或令世子撰行、似合情礼、上命依領・右相議施行(後略)」「(『肅宗實錄』卷四三、三二年二月丙辰〔二七日〕条)。すでに一週間前には李頤命の上奏により、大報壇の親祭・撰行の祭文は詞臣に相当する芸文館の官員に撰進させることを永代の方式としていた(同書卷四三、三二年二月戊申〔一九日〕条)。
- (109) 「大報壇受誓戒、時領議政崔錫鼎獻官以進參、左議政徐宗泰預差以進參」(『大報壇肆儀、時領議政崔錫鼎獻官実差而不參、故笱子入啓、批答、遣史官伝諭、遣御医看病、左議政徐宗泰獻官預差以笱子呈政院而還持去、進參」(順に『議政府膳錄』丙戌二月二七日・三月初二日条)。
- (110) 『承政院日記』第四二九冊、肅宗三二年三月初二日庚申条。
- (111) 『肅宗實錄』卷四三、三二年三月辛酉(三日)条。『肅宗實錄補闕正誤』卷四三、三二年三月辛酉(三日)条。『承政院日記』第四二九冊、肅宗三二年三月初四日壬戌条。
- (112) 「左議政徐(宗泰)本府良中齋宿、(後略)」「左議政徐(宗泰)本府良中齋宿、(後略)」「左議政徐(宗泰)受香詣壇所、右參贊閔(鎮厚)・紙榜書寫官、申後、詣壇所依幕」(順に『議政府膳錄』丙戌三月初三日・初四日・初五日条)。
- (113) 『肅宗實錄』卷四四、三二年八月壬子(二七日)条。『國朝統五礼儀』卷二、嘉礼、進宴條条の末尾には「肅宗丙戌、行此儀」と割註を付し、同書序例卷一、嘉礼、進宴図には當時の「仁政殿進宴之図」を収録する。壬辰倭乱後、およそ一世紀を経て復活したこの祝宴については朴廷憲「조선시대 궁중 기록화 연구」(一志社、ソウル、二〇〇〇年四月)Ⅴ 18세기 전반의 궁중 행사도」一六一〜一六四・一九三〜一九四頁のほか、安泰旭「궁중연향도의 탄생」조선 후기 연향 기록화와 양식에 대한 미술사적 연구」(民俗苑、ソウル、二〇一四年九月)「제3장 조선 후기 궁중연향도 양식」一九九〜二〇五頁、권은나、前掲「숙종대 稱慶論의 제기와 시행」一八五頁、金鍾洙「의례로 본 조선시대 궁중연향 문화」(民俗苑、ソウル、二〇二二年二月)「3부 2장 궁중연향의 의례 변천」四九〇〜四九五頁、参照。



(114) 『承政院日記』第四五二冊、肅宗三十六年二月初六日辛丑条。当日の「上曰く、其の間差えざれば、則ち當に灸を受くべけれど、差ゆること減ずれば、則ち必ずしも灸を受けず」との記録をもとに、김동음外、前掲「肅宗の中院穴受灸事 연구」一三五頁では「彼（肅宗）が抱いていた受灸に対する信頼と意志が薄れてなくなったことは、確實に知り得る」という。ただし、肅宗が二年後の二月上旬にも四日間にわたって鍼灸治療を受けた事例（同書第四六六冊、肅宗三十八年二月初二日乙卯・初三日丙辰・初四日丁巳・初五日戊午条）は捨象されている。

(115) 『肅宗実録』卷四八、三十六年正月壬午（一六日）条。洪順敏、前掲学位論文「三 壬辰倭亂이후 法宮—離宮兩閣体制의 변동」一三〇頁。張永起、前掲書「제2편 제1장 궁궐의 조성과 공간구성」七二頁。

(116) 「遣大臣撰行大報壇祀、礼曹啓言、當初節目中、受香時、黃儀仗等物不為磨鍊、自闕内奉香祝、由朝宗門進詣壇所者、意有所在、今番則移御後、始為撰行、受香後、無儀仗進詣、事体未安、設有儀仗、遵大路進詣、亦非當初磨鍊本意、受香日、承旨與香室官先詣昌德宮香室、依前例填祝伝香、詣壇所、似合事宜、大臣之意亦如此、上可之、時上御慶德宮、而大報壇在昌德宮後苑、故稟定如此」(『肅宗実録』卷四八、三十六年三月戊辰「三日」条)。この礼曹の上奏は「礼曹曆録」によるとして、『承政院日記』第四五二冊、肅宗三十六年三月初三日戊辰条に謄写されている。ただし、『議政府曆録』はこの年三月九日の記録を遺していないため、大報壇祭祀を代行した大臣は明らかでない。

(117) 「前略 同日夕、左議政徐宗泰大報壇受誓戒、時進參」(『議政府曆録』辛卯二月三〇日条)。肅宗は脚気のため三月には鍼灸治療を受けている(『肅宗実録』卷五〇上、三十七年三月庚戌「二日」条)。

(118) 『承政院日記』第四五八冊、肅宗三十七年正月一三日壬寅条。윤석호、前掲「조선조 望闕礼의 종중적 의례구조와 성격」一七三頁。

(119) 『承政院日記』第四五九冊、肅宗三十七年三月二五日甲寅条。정예정「草梁客舍 造營에 관한 研究」(『韓日關係史研究』第三七集、ソウル、二〇一〇年一月) 一二二〜一二三頁。東萊府使・釜山僉使同席のもと、殿牌を前にした鞠躬四拜礼の手順(『通文館志』卷五、交隣「上」、倭使拜拜式条)は田代和生「新・倭館—鎖国時代の日本人町」(ゆまに書房、二〇一一年九月)「第三章 公館としての倭館」一〇三〜一〇四頁に描写されている。

(120) 「左承旨金德基」又以礼曹言啓曰、来三月初七日大報壇親祭時、王世子陪

祭一款依例「缺」、(後略)。(『承政院日記』第四七五冊、肅宗三十九年正月初九日丁亥条)。「判府事李頤命上筭言、聖疾雖無指処痛痒、脚部無力、有妨行立、強之則必有加矣、仍請寢皇壇親祀之命(朝參時、上命親祀皇壇、故頤命之言如此)、(中略)上賜優批、皇壇享事許令撰事、(後略)」(『肅宗実録』卷五三、三十九年二月甲子「一六日」条)。

(121) 「本府良中大報壇受誓戒、時領議政李滯以獻官進參」(大報壇大祭肆儀、時領議政李滯以獻官以進「領議政李滯、大報壇大祭初獻官以受香進去」(順に『議政府曆録』癸巳二月二八日・三月初三日・初六日条)。

(122) 『肅宗実録』卷五三、三十九年三月丙戌(九日)条。『議政府曆録』癸巳三月初九日条。『睡谷先生集』卷九、冊文、大殿尊号玉冊文。李相植、前掲「조선 肅宗代 君師父一體論의 전개와 왕권강화」一七六〜一七七頁。韓明基、前掲「再造之恩 과 조선 후기 정치사」二一六〜二二七頁。권은나、前掲「궁중 대 称慶論의 계기와 시행」一九〇頁でも臣下による尊号加上の名分として「大報壇の建設は明朝に対する功」と指摘する。

(123) 『肅宗実録』卷五三、三十九年二月乙亥(二七日)・三月戊子(二一日)・壬辰(二五日)条。当時の儀註「(肅宗) 尊崇都監儀軌」を解説した韓永愚「의례, 조선왕실문화사」(民俗苑、ソウル、二〇一〇年一月)「제8장 궁중 대 의례」편찬「一八五〜一八六頁では、秋に順延となった祝宴の停止については看過されている。

(124) 『肅宗実録』卷五四、三十九年七月乙亥(三〇日)条。肅宗の死後、二品以上の大官が廟号・諡号を定めた際に「陵号は仍りて明陵と称す(蓋し仁顯王后先に明陵に葬り、是に至りて遺命に遵い同じき瑩域に葬る)」とある(同書卷六五、四十六年六月是月庚戌「一五日」条)。

(125) 金重權「朝鮮朝經筵에서 肅宗의 讀書歴 考察」(『書誌学研究』第七五輯、大田、二〇一八年九月) 九一〜九二頁。

(126) 「引見大臣・備局諸臣、(中略) 上大報壇祀事在季春、而宣武祠春祭先行於仲春為未安(宣武即楊錫祠、旧例毎以二月行春祀)、命自今退行於壇祀之後、泰采曰、皇壇既一年一祀、則此祠秋享宜減之、俾免君臣異同之嫌、滯以為不可、上曰、予意亦如兵判言、問于諸大臣以処、(後略)」(『肅宗実録』卷五三、三十九年二月戊辰「二〇日」条)。なお、このとき趙泰采が提起した宣武祠秋祭の減省については後日、判中樞府事李奮は「今宣武の祭、祀有り版有りて常祀に列し、体貌は皇壇と畜だに截然たらざるのみならず、歳ごと再び

之を享ると雖も、而れども未だ其れ皇壇の一祭に嫌うべきを見ず」といい  
 『睡谷先生集』卷八、収議、大報壇一年一祭宣武祠秋享當否議(癸巳)、李  
 頤命もまた「楊・邢二公、其れ生時より像を繪きて春秋に俎豆し、国人、甘  
 棠の思ひは已に百年なり。今宜しく遽かに其の享式を變ずるべからず」と異  
 を唱えるなど、諸大臣の反対により廢案となつた(『肅宗実録』卷五三、三九  
 年三月癸未(六日)条)。のち、宣武祠は閔王廟とともに小祀に編入され、『国  
 朝統五礼儀』序例卷一、吉礼、時日条に「季春・季秋の中丁に宣武祠を享る」と  
 と明文化される。李迎春、前掲「朝鮮後期の祀典の再編과 国家祭祀」二〇  
 〇(二〇一頁)、李煜、前掲「조선 후기 전쟁의 기억과 대묘단(大報壇) 제향」  
 一四二(一四三頁)、および禹景燮、前掲「1718 세기 임진왜란 참전 명軍에  
 대한 기억」三四三(三四四頁)、参照。

(127) 「(右承旨) 李世最以礼曹言啓曰、大報壇祭吉日令日官推挾、則來三月初九  
 日為吉云、而自上方在靜撰之中、依前例遣大臣撰行乎、敢稟、伝曰、依為之」  
 『承政院日記』第四八二冊、肅宗四〇年正月一九日辛酉条。

(128) 「左議政金昌集以大報壇獻官受誓戒、進參」左議政金昌集大報壇祭肆儀、  
 時進參(前略) 左議政金昌集直詣昌德宮受誓、進去、右議政金宇杭病不進、  
 領相未差(順に『議政府謄録』甲午三月初一日・初五日・初八日条)。

(129) 「(右承旨韓世良) 又以礼曹言啓曰、大報壇祭吉日令日官推挾、則來三月初  
 七日為吉云、而自上方在靜撰之中、依近例遣大臣撰行乎、敢稟、伝曰、依為  
 之」(『承政院日記』第四八七冊、肅宗四一年正月二四日辛酉条)。

(130) 「掌令黃爾章啓曰、臣昨伏見前校理洪啓迪之疏、其所以力護私党、角勝公  
 議、用意危險、遣辭絕悖、有不忍正視者、臣於是竊不勝駭惋、日者、諫長・  
 憲臣或啓或疏、死党醜正之論極其慘毒、臣於處置之日適值皇壇齋戒、不得為  
 論罪之啓、只以草草數語循例置之落科、(中略) 請命遞斥臣職、答曰、勿辭  
 退待物論」(『承政院日記』第四九四冊、肅宗四二年三月一八日己酉条)。す  
 で大報壇祭祀は終えていたが、二日前に黃爾章自身も弘文館校理洪啓迪によ  
 り批判された(『肅宗実録』卷五七、四二年三月丁未(二六日)条)。

(131) 『肅宗実録』卷五七、四二年正月庚戌(一九日)条。  
 (132) 「葉房入診、都承旨趙道彬言、上候眼患苦重、精細文字有妨省覽、自今以  
 後、請奏御文字及群下疏章、稍大其字樣以進、上可之、(後略)」(『肅宗実録』  
 卷五八、四二年二月朔丁亥条)。「葉房入診、診候畢、都承旨趙道彬、以上  
 候眼患漸劇、艱於視瞻、而疏章文字必用長紙、尤妨披閱、請依古例以一尺數

寸為式、上可之」(同書卷五九、四三年正月丙寅(二一日)条)。  
 (133) 「(李) 頤命曰、宗廟夏享大祭、初獻官當以正一品官差出、而在京大臣中李  
 濡為留都、則不可離信地、金宇杭脚病添劇於大報壇行祭之後、似難復為將事、  
 徐宗泰來留於本都邑底、趙相愚老病特甚、(後略)」(『承政院日記』第五〇一  
 冊、肅宗四三年三月初九日甲子条)。

(134) 『肅宗実録』卷五九、四三年三月戊午(三日)・癸亥(八日)・丙寅(一  
 日)・辛未(六日)・壬申(七日)・甲戌(九日)・乙亥(二〇日)・丙子  
 (二一日)・丁丑(二二日)・戊寅(二三日)・壬午(二七日)および四月丁亥  
 (三日)条。李海雄・金勲「朝鮮時代 頤宗、肅宗、景宗、英祖の疾病と治  
 療」(『大韓韓医学原典学会誌』第一九卷第三号、益山、二〇〇六年八月)二  
 三八(三三九頁)によれば、肅宗の眼疾は老化による白内障、米国では失明の  
 最多の原因である糖尿病性網膜病変の可能性を指摘する。

(135) 尹晶「숙종 후반기 延齡君의 위상과 후계구도 모색」경종대 延祔君(英祖)  
 世弟 劉芳彦의 배경」(『사학연구』第一四九号、果川、二〇二三年三月)一  
 六四頁。同「一七一七년(숙종四三) 溫幸과 후계구도 정립」세자(景宗)監  
 國과 延齡君 隨駕의 정치적 함의」(『藏書閣』第四九輯、城南、二〇二三年四  
 月)。もっとも、延齡君の急死(『肅宗実録』卷六四、四五年一月辛丑(二  
 日)条、王子延齡君田卒伝)により肅宗の政治的意図は実現しなかった。

(136) 「礼曹啓辭、大報壇祭吉日令日官推挾、即來三月初七日為吉云、自上方在  
 靜撰之中、王世子聽政節目中、各祭享代行事既已定奪、而大報壇祭享不為拳  
 論、依近例遣大臣撰行乎、敢稟、伝曰、世子代行可也事、啓下」(『景宗春宮  
 日記』戊戌正月二五日甲戌条)。「承政院日記」第五〇六冊、肅宗四四年正月  
 二五日甲戌条にはほ本文の記録が残っており、昌德宮ではその日のうちに王  
 世子のもとへ伝達された。

(137) 『肅宗実録』卷六一、四四年二月丙戌(七日)・庚寅(二一日)条。「璿源  
 系譜紀略」璿源世系、景宗妃。

(138) 王世子嬪の魂宮は景宗即位後に永徽殿と命名されて魂殿に昇格し、旧内班  
 院(旧魂殿)も莊獻世子嬪の死後、純祖一六年(一一二六)に通和殿と命名  
 された。이현진・이혜원「조선 후기 왕실 喪葬에서 魂宮의 형성과 공간구성」  
 「창경궁 通和殿을 중심으로」(『朝鮮時代史學報』八八、城南、二〇一九年  
 三月)一四七(一四八・一五二)一五三頁。

(139) 當日、礼曹の上奏により王世子は王世子嬪の諡号再考、ならびに服喪期間

中の世子侍講院・世子翊衛司の服制を決裁している。『景宗春宮日記』戊戌三月初七日丙辰条。

(140) 『肅宗実録』卷六一、四四年三月戊午（九日）条。『承政院日記』第五〇七冊、肅宗四四年三月初九日戊午条。

(141) 「一、曹单子、今三月十八日、聖節望闕礼習儀吉日、令日官推拏、則三月十六日為吉云、同日早朝、宗親・文武百官以黒団領、議政府良中行礼為白乎矣、行礼時、陳而不作為白乎、於、正日拳動、則依前例自政院臨時稟旨舉行何如、達依所達施行」（『勅使曆録』第八、戊戌二月二十五日条）。

(142) 「今日賓庁日次、而大報壇祭受香相植、頃稟、答曰、知道」（『備辺司曆録』第七二冊、肅宗四五年三月初五日条）。

(143) 「礼曹啓曰、大報壇祭吉日令日官推拏、即來三月初十日為吉云、頃年此祭既有世子代之命、而因原任大臣陳筭、以世子方在侍湯之中、請令大臣撰行而蒙允矣、今番則何以為之、敢稟、伝曰、遣大臣撰行（『已上礼曹曆録』）（『承政院日記』第五二一冊、肅宗四六年正月二十五日壬辰条）。この大臣撰行の件は二日後に王世子に伝達された（『景宗春宮日記』庚子正月二十七日甲午条）。

(144) 当時、領議政金昌集は七三歳の高齢であり、八〇歳の権尚夏も左議政の職を辞し、里居していた忠清道清風にて病死する（『肅宗実録』卷六五、四六年二月癸卯〔六日〕条。『景宗実録』卷四、元年九月庚寅〔二日〕条、判中樞府事権尚夏卒伝）。それゆえ、このふたりが大報壇祭祀を代行したとは考えられない。翌年の景宗元年の場合には「孝寧殿撰行陪祭、時領議政金昌集病、左議政李健命大報壇受誓戒献官進、（後略）」〔本府良中大報壇肆儀、時左議政李、献官進参、（後略）〕〔左議政李、備辺司良中齋宿〕〔左議政李、以献官大報壇受香、詣闕〕（順に『議政府曆録』辛丑三月初一日・初四日・初五日・初七日条）とあり、左議政に昇進した李健命が三議政を代表して大報壇祭祀を主宰したことは疑いあるまい。

(145) 「上自宜春門詣禁苑壇、以太牢祭崇禎皇帝、其文曰、（中略）即芸文提学金鎮圭之詞也、製進時、上疏言、臣嘗以冬官重内修理之役、仰瞻景熏閣壁上、懸板乃聖上題詠、宣祖所遺蟒衣、之之受於神皇、而至今葆藏者、又刻揭教宗皇帝御筆、臣莊誦奎藻、欽玩宝墨、竊歎殿下尊周之誠、益篤於時移事遠之後矣、今於斯文、若及此事、則庶幾聖皇降降之靈、知殿下平日至誠如此、此於昭格之道、必有所助、故臣提撥於文字云、（後略）」（『肅宗実録』卷三九、三〇年三月戊午〔一九日〕条）。延世大学校国学院編『고려 원관의 이해』

（文化財庁、ソウル、二〇〇六年一月）「II 창덕궁 6 대조전 권역」(6) 景董閣 一五六〜一五七頁。

(146) 『列聖御製』卷一〇、肅宗大王、詩、詠景董閣（書賜守沈廷輔使之和進）の尾聯に「雲章留海外（皇明教宗皇帝御筆鏤板懸掲、故此句及之）、瞻望感予情（元韻・次韻令写字官李翊臣書之、每一首分鏤二板懸掲于景董閣四角）」とある。黄晶淵「조선시대 서화수장 연구」（新丘文化社、城南、二〇一二年九月）「제3장 조선중기 서화수장」二五三〜二五四頁。陳準鉉「어제, 어필을 통해 본 수종의 문예관」（韓國学中央研究院出版部、城南、二〇一七年一月）「3 수종의 문예관」一〇七頁。鄭恩主、前掲「수종의 제화시문（題画詩文）」을 통해 본 국정 운영의 지향점 一七五〜一七六頁。

(147) 「上曰、条帶是皇明宣宗所賜、而英廟（世宗）受之、與賜蟒龍衣同一殊恩也、中州陸沈之後、蟒衣尚今奉安於真殿東辺室中、此帶則未有伝焉、可勝惜哉」（『英祖実録』卷九六、三六年七月庚午〔二八日〕条）。

(148) 「上幸承文院、奉安皇恩編於敬奉閣、初上詣院中、問旧伝皇朝詔勅、渾藏於虜勅櫃中、召尚瑞院官問、皇朝馬牌其數幾何、对曰、七百餘、命改櫃藏于本院楼上、且召本院入直官、問皇朝勅文在乎、入直官以風泉録為对、且聞渾藏於虜勅櫃中、愀然興感、謂侍臣曰、神州之陸沈、今過百年、而若其尊周之心、未嘗一日忘也、今以堂堂天子之詔、混置虜勅中可乎、遂命別為一冊、名之以追感皇恩編、令芸館校正印出、命提調元仁孫・蔡濟恭監董、至是功訖、一本命藏下閣欽奉閣、一本上親藏于敬奉閣、元仁孫・蔡濟恭命加資、監印諸郎並陞六、匠役給米布有差」（『英祖実録』卷一一三、四五年二月己未〔一日〕条）。敬奉閣の沿革・所藏物品・関連行事とその位置については「敬奉閣形止案」一冊三張（ソウル大学校奎章閣蔵、請求記号は奎一一五八四）を活用した金文植「조선 후기 敬奉閣에 대하여」（『書誌学報』第二八号、ソウル、二〇〇四年二月）に詳しい。また桂勝範、前掲書「제3장 영조의 대 보단 확장과 그 운용」一三〇〜一三一頁、同「제4장 정조의 대 보단 강화와 그 의미」一六〇〜一六一頁、洪錫珠「영조대 건축에 의한 경희궁의 의미 변화에 관한 연구」（『地域社会論文集』第三九卷第一号、ソウル、二〇一四年六月）四三〜四四頁、参照。

(149) 「敬奉閣改建之役告完、上親詣奉審、奉安詣勅、閣在皇壇西、移揭敬奉・欽奉兩扁于閣之内外楹、皆英廟御筆也、安小櫺于北壁、奉安追感皇恩編二卷（先朝命芸館 編進皇朝詔勅一冊印進、名曰追感皇恩編、御筆題于卷面・皇



朝賜宝印本一件〔国初功臣教書年月日上三十二年、安宝洪武・太祖高皇帝御筆障子一・宣宗章皇帝御製御筆障子一・毅宗烈皇帝御筆御面障子各一・御筆刻板二〕〔正祖実録〕卷五二、二三年七月辛巳〔二五日〕条。史料中の「国初功臣教書」については「敬奉閣形止案」奉安櫥第一層にも「皇朝賜宝印本一件〔国初功臣教書年月日上、安宝洪武三十一年、襄以紅袖袱〕とあり、第一次王子の乱平定後の定宗即位年〔洪武三十二年、一三九八〕に発給された杜功臣教書（現存せず）を指すのであろう。しかし、洪武帝は李成桂の即位を承認する「朝鮮国王之印」を下賜しなかつたことから、この教書に捺されていた印章はおそらく「朝鮮王宝」であつて、「皇朝賜いし宝」ではあるまい。「朝鮮王宝」「朝鮮国王之印」の印章使用については、川西裕也「朝鮮中近世の公文書と国家―変革期の任命文書をめぐって」（九州大学出版会、二〇一四年三月）第三章「朝鮮初期における官教の体式の変遷―頭辞と印章を中心として」（初出は『朝鮮学報』第二〇五輯、二〇〇七年一〇月）一二〇～一二三頁、参照。

(150) 「左議政陸来善請対入侍、（中略）大司成權瑛同入言、明倫堂額、乃朱子筆、黄床赴燕得来、而吳竣以為、明是朱子真蹟、陳連懸掲、金益熙以為、非朱子筆、塗墨於板、今宜改懸、上許之、仍命広搜神皇御筆以入、後玉堂白以広搜不得、上命日後燕行覓来」（『肅宗実録』卷二五、一九年二月辛巳〔七日〕条）。鄭恩主、前掲「숙종의 제화시문（題画詩文）」을 통해 본 국정 운영의 지향점」一七二頁。純祖三〇年（一八三〇）に成立した柳本芸『漢京識略』（ソウル特別市史編纂委員会編『漢京識略（第二版）』同委員会、ソウル、二〇〇〇年八月影印）卷二、關外各司、成均館条に「明倫堂在其西（外篇朱之蕃書、内篇朱子書、移模白鹿洞）」とあるように、明倫堂には朱之蕃と朱熹による二種の扁額が掲げられていた。

(151) 「肅宗実録」卷二五、一九年三月庚申（二六日）条。金雨鎮、前掲「一七〇三년 康熙帝의 御筆을 둘러싼 조선의 정치적 과정과 숙종의 대응」五三五～五三六頁。鄭恩主、前掲「숙종의 제화시문（題画詩文）」을 통해 본 국정 운영의 지향점」一七二頁。尹晶、前掲「숙종대 顯忠祠 건립의 배경과 정치적 함의」一七〇頁。なお、肅宗が珍藏した明朝の旧物については断片的ながら白新良主編、前掲書「第七章 清朝前期中期宗藩關係の鞏固和加強」三一七～三一九頁に略述される。

(152) 『列聖御製別編』第一冊、卷二、肅宗大王、詩、宣廟朝大明神宗皇帝所賜

蟒龍紅緞衣一領至今猶存宛然如新不任感慨之懷遂題五言古詩一首。この記録に注目した安章利、前掲「列聖御製別編」에 나타난 对明義理論의 전개」五九五頁では、詠史の時期を特定していない。

(153) 『承政院日記』第三八七冊、肅宗二五年九月一三日戊申条。金徳秀、前掲「숙종의 대명의리와 문화적 형성화 시전」二四二頁脚註39。萬曆帝下賜の蟒龍衣は、玉河館失火の謝罪と宗系改正の要請のために陳謝兼奏請使裴三益が赴京した際にもたらされていた〔宣祖実録〕卷二二、二〇年九月己亥〔一三日〕条。

(154) 李瀏「春秋館日記」癸酉二一月初三日条。

(155) 『承政院日記』第三七八冊、肅宗二四年六月初一〇日癸丑条。沈天民が珍藏していた「大明宣宗皇帝親筆水墨画一本」の由来に関しては、成海應『研齋全集』卷三一、風泉録一（『韓國文集叢刊』二七四、所収）、皇朝御書画記に「宣宗皇帝水墨画一幅、大内に在り」として要領を得た記録がある。金徳秀「숙종조 어필 수집 양상과 숙종의 어제 찬술」（『藏書閣』第四五輯、城南、二〇二二年四月）六一・七九～八〇頁。同、前掲「숙종의 대명의리와 문화적 형성화 시전」二四七～二四九頁。鄭恩主、前掲「숙종의 제화시문（題画詩文）」을 통해 본 국정 운영의 지향점」一七二～一七三頁。なお、当時の明と朝鮮の通牒については寺内威太郎「十七世紀前半の朝中関係の一齣―第二次藩獄を中心に」（『駿台史学』第九六号、一九九六年一月）六七～七四頁、李在璟「병자호란 이후 朝明비밀접촉의 전개」（『軍史』第一〇三号、ソウル、二〇一七年六月）二五五～二五九頁、参照。

(156) 『列聖御製別編』第一冊、卷二、肅宗大王、文、謹題大明宣宗皇帝御製水墨画。崇禎紀年の用例については藤田亮策「朝鮮学論考」（藤田先生記念事業会、一九六三年三月）「朝鮮の年号と紀年」（初出は『東洋学報』第四一卷第二・三号、一九五七年九・二月）三二七～三三二頁、参照。

(157) 韓国学中央研究院藏書閣編『奉讓堂圖書目錄（影印本）』（韓国学中央研究院藏書閣、城南、二〇一一年二月）奉讓堂後庫奉藏書目一、四六六頁。李完雨「봉모당 초기의 어필류」（金文植・李根浩・姜文植・鄭貞男・玉泳晟・安章利・李完雨・成仁根・張乙演・徐埴『왕실 서고 봉모당의 건립과 운영』韓国学中央研究院出版部、城南、二〇一九年二月）二八四～二八六頁。

(158) 「宗臣益寧守梯・密陽正統等上疏、進宋徽宗画本・端宗大王筆及崇禎皇帝書蹟・宣祖大王御筆、政院抱前日御筆勿捧之佞教而退却之、梯等遂称有下教、

政院陳啓以稟、答曰、頃日下教宗臣使之覓進者、即歷代帝王名筆、蓋指如唐之太宗・皇朝崇禎筆蹟而然也、至於画図不曾孝論、而乃者梯等疏辭、有若並與古画而覓進者、然事之無撓、莫此為甚、並罷職、崇禎皇帝書蹟・宣祖大王御筆、捧入可也」(『肅宗実録』卷三四上、二六年七月丁巳(二六六)条)。「承政院日記」第三九二冊、肅宗二六年七月二六日丁巳条。黄晶淵、前掲書「제3장 조선중기 서화수장」二三八頁。金德秀、前掲「숙종조 어필수집양상과 숙종의 어제 찬술」六一頁。

(159) 『肅宗実録』卷三五上、二七年二月癸酉(二五五)条。同書卷三八上、二九年四月辛丑(二六六)条。『睡谷先生集』卷一〇、跋、光国志慶錄跋。朴文烈・金東煥「光国志慶錄」의 校勘에 관한 研究(『書誌學研究』第三八輯、ソウル、二〇〇七年二月)七四〜七五頁。姜明官「숙종조 인쇄 출판과 서적 인쇄와 출판 서적」五二頁。なお、宣祖二二年(一五八八)に解決した宗系弁誣問題についてはさしあたり、桑野栄治「朝鮮宣祖代の対明外交交渉―『萬曆会典』の獲得と光国功臣の録勲(『久留米大学文学部紀要』第二七号、二〇一〇年三月)七八〜八三頁、参照。

(160) 本文史料Xの一部は金徳秀、前掲「숙종조 어필수집양상과 숙종의 어제 찬술」七〇〜七一頁に肅宗代に御筆を献納する宗親の立場を類推すべく引用されたが、筆者はむしろ当該期における対明義理論に注目したい。

(161) 「備忘記、益陽守檀封進仁廟親製冊子、其誠可嘉、熟馬一匹特為面給」(『承政院日記』第四三冊、肅宗三二年八月二四日己酉条)。「備忘記、益陽正檀・韓原副正檀封進太祖大王御筆、極為可嘉、並加資」(同書第四五九冊、肅宗三七年二月二九日戊子条)。川西裕也「朝鮮後期の御諱・御押・御筆資料に対する尊崇慣行」(『朝鮮史研究会論文集』第五六集、二〇一八年一〇月)一四九〜一五〇頁。李根浩「18세기 어제・어필의 간행 및 수집」(金文植外、前掲『왕실 서고 봉모당의 건립과 운영』、所収)六一〜六四頁。

(162) たとえば黄晶淵、前掲書「제3장 조선중기 서화수장」二七七〜二九九頁、参照。

(163) ソウル特別市史編纂委員会編「宮闕志(第二版)」(同委員会、ソウル、二〇〇〇年八月影印)卷四、慶熙宮志、為善堂条に「旧靈慶」と号す。肅宗二十六年庚辰、宣廟大字を集めて改号す」とある。黄晶淵、前掲書「제1장 조선시대 서화수장의 배경」六一頁。양영일「국립고궁박물관 소장 선조・인조・

숙종의 御製・御筆 현판 개관과 형태」(『藏書閣』第四五輯、城南、二〇二一年四月)一六頁。

(164) 国学振興研究事業推進委員会編「英祖・莊祖文集―御製集慶堂編輯・凌虚閣漫稿」(韓国精神文化研究院、城南、一九九七年五月)所収の「御製集慶堂編輯」卷六、為善堂中記懐萬倍に「此堂何堂、即為善也、先令承史仰瞻、即穆廟御筆也、昔年集其字而命堂、右傍有椒井、靈洌泉三字、即昔年御筆鐫刻也、堂之西、昔有命書以揭者、即勿以善少而不為、勿以惡少為之、此蜀漢昭烈、戒太子之語也、(中略)歲丁亥壬戌朔丙戌日識」とある。また、「承政院日記」第一二七一冊、英祖四三年八月二五日丙戌条にも「丁亥八月二十五日午時、上御為善堂、承旨入侍時、同副承旨崔台衡・仮注書尹慶龍・記事官李克生・慎認明以次進伏、上曰、承史第為仰瞻堂額、此為穆廟御筆矣、堂右又有椒井、第又往見可也、靈洌泉三字、亦穆廟鐫刻者也、(後略)」と記録する。

(165) 「賀節使軍官張文翼、進獻皇明神宗皇帝御筆印本、上下教曰、曾前屢求不得、畢竟得此至宝、喜感交集、特命加資」(『肅宗実録』卷五七、四二年三月壬子(二二二)条)。「備忘記、昨者所進明是御筆矣、屢求不得、畢竟得此至宝、喜感交集、張文翼加資、仍伝曰、勿出朝報(『吏曹謄録』)」「承政院日記」第四九四冊、肅宗四二年三月二日壬子条。黄晶淵「朝鮮後期宮中御筆收藏과 印刊―1725년『乙巳列聖御筆刊進及景宗大王御筆屏風謄録』의 분석」(『藏書閣』第一二輯、城南、二〇〇四二月)三頁。金徳秀、前掲「숙종조 어필수집양상과 숙종의 어제 찬술」六一・八二〜八四頁。同、前掲「숙종의 대명어리와 문화적 형상화 시점」二二五頁。鄭恩主、前掲「숙종의 제화 시문(題画詩文)」을 통해 본 국정 운영의 지향점」一八〇頁。なお、「諛科榜目」(民昌文化社、ソウル、一九九四年三月影印)。底本はソウル大学校奎章閣蔵本)卷一、康熙己巳増広によれば、張文翼は肅宗一五年の諛科増広試に二等で及第しており、人的事項として「漢学偶語別遞兎、嘉義」と割註が付される。

(166) 「神皇宝墨求之頻、今日那凶幸得真、嚥手双擎光彩動、焚香一展感悲新、雲章璀璨超前古、天札諄勤論輔臣、短律揄揚何敢望、流佞但願萬千春」(丙申閏三月初吉、卷之首尾皆親書)。「列聖御製」卷一二、肅宗大王、詩、敬題神宗皇帝御札御筆下方)。

(167) 「赴燕訊官得皇明太祖皇帝御製御筆以獻、上命加資」(『肅宗実録』卷五九、四三年四月丁酉(一三三)条)。「伝曰、太祖高皇帝御製御筆得來訊官、特為

加資〔史曹曆録〕(『承政院日記』第五〇一冊、肅宗四三年四月二日乙巳條)。のち英祖七年に朴昌裕は「建文帝・神宗皇帝御面筆」を入手して献納したが、やはり朝報に公示することは禁じられた(同書第七三二冊、英祖七年一〇月初二日壬辰条)。

(168) 「大明神宗皇帝御筆、前後燕行輒必求覓者、豈予留心於翰墨而然哉、蓋無窮之意存焉、幸得模本、筆力異凡、而無他徵信、不敢臆定、然念明倫堂之扁額、既曰新安朱子之書、則雖未信其必然、而必鑿板高揭者、良寓尊崇之意、則今茲副刷亦出於此云、歲乙亥孟夏識」(『列聖御製』卷一六(前掲)『列聖御製』影印本第三冊、所収)、肅宗大王、文、大明神宗皇帝御筆鑿板小識。この史料をもとに金徳秀、前掲「국종초어필수집양상과 국종의 어제찬술」七八七九頁では「一六九五年(肅宗二二)に明神宗の模本を入手した」といい、また鄭恩圭、前掲「국종의 제화시문(題画詩文)을 통해 본 국정운영의 지향점」一七二頁でも「これを木版に彫りつけて印出させ、一六九五年四月に小識を遺した」と述べる。『承政院日記』は肅宗二二年の記録をすべて欠くものの、張文翼が肅宗四二年に萬曆帝の御筆「印本」を得て献納したことは既述のとおりである。それゆえ、この「小識」は「幸い模本を得」てから三年後の「歲己亥」(肅宗四五年)に記されたかと判断すべきであろう。

(169) 李宜顕『陶谷集』卷二九・三〇(『燕行録選集』下、および『韓国文集叢刊』一八一、所収。底本はいずれもソウル大学校奎章閣蔵本)、雜識、庚子燕行雜識〔上〕〔下〕。清の制度・文物・風俗を客観的に観察していた李宜顕については、김현미「18세기 연행록의 전개와 특성」(慧眼、ソウル、二〇〇七年九月)Ⅴ 글쓰기 방식의 전개와 특성(二二三～二二七頁のほか、김미순「庚子燕行雜識」를 통해 본 李宜顕의 淸文物 認識」(『歴史教育論集』第四八輯、大邱、二〇一二年二月)、参照。

(170) 「一到十三山甲軍趙連城家宿、迎送官送山査正果、問此処人林玠方為駅丞、以善刻印章名、使安訳邀來、語不能通、以文字相酬答、渠書示曰、(中略) 笑答曰、大約係琉瑠璃廠所刻、瑠瑠璃廠者、市肆別稱、其國禿術求售之処諸品、皆俗故云爾、(後略)」(『陶谷集』卷三〇、雜識、庚子燕行雜識〔下〕)。朴現圭「조선 사신들이 건문한 北京 瑠瑠璃廠」(『中国学報』第四五輯、ソウル、二〇〇二年八月)一七一～一七二頁。なお、一ノ瀬雄一「清代瑠瑠璃廠書肆に関する一考察―朝鮮使節の記録を中心に」(『史泉』第六七号、一九八八年三月)三四～三五頁によれば、一八世紀後半に瑠瑠璃廠では禁書の王世徳『崇禎遺録』

も販売されていた。

(171) 「神宗御面障子、慮価高難買、訳輩中有與序班相親者、使之居間周旋、以扇柄・火鉄・魚物雜種給之而得買於此、尤可知其非出於故為贗作、以索高価之計矣、西洋画亦買之、有南京僧持五倫書二套六十二冊來售、粉紙大字、卷極長大、以青布為衣、逐卷内踏正統皇帝御宝、甚可珍玩、而価極高不得買、可恨、(後略)」(『陶谷集』卷二九、雜識、庚子燕行雜識〔下〕)。朴銀順「조선 후반기 对中 繪面交渉의 조건과 양상」그리고 성과」(『韓國美術史学会編』『朝鮮後半期 美術의 对外交渉(제10회 전국미술사학대회)』芸耕、ソウル、二〇〇七年一〇月)二二頁では、言い値で買ったこの「神宗御面障子」は贗作であった可能性が高いとみなす。

(172) 朴銀正「조선 후기 지식 패러다임의 변화와 도록의 현—記録癖과 기록 정신을 중심으로」(『溫知論叢』第三〇輯、ソウル、二〇一二年一月)二〇五～二〇六頁。鄭恩圭「燕行에서 中国 書画 流入 경로」(『明清史研究』第三八輯、ソウル、二〇一二年一〇月)三二六頁。姜明官、前掲書「4장 국종초서적의 수입」一七六～一七八頁。

(173) 申翼澈「연행록을 통해 본 18세기 전반 한중서적교류의 양상」(『泰東古典研究』第二五輯、南楊州、二〇〇九年一月)二四五頁では「宋の神宗の繪画」とみなすが、当時の使臣一行が「清朝に批判的な意識を持った人士」であり、「いまだに對明義理から自由になれなかつた」というのであれば、北宋の神宗(在位一〇六七～八五年)ではなく、明の神宗萬曆帝の繪画であろう。

(174) 「序班即提督府書吏、而久則間有陞為知鼎者、我國人欲知燕中事情、則因序班而求知、輒作偽文書、受重価而賺訳輩、其家多是南方、而書冊皆自南至、此属担当完買、如我國所謂僧人、而訳官居其間、使臣欲購冊子、必使訳輩求諸序班、彼此互有所利、故交結甚深」(『陶谷集』卷三〇、雜識、庚子燕行雜識〔下〕)。この史料はすでに張存武、前掲書b「三 朝鮮對淸外交機密費之研究」一二七頁のほか、陳準鉉、前掲「인조・숙종 연간의 對淸국 繪面교류의 양상」一二二頁、申翼澈、前掲「연행록을 통해 본 18세기 전반 한중서적교류의 양상」二三三頁、鄭惠仲「명청중국과 조선사행의 지적교류」(『東洋史學研究』第一一輯、ソウル、二〇一〇年六月)四一頁、朴壽密「조선의 중국서적 수입 양상과 그의 의미 서반(序班)과 유리창(瑠瑠璃廠)의 존재를 중심으로」(『동아시아문화연구』第五〇輯、ソウル、二〇一一年一月)一四二～一四三・一四七～一四八頁、鄭恩圭、前掲「燕行에서 中国 書画 流入 경로」三二二



四く三二五頁、金暲録「조선시대 사행 기록에 대한 검토」(『震檀學報』第一三二号、ソウル、二〇一九年六月) 三二五頁に引用された。

(175) 「問序班何職、答是提督府書吏、而久勤則以勞為知果矣、(中略) 使行時書冊壳買、此屬担當、以此有若干見利之事、且我國欲知此中陰事、則因序班求知、故此屬太平為偽文書而賺」(『老稼齋燕行日記』卷四、癸巳正月初三日辛巳条)。鴻臚寺のほか会同館に置かれた序班については金昌業の見聞録も含め、藤本幸夫、前掲「清朝朝鮮通事小攷」二八一〜二八四頁に研駁がある。

(176) 「(行都承旨) 李正臣啓曰、即者諛官李德起來呈大明神宗皇帝御筆篋子矣、曾在先王朝、張姓諛官以神宗御筆模本進上、而其後來呈者亦皆模本、故不為捧入矣、今此御筆既非模本、所着御宝、且是神宗年号、若是真蹟、則無端退却、恐似未安、何以為之、敢稟、伝曰、捧入」(『承政院日記』第五六一冊、景宗三年二月一七日壬戌条)。

(177) 「引見冬至回還使臣礪原君柱等、柱言、諛官申好沈得高皇帝御製全集二匣以來、命入之」(『英祖實録』卷四、元年三月乙丑〔二七日〕条。夫裕燮「燕行録을 통해 본 康雍年間 中國書籍 유통에 대하여」(『漢文學報』第二二輯、ソウル、二〇一〇年六月) 二九八頁)。

(178) 「備忘(記)、諛官崔鶴齡所進皇明太祖高皇帝御筆、世代已久、而宝墨如新、若非高皇帝親筆、則必無絹上之御璽、雙擊欽歎、繼以興感、其令該院考例論賞、下(同副承旨) 金樺」(『承政院日記』第五八九冊、英祖元年三月二四日壬戌条)。崔鶴齡はのち英祖八年の式年試に三等で及第し(『諛科榜目』卷一、雍正壬子式年)、英祖二四年には倭学書「改修捷解新語」一二巻を鑄字で刊行する(『通文館志』卷八、書籍〔統附〕、続条)。しかし、将来有望といえ倭学を専攻する当時一六歳の崔鶴齡が「皇明太祖高皇帝御筆」を入手できたとは考えがたい。おそらく崔鶴齡ではなく崔德齡の誤りであろう。

(179) 「備忘記、頃日皇明太祖高皇帝御筆封進諛官崔德齡、今春使行皇明太祖高皇帝文集得來象訳(『通事』、問于使臣、令該衙門考例論賞)(『承政院日記』第六〇一冊、英祖元年九月二七日辛酉条)。「(右承旨) 申叻以司諛院提調言啓曰、皇明太祖高皇帝文集得來諛官申好沈、高皇帝御筆封進諛官崔德齡等、令該衙門考例論賞事、命下矣、取考臚録、則曾在丁酉年(『肅宗四三年』)、諛官朴昌裕以高皇帝御筆封進之功、有特為加資之命、況此高皇帝文集、視御筆尤為較重、則申好沈等兩人、似當依朴昌裕例並施加資之典、而恩賞重典自下不敢擅便、上裁何如、伝曰、並加資」(同書第六〇三冊、英祖元年一〇月二九日

癸巳条)。崔德齡は諛官ではなく、内医院の医官である。『諛科榜目』(国立中央図書館蔵、請求記号は古朝二六一一九) 戊子式年によれば、崔德齡は肅宗三四年の式年試に二等で及第しており、当時は医員として使節団に随行したのであろう。のち英祖七年に崔德齡は御医(侍医)を務めている(『承政院日記』第七二九冊、英祖七年八月二〇日庚戌条)。

(180) 『承政院日記』第六〇四冊、英祖元年二月初二日丙申条。『諛科榜目』卷一、康熙己卯式年によれば、肅宗二五年の式年試に主席及第した申好沈については人的事項として「漢学教誨、嘉善」とある。

(181) 『燕行録選集』下、八、陶谷(李宜顕) 集、壬子燕行雜識。『陶谷集』卷三〇、雜識、壬子燕行雜識。김현미, 前掲書「III 칭문물에 대한 관심의 시기 별 차이」一〇七頁。朴銀正、前掲「조선 후기 지식 패러다임의 변화와 도곡 이의현」二〇五〜二〇六頁)。

(182) 「戊戌五月初十日辰時、上詣仁政殿、行望拜礼、仍詣皇壇、(中略) 上曰、今日進參斥和人子孫中、年長者誰也、(行都承旨洪) 国榮曰、工曹參判金用謙 似為年長矣、上曰、工曹參判金用謙入侍(出駕前下教)、上曰、今日進參人、勿論文蔭武(『文官・蔭官・武官』幼学、為幾人乎、用謙曰、合為數十人矣、上曰、今日即太祖高皇帝忌辰、故亦命卿等進參矣、用謙曰、今日皇明太祖高皇帝忌辰、聖上行望拜礼、仍為展謁皇壇、臣有区区所懷、敢此仰達矣、高皇帝御製文集、出來東方者甚鮮、東方臣民得見者絕稀矣、曾在先朝、命刊皇華集頒布、此美出於尊周慕華之盛意、而高皇帝御製、則比諸皇華集、尤為貴重、若命刊布於中外、使東方臣民、咸睹聖祖謨訓、則豈不益有光於聖朝尊周之義耶、御製一件、在於故相臣李宜顕家、若命入命刊則好矣、上曰、依為之(出学条)、(後略)」(『承政院日記』第一四一九冊、正祖二年五月初一日己巳条)。

(183) 『高皇帝御製文集』(ソウル大学校奎章閣蔵、請求記号は奎中四〇四四)。また朝鮮史編修會編『朝鮮史』第五編第七卷(朝鮮總督府、京城、一九三六年三月。東京大学出版會、一九八六年二月復刻)、図版第一三、明高皇帝御製文集(卷一、卷首)、参照。

(184) 『肅宗實録』卷六〇、四三年七月辛未(一九九日)・庚辰(二八日)条。『承政院日記』第五〇三冊、肅宗四三年七月一九日辛未・二八日庚辰条。肅宗による老論支持(丙申処分)後の代理聴政をめぐる論議については李迎春、前掲書「VI 肅宗代의 建儲斗 換局」二九二〜二九五頁のほか、洪順敏、前掲

「II 4 봉양정치의 동요와 한국의 빈발」一六六〜一七〇頁、崔亨輔、前掲「肅宗代 王世子 代理聽政 研究」一一九〜一二〇・一三五〜一六一頁、沈載祐・仁敏赫・李舜九・韓亨周・朴用萬・李旺茂・申明鑄「조선의 세자로 삼아가기」(돌베개, ソウル, 二〇一三年四月)「제 3부 세자의 대리청정」(執筆は韓亨周)一六四〜一六六頁、李熙煥、前掲書「제 4장 세종대 환국과 당쟁」二九八〜三〇六頁、林惠蓮「조선 후기, 대리청치, 의권한 범주와 왕권」(역사와 담론) 第五集、清州, 二〇一八年一月)一七六〜一八一頁、參照。

(185) 『備辺司曆錄』第七〇冊、肅宗四三年七月二九日條。『國朝統五禮儀』卷三、嘉禮、王世子受朝參儀條の末尾には「肅宗丁酉、景宗在東宮聽政時、行此儀」と割註を付す。林惠蓮、前掲『國朝統五禮儀』嘉禮」구성과 국왕 위상」一五七頁、參照。

(186) 『肅宗實錄』卷六〇、四三年八月朔壬午・一〇月癸未(三日)條。『承政院日記』第五〇三冊、肅宗四三年八月初一日壬午條。同書第五〇四冊、肅宗四三年一〇月初三日癸未條。

(187) 『肅宗實錄』卷六〇、四三年一〇月癸巳(一三日)條。『承政院日記』第五〇四冊、肅宗四三年一〇月二三日癸巳條。『備辺司曆錄』第七〇冊、肅宗四三年一〇月一三日條。『勅使曆錄』第八、丁酉一〇月一三日條。

(188) 「藥房入診、右議政趙泰采同入診、診候畢、都提調金昌集言、王世子聽政節目、一依世宗朝例、用人・刑人・用兵外、庶務皆取世子裁決、而客使・迎報等事初不明白判下、宜有定奪矣、上曰、客使・迎報自在庶務中、並入于東宮、昌集曰、聖候方在靜攝中、郊迎一節勢不得為之、至於王世子替行、彼人不為發言之前、似不必徑先行之矣、上問泰采、泰采對曰、今番勅行與前有別、春宮替行似不可已、上曰、丁丑以後、仁廟朝未嘗郊迎、而孝廟在東宮每為替行矣、今亦替行似無不可、勅使到弘濟院後、大臣先言替行之意可也、(後略)」(『肅宗實錄』卷六〇、四三年一〇月辛丑(二二日)條)。

(189) 一、今十月二十一日、藥房入診、右議政同為入侍時、勅行人來時、王世子郊迎事、榻前下教「一、曹單子、今此勅使時、便殿受勅及仁政殿宣勅時、應行節目、參考前例、磨鍊開坐為白去乎、依此奉行何如、(中略)一、勅書郊迎日、王世子具翼善冠・袞龍袍、乘輿出就敦化門外、降輿乘輦、宮官以黑團領具胸背・品帶陪衛為白乎旒、宗親・文武百官以黑團領具胸背・品帶、先就慕華館、分東西序立、王世子將至、鞠躬祇迎、王世子入幕次教是白如可、勅書將至、出次鞠躬祇迎後、由敦義門詣仁政殿、如儀行礼為白乎矣、宗親・

文武百官、勅書將至、就位行礼訖、自九品先導詣進善門內、分東西序立、勅書至、鞠躬祇迎訖、入就殿庭、分東西序立、勅使直入便殿、自上具翼善冠・袞龍袍、受勅如儀、而茶禮畢、勅使以勅書盛龍亭、鼓樂出詣仁政殿宣勅時、王世子・百官如儀行礼為白齊(中略)一、未盡條件、追乎磨鍊為白齊、啓依所啓施行(いづれも『勅使曆錄』第八、丁酉一〇月二二日條)。

(190) 「沈宅賢啓曰、伝曰、今日藥房入診時、仁廟朝勅使出來時、郊迎及館所拳動、孝宗大王在春宮時代行之事、必在於政院日記、相考事下教矣、乙酉閏六月・丙戌正月・丁亥二月・戊子三月・己丑正月日記考出事、命下矣、本院所上五年日記一詳考、而其所載錄頗涉疎漏、故春坊日記亦為取來參考、(中略)敢啓、伝曰、知道」(『承政院日記』第五〇四冊、肅宗四三年一〇月二二日壬寅條)。中略箇所は【表2】に整理したが、「丙戌正月初一日、詣館所、行望闕礼」とあるにもかかわらず、己丑正月「三十日、詣館所、行望闕礼」との記録がないため、筆者が補った。この承政院の上奏は「勅使曆錄」第八、丁酉一〇月二二日条にも残るが、仁祖二十七年聖節の鳳林大君による望闕礼の実施記録はやはり漏れている。英祖より特別に貸し下げられた「内下日記」をもとに改修された『承政院日記』第一〇四冊、仁祖二十七年正月三〇日己丑条には「王世子、南別宮館所、聖節望闕礼拳動(内下日記)」とある。

(191) 『肅宗實錄』卷六〇、四三年七月庚戌(二二日)條。『承政院日記』第五〇三冊、肅宗四三年七月二二日庚戌條。『備辺司曆錄』第七〇冊、肅宗四三年七月二二日條。

(192) 『肅宗實錄』卷六〇、四三年一〇月癸巳(一三日)條。『同文彙考』原編卷三七、錫賚、丁酉、請賀空青咨・賜空青勅(翰林院學士阿克敦等來)・礼部知會賜空青上諭咨。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王四三年丁酉條。四度にわたって朝鮮に派遣された阿克敦と当時の朝清關係については、黃有福「清阿克敦(奉使図)初探」(『亜細亞文化研究』第三輯、北京、一九九九年三月)、同「奉使図」成書始末(『同』第四輯、北京、二〇〇〇年二月)、洪性鳩「18世紀中国の朝鮮認識―阿克敦の朝鮮出使と『東游集』」(『奉使図』를 통해 본 朝清關係, 그리고 그時代的特徴)(朴元煥・權仁溶・洪性鳩・朴正鉉「15」)19세기 중국인의 조선 인식」高句麗研究財団、ソウル、二〇〇五年九月)、金翰奎、前掲書「제 3부 제 1장阿克敦의『東游集』과『奉使図』의序文과跋文」、박종훈「清使臣阿克敦의朝鮮認識―『奉使図』와 연관하여」(『溫知論叢』第三輯、ソウル、二〇一二年五月)、李明濟、前掲「강희연간 清使의

사행기록과 조선 인식의 양상」七九〜八四頁、鄭恩主『조선시대 사행기록화  
— 옛 그림으로 읽는 한중관계사』(社會評論, ソウル, 二〇一二年七月)「V  
1 청사신 아극돈의 조선사행과 『봉사도』」(初出は『美術史學研究』二四  
六・二四七、ソウル, 二〇〇五年九月)、参照。

(193) 「清使入京, 王世子出迎于西郊」(清使帰, 世子出餞于西郊)(順に『肅宗  
實錄』卷六〇、四三年一〇月丁未〔二七日〕・一二月乙卯〔五日〕条)。

(194) 『肅宗實錄』卷六〇、四三年一〇月丙午〔二六日〕条。

(195) 「宏濟院辺催曉發, 慕華館外駐征驛, 駕班排立度瞻拜, 五色天書下絳霄」(慕  
華館距城十里, 國王出城至此, 行迎勅札) (阿克敦撰『德蔭堂集』卷六、詩  
東游集、即事)。鄭恩主、前掲書「V1 청사신 아극돈의 조선사행과 『봉사  
도』」三八八〜三八九頁。阿克敦(黃有福・千和淑校註)『奉使回』(遼寧民族  
出版社、瀋陽、一九九九年六月)第一四幅。なお、『德蔭堂集』東游集は殷夢  
霞・于浩選編『使朝鮮錄』下(北京図書館出版社、北京、二〇〇三年六月)  
所収の嘉慶二年(一八一六)刊本を利用した。

(196) 「上接見勅使于熙政堂, 領議政金昌集・右議政趙泰采・都承旨趙道彬・右  
承旨沈宅賢等入侍, 上御房內離席, 沈宅賢讀旨言、皇帝駐蹕行宮, 召翰林  
學士阿克敦・治儀正張廷枚入諭曰、朝鮮王安靜奉法、人民愛戴四十餘年、國  
中享太平之福、未有如此之久者、朕甚嘉之、覽礼部奏稱、王因病籲請代題、  
購買空青、朕聞王之疾、深為軫念、空青朕處有之、仍即於行在、特簡爾等齋  
賜、此係格外之恩、凡一應礼節、爾等到時、令王不必拘於成例、隨處可以相  
見、可伝諭之、說訖、上行礼、與勅使行茶而罷、(後略)」(『肅宗實錄』卷六  
〇、四三年一〇月丁未〔二七日〕条)。このとき沈宅賢が読みあげた「旨意」  
の内容は、熱河行宮行幸中の康熙帝による諭旨(『清聖祖實錄』卷二七四、康  
熙五十六年九月己巳〔一八日〕条)とほぼ一致する。

(197) 「一、曹啓曰、遠接使狀達内、兩勅同坐、起訊官等謂曰、儀註節文太煩、  
此出於敬謹皇旨之致、而國王久病之中、実有勞躬之慮、至於賓主相接、尤不  
必備礼、仍書一小紙、使之示臣、謹此封進、令該曹參酌裁減節目、恐為得宜  
云、前入便殿受勅儀註、即為還下、以為付標以入之地何如、伝曰、允」(『勅  
使騰錄』第八、丁酉一〇月二七日条)。この記録は「已上礼曹騰錄」によると  
して、『承政院日記』第五〇四冊、肅宗四三年一〇月二七日丁未条に騰写され  
た。また、『通文館志』卷四、事大〔下〕、便殿接見儀〔接見・茶礼儀附〕条  
参照。

(198) 「早設重茵便殿中、升增就位列西東、向臣頻問天顏喜、心感皇恩異數隆」  
(『德蔭堂集』卷六、詩、東游集、即事)。阿克敦『奉使回』第一六幅。鄭恩主、  
前掲書「V1 청사신 아극돈의 조선사행과 『봉사도』」三九〇〜三九二頁。

(199) 『通文館志』卷四、事大〔下〕、入京宴享儀条。金暉録、前掲「朝鮮時代  
使臣接待와 迎接都監」一〇六〜一〇七頁に指摘されたように、のち純祖八年  
(一八〇八)に編纂された『萬機要覽』財用編五、支勅、宴享式には「若し齋  
日に値えば、則ち茶礼を以て代行す」と割註が付され、例外はある。また、  
李賢珍「조선 후기 국왕 국장에 弔問 온 청사신의 설행 의례와 의례 공간」

(『震檀學報』第一四〇号、ソウル、二〇一三年六月)一一九〜一二〇頁によ  
れば、少なくとも弔祭使入京の際に宴享を催した記録は官撰史料上、ほとん  
ど確認できないという。

(200) 『承政院日記』第五〇四冊、肅宗四三年一〇月二七日丁未・二九日己酉・  
三〇日庚戌条。

(201) 「礼曹達曰、自前勅行在我境、如遇節日、則例有遣史官問慰設宴之舉矣、  
今此勅行、冬至節日之前、未及渡江入去、則似當依此舉行、令該曹問慰官差  
出、御帖・礼單照例磨鍊、下送何如、令曰、依〔礼曹騰錄〕」(『承政院日記』  
第五〇五冊、肅宗四三年一月初四日甲寅条)。

(202) 「啓曰、今十一月二十日冬至、大殿・中宮殿・世子宮陳賀節目、當為磨鍊、  
而自上方在靜撰之中、以權停例磨鍊乎、敢稟、伝曰、依為之」(『又啓曰、今十  
一月二十日冬至、大殿・中宮殿陳賀時、王世子致詞・陳賀等節目、當為磨鍊、  
而方在營業之中、何以為之、敢稟、伝曰、權停』(いずれも『承政院日記』第  
五〇五冊、肅宗四三年一月初一日辛亥条)。

(203) 「又所啓、小臣有稟定事、故敢達矣、通官輩目前有密贈之例、今亦不可不  
依前密贈矣、取考各年騰錄、則癸未年(『肅宗』二九年)、大通官文奉先処給一  
千三百兩、二通官金士傑先処給一千兩、次通官処給三百兩、癸巳年(『肅宗』三  
九年)、則大通官朴得仁処給一千二百兩、二通官金二哥処給七百兩、三通官洪  
二哥処給一千兩、次通官処給二百兩、而癸巳三通官所贈、反多於二通官者、  
其時三通官有作梗之事、故所給如此云矣、癸未年、文奉先以大通官出来時、  
金士傑以二通官亦為出来、見大通官処一千三百兩出給之事、今亦以一千三百  
兩給大通官、以三百兩給次通官何如、上曰、大通官・次通官贈給之物、例有  
差等、金士傑以一千三百兩之例給之、次通官則以三百兩給之可也、(後略)」  
(『承政院日記』第五〇五冊、肅宗四三年一月初一日辛亥条)。肅宗二九年以



降の通官に対する「密贈」銀については、数量比較が可能な範囲で後掲の【表3】に整理した。

- (204) 『承政院日記』第五〇五冊、肅宗四三年一月初三日癸丑条。  
 (205) 『肅宗実録』卷三八上、二九年四月丙戌(二一日)条。桑野采治、前掲「朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係」一四一―一五頁。  
 (206) 『承政院日記』第五〇四冊、肅宗四三年一〇月二十四日甲子条。  
 (207) 「前略」勅使既出、藥房提調閔鎮厚亦入侍、上命招人、取空青〔其形団円、大如銀杏〕鑽穴、似有湿氣而全無漿汁、試点眼部、只得微潤睫毛、是日、諸臣莫不失望矣。〔肅宗実録』卷六〇、四三年一〇月丁未(二七日)条。洪性鳩、前掲「18世紀中国の朝鮮認識」八九頁。  
 (208) 『承政院日記』第五〇四冊、肅宗四三年一〇月二十八日条。後日、司諫院は「訊官李板、咨を賣して往来するに過ぎず」と上奏して恩賞の濫発に反対したが、王世子は退けた(『肅宗実録』卷六〇、四三年一〇月朔辛亥条)。張仁鎮「조선 후기 訊官族譜의 考察」『金山李氏世譜』를 중심으로(『大東文化研究』第九四輯、ソウル、二〇一六年六月)一三四―一三五頁に指摘されたように、費官咨李板のエピソードは『通文館志』卷七、人物、李板条にも記される。  
 (209) 「延接都監堂上申思詰入侍言、副勅阿克敦、丁酉(肅宗四三年)持空青来也、例贈外給銀四千兩、戊戌(肅宗四四年)・壬寅(肅宗二年)又出来、援丁酉例給銀矣、今不可每援前例矣、上曰、已成前例之後、到今猝變、若逢彼之怒、或至辱國而後給之、則初不若給之之為愈、給之可也、(後略)」(『英祖実録』卷四、元年三月己未(二一日)条)。洪性鳩、前掲「18世紀中国の朝鮮認識」一〇〇―一〇一頁。参考までに、景宗二年に阿克敦が延初君の王世弟冊封使として三度目に出使した際に、戸曹は通常の礼物用銀子込みで計五千百兩を「密贈」している(『景宗実録』卷八、二年六月丁巳(四日)条)。  
 (210) 『承政院日記』第五〇五冊、肅宗四三年一月初三日癸丑・初四日甲寅条。  
 (211) 『肅宗実録』卷六〇、四三年一月丁巳(七日)条。  
 (212) 「迎接都監達曰、即者上副勅以所製詩什合五首、各張書出、使之入刻、懸板於各処、而上勅則自筆写出、副勅則使写字官代写、故茲用捧入、以備徽覽、而各処懸板分付戸曹及黃海・平安等道、依其言施行之意、敢達、答曰、知道」(『備辺司謄録』第七〇冊、肅宗四三年一月三日条)。  
 (213) 「迎接都監」又達曰、勅使招人写字官、使書副勅之所題五七律各一篇、七律即平壤快哉亭所詠、五律即葱秀站玉溜泉所詠、写字官写畢写後、即為出来

矣、敢達、令曰、知道(『承政院日記』第五〇五冊、肅宗四三年一月初三日癸丑条)。「輿地圖書」黃海道平山都護府、形勝条、玉溜川の項に「府の北三十里安城面の葱秀山に在り、岩の隙より溜滴りおつるが如し。華使朱之番名づけて曰く、玉溜と。因りて玉溜泉の三字もて岩上に刻む」とあるように、かつては明使朱之蕃も「玉溜泉」を遊覧したという。ただし、河永輝「朱之蕃の朝鮮使行斗朱太子 進설」(『朝鮮時代史學報』八一、城南、二〇一七年六月)二一六―二一九頁では明清交替後に創られた「朱太史伝説」のひとつと推測する。

(214) 「迎接都監啓曰、差備訊官等来言、上勅到平壤、登覽快哉亭、自製七言四韻、令其書記書写出給、使之刻板懸掛、而今於入京之後、又言使善書者改書以示、刻板下送平壤、以為懸掛之地云、依其言分付承文院、令写字官中善写者伝書以示後、懸板自都監造作下送、而其本草封入、以備睿覽之意、敢啓、伝曰、知道(『承政院日記』第四一二冊、肅宗二九年六月二二日丙戌条)。揆叙が朝鮮使行中に詠んだ五六題六二首の詩文は李明済、前掲「강희연간 淸使의 사행 기록과 조선 인사의 양상」七〇―七二頁に整理されている。揆叙の入京と文化交流については丁生花「17세기 淸의 지식인、조선 문화 접촉의 대경」五三―五四頁、金雨鎮、前掲「一七〇三년 康熙帝의 御筆을 둘러싼 조선의 정치적 과장 과 승용의 대응」五一七―五二〇・五二四―五二五頁のほか、桑野采治、前掲「朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係」一四頁、参照。詩文の才に恵まれた揆叙の経歴は鈴木真「康熙帝と揆叙」(『社会文化史学』第六四号、二〇二一年三月)に詳しい。

(215) 黃有福、前掲「淸阿克敦『奉使図』初探」四頁に指摘されたように、ソウル大学校奎章閣には七題一首の筆写本「阿克敦詩」一冊六張(請求記号は奎中二一三三)が現存する。

(216) 『仁祖実録』卷四七、二七年正月己卯(二〇日)・己丑(三〇日)条。『孝宗東宮日記』(ソウル大奎章閣韓國国学研究院東宮日記訳註チーム編「影印孝宗東宮日記」民俗苑、ソウル、二〇〇八年八月)己丑正月二〇日己卯・三〇日己丑条。桑野采治、前掲「朝鮮仁祖代における対明通译儀礼の変容」一八四―一八五頁。なお、淸使在京当時の儀註として「勅使時各様儀註謄録」(韓國国学中央研究院藏書閣編「儀註謄録」一、韓國国学中央研究院出版部、城南、二〇一三年一〇月、所収)に「聖節王世子望闕行礼儀」(己丑正月、壬辰一二

月」が伝わる。同書所収の「正朝望闕行礼儀（勅使在京日）」は、南別宮で迎接都監が清使につづいて望闕礼を実施した孝宗四年（一六五三）もしくは孝宗九年の際の儀註であろう。この二種の儀註については桑野栄治、前掲「朝鮮頭宗代の朝清関係と望闕礼」三一頁脚註5に触れた。また、任敏赫「국가 전례서를 통해 본 『대한예전』」(李煜・張映淑・任敏赫・金芝英・李丁希・崔然宇『대한제국의 전례와 대한예전』 韓國中央研究院出版部、城南、二〇一九年九月) 六九頁にも言及がある。

(217) 「一、曹单子、今十一月二十日冬至望闕礼習儀吉日、今日官推扶、則同月十八日為吉云、同日早朝、宗親・文武百官以黒固領、議政府良中行礼為白乎矣、正日挙動、則依前例自政院臨時稟旨举行何如、達依所達施行」(『勅使騰録』第八、丁酉一〇月二十九日条)。

(218) 『承政院日記』第五〇五冊、肅宗四三年一月一七日丁卯条。『勅使騰録』第八、丁酉一月一八日条。

(219) 「迎接都監達曰、即接伴送使李健命・平安監司金様聯名狀達、則上副勅回還時、黃州太虚樓・平壤箕子墓、有所製詩親写出給、願為懸板、其詩三張監封上送于政院、已為達下矣、勅使留館時所製詩、雖為懸板於館所、而箕子墓則事体自別、決不可許施、至於太虚樓、亦不必揭懸、而後日勅行時、或不無尋見之慮、此則板刻藏置、以待勅行臨時、暫為懸揭無妨、以此分付兩道之意、敢達、答曰、知道」(『備辺司騰録』第七〇冊、肅宗四三年一月二十七日条)。

(220) 『承政院日記』第五〇五冊、肅宗四三年二月一九日己亥条。『勅使騰録』第八、丁酉二月一九日条。

(221) 「清国皇太后殂、清遣使阿克敦・張廷枚來告訃、克敦等還燕京三日、復東使、牌文先至、義州守臣・平安道臣以聞」(『肅宗実録』卷六〇、四三年二月己未(二十七日)条)。『承政院日記』第五〇五冊、肅宗四三年二月二十七日丁未条に収録された「勅使牌文」には阿克敦一行の出来について「本月十四日辰時に会同館より馳駈前往す」とある。

(222) 『肅宗実録』卷六〇、四三年二月丁未(二十七日)条。『承政院日記』第五〇五冊、肅宗四三年二月二十七日丁未条。燕行使と清使の往来による平安道の財政負担については権乃鉉「17세기 후반~18세기 전반 平安道の 对清使行 지원」(『朝鮮時代史学報』二五、城南、二〇〇三年五月) 一五〇~一六〇頁、同『조선 후기 평안도 재정연구』(知識産業社、ソウル、二〇〇四年一月)「제2장 제2절 청의 사행 접대와 평안도의 재정 조달」一二七~一三五頁、参照。

(223) 「礼曹以自前伝訃勅行不設儼礼及宴享、樂則陳而不作、今亦當用此例陳粟、世子可之」(『肅宗実録』卷六〇、四三年二月戊辰(二十八日)条)。「司啓辭、今此勅行時、問礼官齋去儀註、自該曹雖已依例磨鍊、聖候方在靜撰中、王世子郊迎一節、當依前勅時例举行、(中略)答曰、允」(『備辺司騰録』第七〇冊、肅宗四三年二月二十九日条)。

(224) 『承政院日記』第五〇五冊、肅宗四三年二月二十八日戊辰条。

(225) 「平安監司金様狀、請義州潜商逃探罪人金得達、梟首境上以示清人、備局覆奏、請同情人金玄叔一体梟示、世子可之」(『肅宗実録』卷六一、四四年正月朔庚戌条)。「新補受教輯録」刑典、犯越条に「犯越、為首人境上梟示、之次令本道定配、又其次分輕重決放、領去人刑推定配(順治戊子、承伝)」とあり、また同書刑典、禁制条に「蔘貨潜商、不分首從、一体論罪(康熙戊子、承伝)」とあるように、すでに「順治戊子」(仁祖二六年)には不法越境の首謀者を嚴罰処分の梟首とし、「康熙戊子」(肅宗三四年)には人蔘の密貿易商人であれば首謀・共謀を問わず論罪せよとの王命が下っていた。のち「続大典」卷五、刑典、禁制条に「西北沿辺犯越探蔘佃獵者、首從皆境上斬」と法制化される。アンデシ・カールソン、前掲「千金の子は市に死せず」一二三~一二五頁。

(226) 『肅宗実録』卷六一、四四年正月癸丑(四日)条。『景宗春宮日記』戊戌正月朔四日癸丑条。

(227) 『承政院日記』第五〇六冊、肅宗四四年正月初四日癸丑条。『同文彙考』原編卷一六、陳慰(進香、丁酉、頒皇太后遺詔(二品副元帥海等來)・慰崩逝表(製李陽來、使呂必容)。「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王四四年戊戌条。皇太后の遺詔を頒布した「副元帥海」は、かつて第三皇后の冊諡を通達する正使として入京した(『同文彙考』原編卷一一、進賀五、己巳、頒冊諡皇后詔(副元帥海等來)、および「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王一五年己巳条)。おそらく八年前に正三品の一等侍衛から正二品の副都統を加贈された海清であらう(『清聖祖実録』卷二四二、康熙四九年七月癸未(二〇日)条)。

(228) 『承政院日記』第五〇六冊、肅宗四四年正月初七日丙辰条。

(229) 「清使將以明日歸、廟堂以為世子不必郊送、使宮官往館所致意、清使因此發怒、求請物種及家丁等所受銀子一併出給、副使称病閉戸、不接訊官輩、廟堂更以東宮親送定奪」「清使帰、世子出餞于西郊、以淺淡服接見、陪從諸臣服色亦同、清使不受餞宴、只行茶礼而罷」(順に『肅宗実録』卷六一、四四年正月朔四日癸丑条)。

月丙辰〔七日〕・丁巳〔八日〕条。

(230) 洪性鳩、前掲「18世紀中国の朝鮮認識」九四～九五頁。

(231) 「政院啓曰、今此勅行、既因伝訃故、京外宴礼皆令停止、則王世子似無郊餞之節、而亦當有明白定奪之舉、敢此仰稟、答曰、令廟堂稟處」(『備辺司膳録』第七一冊、肅宗四四年正月初六日条)。「景宗春宮日記」戊戌正月初六日乙卯条。

(232) 「司啓辭、以政院啓辭令廟堂稟處事、允下矣、常時勅行、則自上必親臨郊外、有設宴之舉、而至於伝訃勅行、則前後膳録未嘗有親臨之例、此必由於不設宴礼之致、己已伝訃勅還歸時、近侍奉上命詣館所、以上候不平等有難郊送之意、言及於勅使、今亦略做己已前例、遣近侍伝宣聖教、王世子且以不得出送郊外、心甚缺然之意、宮官措辭伝告于勅使、似不可已、令政院稟旨舉行何如、答曰、允」(『備辺司膳録』第七一冊、肅宗四四年正月初七日条)。「勅使膳録」第八、戊戌正月初七日条。「景宗春宮日記」戊戌正月初七日丙辰条。

(233) 『承政院日記』第三三七冊、肅宗一五年八月初一〇日癸酉・一二日乙亥条。

(234) 「兼補德洪啓迪・兼弼善魚有龜・文学金相尹・説書李善行請對時、王世子引接于無妄閣、洪啓迪達曰、今日勅使發怒事、實是国家之恥辱矣、今雖當夜、竊有稟達之事、敢此請對矣、(後略)」「魚有龜曰、(中略)若因其發怒而遽然出郊、則国家自体所損非細、更遣宮官援例爭執、所不可已矣」答曰、彼人既以不為郊迎有所發怒、則今雖更遣宮官、必無回聽之理、祇足以為辱矣」(『いづれも』景宗春宮日記)戊戌正月初七日丙辰条)。

(235) 「伝曰、即者春坊官員請對、以郊外出餞不行之意伝言之際、無前例一款落漏、添入此辭縁、更請勅使事、達請王世子許與不許稟問、故雖以無前例為言、彼人之為然、未可必也、而姑為更請發落矣、更思之、無前例之説、初既落漏、追後言及、不但易為托辭、雖更請、亦未必聽許、遣辭之際、如或不好、則為辱甚矣、然後郊外出往、尤為辱矣、此不可不念、且在目前雖未行宴礼之時、出往郊外、有只行茶礼之例矣、此非不許彼人之發怒、必爭可已之事、勿為更往、依當初下教施行」(『景宗春宮日記』戊戌正月初七日丙辰条)。「勅使膳録」第八、戊戌正月初七日条。

(236) 「迎接都監達曰、明日郊送乃設茶礼之意、使差備訊官伝言於勅使、則上勅答曰、具饌品茶礼不可設行、雖只行茶而罷、亦為不可、但與王世子相接而鼎足、而副勅方有身病、明日早發、未可必矣、訊官曰、若於王世子出郊之後、副勅病不得發行、以致世子虛還、則吾等死有餘罪、若果如此、則差退行期、

再明發行為宜、(中略)姑觀明曉勅使動靜然後、當為稟達、而勅使酬酢之言如此、敢此先達、答曰、知道」(『景宗春宮日記』戊戌正月初七日丙辰条)。「勅使膳録」第八、戊戌正月初七日条。

(237) 「王世子改具黻袍、宮官亦以淺淡服、與勅使行礼、(中略)王世子曰、今當遠別、益增欷歔、今行異於常時、設行餞宴、有所不安、請設茶礼、以伸餞意、勅使辭曰、雖非宴礼、固有喪事、茶礼亦甚未安、且俺等行色甚忙、請勿設、王世子又曰、茶礼異於宴礼、此而不設、心甚缺然、願勿固辭、勅使答曰、世子當寒久往、感激之中、心甚不安、俺等亦欲忙還、固請勿設、王世子又請設茶、勅使答曰、盛意至此、與領喫無異矣、何必設行乎、王世子曰、日氣甚寒、惟願遠路行李萬安、勅使下椅、王世子亦下椅、相揖、(後略)」(『景宗春宮日記』戊戌正月初八日丁巳条)。

(238) 「(右承旨李德英)又以迎接都監郎序以原任大臣意達曰、勅使到慕華館、不受茶礼、後到迎恩門、使通官伝言大臣、無他措辭、直令百官背立而去矣、敢達、令曰、知道」又以司饗院言達曰、今日慕華館茶礼時、未進饌盤果一床、何以區處乎、敢達、令曰、侍講院賜給」(『いづれも』承政院日記)第五〇六冊、肅宗四四年正月初八日丁巳条)。

(239) 『肅宗実録』卷六三、四五年正月己亥(二六日)条。「勅使膳録」第八、己亥正月二七日条。

(240) 『肅宗実録』卷六三、四五年正月癸卯(三〇日)条。「承政院日記」第五一二冊、肅宗四五年正月三〇日癸卯条。鄭貞男、前掲「壬辰倭乱」辛南別宮の公廨的 역할과 그 공간 활용」五二頁。

(241) 「葉房入診、礼曹判書閔鎮厚同入、診候畢、都提調李頤命言、北使將至、而上候方在靜撰中、郊迎等事固不可學論、而雖便殿接見、亦以重難矣、上曰、郊迎固將使東宮代行、而使殿接見不可已矣、(後略)」(『肅宗実録』卷六三、四五年二月初甲辰条)。「承政院日記」第五一三冊、肅宗四五年二月初一日甲辰条。「勅使膳録」第八、己亥二月初三日条。

(242) 『肅宗実録』卷六三、四五年正月丁亥(一四日)条。「承政院日記」第五一二冊、肅宗四五年正月一四日丁亥条。

(243) 「勅使膳録」第八、己亥二月一五日条。その後、迎接都監は二月二八日に清使入京予定と修正して報告した(同書第八、己亥二月一九日条)。

(244) 『肅宗実録』卷六三、四五年二月辛未(二八日)・三月丁丑(四日)条。「同文彙考」原編卷一一、進賀六、戊戌、頒尊諡皇太后祔廟詔(礼部侍郎德音等



来。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王四五年己亥条。

(245) 「一、曹為相考事、今此出来勅使迎勅、時服色及應行諸事、一依常時迎勅時例奉行爲妙、勅使若入我境、遇正朝則望闕礼、依礼文精備、儀物行礼事、知悉施行事、三道及開留事」二、迎接都監了爲相考事、正朝望闕礼、依例文當爲行礼、而勅使回還時、正朝相值處、儀物精備設行事、前期分付、俾無失儀之患事、相考施行事（いづれも『勅使曆録』第九、壬寅二月一七日条）。

当時の訃報の伝達形態については松浦章、前掲書「第二章第三章 朝鮮国に伝えられた康熙帝の訃報」（初出は『或問』第一六号、二〇〇九年七月）一二〇～一二三頁、参照。

(246) 「迎接都監」又達曰、戊戌年（肅宗四四年）勅行出来時、自迎接都監入達、勅使如以其丁酉（肅宗四三年）所製箕子墓詩不爲懸板、致訝詰問、則以丁字閣與樓觀題詠之処不可比同之意、行関于遠接使、則回移内、古有天使所製之懸板、張廷枚見而次韻、則不可以此周遮、今欲以張廷枚所製之詩、刻板以待、而其詩元無懸置者、搜得下送、以爲勅使歷拜時、刻板暫掲之地、宜當云、丁酉年上副勅所製詩自書者、果在都監、故即爲搜出、下送本道之意、敢達、令曰、知道（『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年二月二六日己巳条）。遠接使の回答に「古天使所製の懸板有り、張廷枚見て次韻すれば、則ち此れを以て周く遮るべからず」とあるのは平壤箕子墓ではなく、「虜使」張廷枚が「天使」朱之蕃所製の黄州太虚樓の扁額に目をとめて次韻したと報告しているであろう。李德懋『青莊館全書』卷六六（『韓國文集叢刊』二五九、所収）、入燕記（上）、上之二年戊戌三月二四日甲申条には、謝恩兼陳奏使蔡濟恭一行の書状官沈念祖に随行して北京に向かう実学者李德懋が黄州に到着後、「太虚樓に登る。朱蘭岫之蕃、額に題す。字甚だ肥ゆ。亦た大國使臣阿克敦の書有り、山のこくとくに詩版を諸う」と記録したように、正祖二年（一七八）當時も太虚樓には数多くの扁額が懸けられていた。

(247) 「迎接都監」又達曰、即者差備訳官等来言、副勅使字字官李爾芳写其所製五七言律各一首、仍言曰、玉溜泉詩、今行所作、而箕子墓詩、就前作略有所改、並即刻板以掲、使於回還時見之云、玆用捧入、以備徽覽、而達下後、即速下送於黄海・平安等道、依其言施行之意、敢達、令曰、知道（『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月初二日甲戌条）。

(248) 「清使出示別紙、称皇帝旨意、就本國例贈中、減其物種、使賑本國飢民、上命議于大臣、領議政金昌集以爲、所謂額外礼物、自是從前應給之物、雖有

這次暫免之語、在我之道、不當廢閣、宜答以今此別紙書示、固出於仰体皇上軫念小邦災荒之至意、実為感激、而第從前餽贖礼物本来薄略、到今又從而廢閣、則其在接待使華之道、尤涉埋没、所論雖如此、決難奉行、被災地方飢民、則當以米穀、別爲賑賑云、上可之、遂令都監以此意復清使」（『肅宗実録』卷六三、四五年三月乙亥（二日）条）。『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月初二日甲戌条。『備辺司曆録』第七二冊、肅宗四五年三月初二日条。

(249) 『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月初三日乙亥条。

(250) 『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月二八日辛未条。

(251) 『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月初三日乙亥条。

(252) 「戸曹達曰、大・次通官四人密贈依上年例、一大通官銀子九百兩、二大通官銀子七百兩、一次通官銀子二百兩、二次通官銀子二百兩分給事、既已草記定奪之後、昨日夕、使差備訳官以此數入給、則通官輩稱以不及於癸未前例、必欲加數、使訳輩累次責論、終不回應、而今則以不爲持去爲言、通官輩責慾、本来如此、今此所給亦遵上年之例、則必欲以最多数之癸未爲準、誠甚可惡、不可以渠輩之言有所撓改、訳官以汝若不受、則亦無奈何、當以此啓達之意、更爲言及矣、敢達、令曰、知道（『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月初四日丁丑条）。

(253) 徐仁範「清勅使・通官에의 조선 호피・표피 사여와 무역」（『東國史學』第六九輯、ソウル、二〇二〇年二月）一二二頁、임혜균「18세기 黄海道清使接待 비용문제와 『海西支勅定例』의 성립」（『朝鮮時代史學報』九八、城南、二〇二一年九月）二八一頁。

(254) 崔承熙、前掲書「五 古文書の様式과 그實際」一五三～一五五頁。

(255) 史料乙①の直前には「韓重熙読礼曹草記、来初十日文武科放榜時、文武・宗班・四品以上具朝服、五品以下着黒団領、權停礼奉行事、達下」とあり（『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月初三日乙亥条）、文武科の及第者に正殿で証書を渡す一週間後の唱榜儀は權停礼により行ふ、と記されている。

(256) 「十二日申時、王世子坐尊賢閣、諸承旨持公事入對時、右承旨韓重熙・左副承旨尹陽来・司書洪廷相・注書李重煥・待教申昉、韓重熙進読礼曹申目、来庚子年望闕礼、令政院稟旨奉行事、達下」（『承政院日記』第五二〇冊、肅宗四五年二月二日庚戌条）。「一、曹單子、来庚子年正朝望闕礼習儀吉日、今日官推扱、則今十二月二十七日為吉云、同日早朝、宗親・文武百官以黒団領、議政府良・中行礼為白乎矣、正日挙動、則依前例自政院臨時稟旨奉行何如、

達依所達施行」(『勅使膳録』第八、己亥二月初一日条)。両者の記録を對比すれば、本文史料Z①の上奏に疑念が残るのは一目瞭然であろう。なお、望闕礼の習儀は例によって司諫院の多数が不在のまま行われ(同書第八、己亥二月初七日条)、明くる肅宗四十六年正朝に宗親と文武百官が望闕礼を挙行したとの記録は確認できない。

(257) 『清使帰、先期請世子勿行郊送礼、遂使大臣以下諸臣出送于西郊』(『肅宗実録』卷六三、四五年三月丁丑〔四日〕条)。「一、同日勅使回還時、王世子不為郊送、只百官郊送」(『勅使膳録』第八、己亥三月初四日条)。

(258) 「一、曹单子、聖節望闕礼習儀、當行於今日、而諫院多官皆有故不得進參云、雖無諫官、仍為行礼、已有前例、今亦依前例行礼何如、達依所達施行」(『勅使膳録』第八、己亥三月十五日条)。

(259) 『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月一八日辛卯条。『備辺司膳録』第七二冊、肅宗四五年三月一八日条。『春官志』(ソウル大学校奎章閣蔵、請求記号は奎貴九六三)卷三、国書及倭答書、肅宗己亥国書。この「日本国大君殿下」宛ての国書が別幅とあわせて東京国立博物館に現存することは、田代和生「朝鮮国書原本の所在と科学分析」(『朝鮮学報』第二〇二輯、二〇〇七年一月)によって明らかにされた。

(260) 『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月一八日辛卯・一九日壬辰条。また、『同文彙考』補編卷九、詔勅録、戊戌、康熙五十七年二月一六日尊諡皇太后詔一道にも「三月初四日回程、十六日還渡江」とある。

(261) 『肅宗実録』卷六三、四五年二月辛未(二八日)・三月丙子(三日)条。

(262) 『肅宗実録』卷六三、四五年二月壬申(二九日)条。『勅使膳録』第八、己亥二月初九日条。

(263) 李花子、前掲書c「제5장 한중관계사론」三三六頁。同、前掲書d「附論 清代中朝關係史論」二七八頁。

(264) 「王世子詣館見清使、始北向跪坐、問胡皇起居、因右議政李健命議也(見上)、史臣曰、館所之辱、尚何言哉、我之事、彼既有定礼、定礼之外、雖增毫髮、不可從、彼乃猝然加之以困辱、既令跪之、又令北面、彼之無我甚矣、今日臣子、能如張昭古事、抗辞正色、示以難屈之意、虜雖變詐、豈終無動乎、彼大臣者、只以暫跪無妨草草回啓、辱國之罪、可勝誅哉」(『肅宗実録補闕正誤』卷六三、四五年二月壬申〔二九日〕条)。

(265) 『肅宗実録』卷六三、四五年二月癸酉(三〇日)条。

(266) 『肅宗実録』卷六三、四五年三月丙子(三日)条。李重協がいう「彼の国の会典外官相見儀」とは、『康熙大清会典』卷四七(『大清会典(康熙朝)』2、鳳凰出版社、南京、二〇一六年一月、所収)、礼部八、儀制清吏司、官員礼、外官相見儀条を指すのであろう。これより三年前に肅宗は、使臣の駕籠の下に隠してでも「清国会典」を国境の柵門から朝鮮に持ち込むよう指示しており(『備辺司膳録』第六九冊、肅宗四二年閏三月初六日条。『承政院日記』第四九四冊、肅宗四二年閏三月初八日戊辰条)、肅宗四五年當時はすでに『大清会典』を入手していたものと思われる。

(267) 『肅宗実録』卷六三、四五年三月丁丑(四日)条。『肅宗実録補闕正誤』卷六三、四五年三月丁丑(四日)条。『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月初四日丁丑条。

(268) 「右議政李健命因李鳳翼論斥館所争礼事、上筭引咎、世子慰諭不許」(『肅宗実録』卷六三、四五年三月己卯〔六日〕条)。「右議政李健命筭子、大概乞賜譴罷、以重台議(『司憲府・司諫院の論議』)事入達、答曰、覽筭具悉卿懇、憲臣之言、雖出憤惋、而譴罷之請、殊涉太過、況伊日仰稟大朝、則於卿尤無所嫌、安心勿辞、速出視事、用副余望、仍令曰、史官往論」(『承政院日記』第五一四冊、肅宗四五年三月初六日己卯条)。

(269) 「備辺司郎庁以領議政意啓曰、即見遠接使到開城府狀啓、則向款礼節、文奉先又言於諛官者、昨夜與上勅從答打話、觀其氣色、則自上問皇帝起居時、若如前立問、則勅使必不酬答事、極可慮云、(中略)大概問起居時、立問則乃是自前流來定礼、不可以勅使一時之言卒然更改、向年有一勅使、當仁政殿迎勅後、亦有如此等說、而其時使諛官通言於通官等曰、非但自前定礼如此有不可改、且問時若跪、則答時亦當跪、而實主皆立問立答、勅使不須為疑云、則勅使遠巡相顧、與之私語、乃曰、然則依前礼為之可也云云、今亦固爭不得、則當以彼此並跪為言、觀其所答而處之、(中略)此意不可不預為上達、遠接使行中停當、雖似無及、亦以此意急時分付宜當、敢啓、答曰、知道」(『備辺司膳録』第四九冊、肅宗二一年正月初九日条。『勅使膳録』第七、乙亥正月初一日条。繼妃閔氏の復位とや煩雑となった冊封儀礼については桑野栄治、前掲「朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清關係」一二一―一三頁、金雨鎮、前掲「숙종대 왕비의 수고명과 외조·칭관계」九七―九八頁、参照)。

(270) 「實西主東」の原則については奥村周司「朝鮮における明使迎接礼と対明姿勢―中宗三二年の明使迎接を中心として」(『早稲田実業学校研究紀要』第

三三号、一九九九年三月）八九〇頁、鄭東勲「명대의 예제 질서에서 조선국왕의 위상」(『역사와 현실』 第八四号、ソウル、二〇一二年六月) 二七六〜二七七頁、参照。채홍병「『国朝五礼儀』 實禮에 편성된 對明儀禮의 특징과 朝鮮의 의도」(『韓國史學報』 第八四号、ソウル、二〇二一年八月) 二九四〜二九六頁によれば、『国朝五礼儀』卷五、賓禮、宴朝廷使儀および王世子宴朝廷使儀条にみるように、儀礼空間を王宮内ではなく留館所(當時は太平館)とする場合、賓主の面位には逆転現象が生じる。

(271) 龔用卿『使朝鮮錄』(殷夢霞・于浩選編、前掲『使朝鮮錄』下、所収) 與礼曹正郎論礼問答之語謹識之于後連日與礼官講礼恐誤者伝言未真故特以此示之。權仁溶「16世紀 中國使臣의 朝鮮認識」龔用卿의 『使朝鮮錄』을 中心으로 (朴元燦外、前掲『15〜19세기 中國인의 조선인식』、所収) 七四〜七六頁。金翰奎、前掲書「제2부 제4장 明使龔用卿의 『使朝鮮錄』과 朝明禮儀關係」二五八〜二五九頁。金文植「明使龔用卿이 경험한 외교의례」(『朝鮮時代史學報』 七三、城南、二〇一五年六月) 二二〇〜二二四頁。

(272) 「伝于姜頭曰、天使已欲與我爭南北之坐、豈敢與世子爲東西之坐乎、故遣問礼官粟之者、良以此也、今而左相議及天使所書、議于領右相、領議政金謹思議、世子請宴時、北東之坐、天使扼礼而言之、辞甚不遜、若強之、則勢必發怒矣、姑從所言、似爲無妨、右議政尹殷輔議、天使以世子請宴時、東西壁之坐、爲不可、至於發怒、言且近理、一依所言改儀以示、似爲無妨、伝曰、依三公之議改其儀註」(『中宗實錄』 卷八四、三二年三月辛卯(二二日) 条)。

(273) 『使朝鮮錄』 二曰邦交之儀、一王世子宴饗之節。方香淑「명・청대 치사 자료를 통해 본 조선시대 궁중다례의 자료와 특징」(釜慶大學校歴史文化研究所編『조선시대 궁중다례의 자료해설과 연구』 民俗苑、ソウル、二〇〇八年一月) 六二八〜六二九頁。

(274) 『中宗實錄』 卷九〇、三四年四月庚子(三日) 条。金鍾洙「조선시대 使臣宴의례의 변천」중국 사신에게 배운 연향을 중심으로 (『溫知論叢』 第三八輯、ソウル、二〇一四年一月) 九三〜九四頁。

(275) 「政院啓曰、世子相見事告于兩使、兩使出大庁、見東西相向之坐、令頭目撤東移北曰、俺等與國王東西相向、世子安得與俺等東西相向乎、中朝太子、豈得與皇帝同席哉云、何以為之、伝曰、世子請宴、天使北壁、而世子東壁不與相向、從其言可也」(『中宗實錄』 卷九〇、三四年四月丁未(二〇日) 条)。

(276) 「上迎勅于西郊、清使内閣學士礼部侍郎常保・副使頭等侍衛伊都額真明

(全) 入京、上還宮受勅、乃頒康熙帝諡謚也、仍接見勅使、勅使以上立問皇帝安否爲非、兵曹判書李光佐進曰、跪問非所惜也、立国以來、規例如許矣、今承盛教、深用不安之意、答之似好矣、上命依其言爲之」(『景宗實錄』 卷一二、三年四月丙子(二七日) 条)。

(277) 『通文館志』(ソウル大學校奎章閣藏、請求記号は奎七三二) 卷三、事大(下)、仁政殿接見儀(茶礼儀附) 条。この儀註は高宗二五年(一八八八)の最終重刊本『通文館志』卷四、事大(下)、仁政殿接見儀(茶礼儀附) 条に転載され、金文植「조선왕실의 외교의례 (조선왕실의 의례와 문화2)」(『世昌文化社』、ソウル、二〇一七年二月) 「제2장3 중국 사신에 관한 외교의례」二二七〜二三〇頁に便殿(熙政堂)での簡素化された受勅儀とあわせて解説がある。

(278) この手順は正祖八年一二月の清使迎接儀礼を反映した『同文彙考』補編卷一〇、迎勅儀節、正殿接見茶礼及宴礼儀においても同様であり、清使と朝鮮国王は朱漆の椅子に着席し、賓主は対等の関係にある。篠原啓方「朝鮮王朝の茶礼」明・清使への賓礼を中心に(『西村昌也編』『東アジアの茶飲文化と茶業(周縁の文化交流学シリーズ1)』 関西大學文化交流学教育研究拠点、二〇一一年三月) 六九〜七〇頁。

(279) 「上候添重、設侍藥庁、是日藥房入診、上候腹部膨急益甚、(中略) 頤命等既退、上復命宦侍、下教于侍藥庁曰、入診時、此一節見漏、故書出以下矣、仍下一紙、其書曰、嗣位日、每用清国宝、心常未安矣、後得皇朝賜本、篆画如昨、遂摹刻作金宝藏置、以此用之、先是李頤命於承文院故紙中、得皇朝所賜印紙而進之、上自内摹刻作璽、至是始有此教」(『肅宗實錄』 卷六五、四六年四月庚申(二四日) 条)。「肅廟寶鑑」(ソウル大學校奎章閣藏、請求記号は奎一〇七二) 別編、四六年庚子四月条にも「上命宦侍、下教于侍藥庁曰、入診時、此一節見漏、故書出以下矣、仍下一紙、其書曰、嗣位日、每用清国宝、心常未安矣、後得皇朝賜本、篆画如昨、遂摹刻作金宝藏置、以此用之」と記録する。孫煥一「朝鮮時代の宝印」(韓國精神文化研究院藏書閣編『宝印所儀軌』 学研文化社、ソウル、二〇〇四年九月、所収) 一七三頁。成仁根「몽모당 봉안 국새와 어보」『몽모당 책보인신보록』을 중심으로 (『金文植外、前掲』『왕실 서고 봉모당의 건립과 운영』、所収) 三〇三〜三〇四・三一〜三一三頁。金徳秀、前掲「국종의 대명의리와 문화적 형성화 시점」二四六頁脚註44。



(280) 『列聖御製別編』第一冊、卷二、肅宗大王、詩、皇明恩頒國宝 丙子之乱為清人所奪常切憤惋矣判府事李頤命偕得宝押於槐院故文書卷衣中因入診時陳達俾速投進宝帖一開朱墨如新悲感交集而累絳兵燹而能獲保乃顯於重回再造之年其亦奇矣於是移換新鑄鍍以黃金盛之朱匣並與皇朝蟒龍賜衣敬藏之用寓予一日不敢忘皇明之意云。安章利、前掲「列聖御製別編」에 나타난 對明義理論의 전개」五九五頁では詠史の時期は特定されなかつたが、金德秀、前掲「숙종의 대명의 리와 문화적 형상화 시점」二四四～二四六頁では「再造の年」に着目しつつ再検討がなされた。

(281) 「日昨葉房入診時、都提調李頤命白上曰、臣得一印迹於槐院文書中、刻以右脊經略衙門字、又有大印迹、有宣廟御押、臣驚玩而粧褙、仍為珍藏、見者皆言可以奉進云、請入大內、與皇朝所賜蟒龍衣、並為藏置、上許之、至是頤命封進、而手書短笥、去康熙年号、仍請留中、其笥曰、臣昨於入診仰陳、臣所得咨文故紙、有國宝・御押、不敢久藏私室、伏奉聖旨、俾臣進呈、臣不勝愾然感歎、謹此隨箭投進、此咨得之於槐院故文書卷衣中、其文全缺、而衙門年月尚可弁識、經略是宋公應昌、萬曆二十一年為我宣廟癸巳、年月之傍有細書軍務字、竊意其時軍務賊情、往復勞辛、或事有後時咨成不送、而胥徒不謹、裁為卷衣耳、(中略)答曰、所進咨文宝押如新、曷勝感愴、箭辭激切、不可留心」(『肅宗實錄』卷五二、三八年一〇月丙子〔二六日〕條)。李光濤「朝鮮國王之印」史事考」(『大陸雜誌』第一三卷第四期、台北、一九五六年八月)一～三頁。白新良主編、前掲書「第七章 清朝前期中期宗藩關係的鞏固和加強」三一八頁。安章利、前掲「列聖御製別編」에 나타난 對明義理論의 전개」五九五～五九六頁。金文植「18세기 국왕의 왕실자료 편찬과 봉모당」(金文植外、前掲「왕실 서고 봉모당의 건립과 운영」、所収。初出は『藏書閣』第四〇輯、城南、二〇一八年一〇月)二一～二三、四五頁。金德秀、前掲「숙종의 대명의 리와 문화적 형상화 시점」二四三～二四四頁。鄭恩主、前掲「숙종의 제와 시문(題面詩文)을 통해 본 국정 운영의 지향점」一七九～一八〇頁。

(282) たとえば鈴木開「『史文臚錄』と壬辰戰爭期の朝明關係」(川西裕也・中尾道子・木村拓編『壬辰戰爭と東アジア―秀吉の對外侵攻の衝擊』東京大学出版会、二〇二三年三月)三四一～三四四頁、参照。

(283) 「侍葉房入診、領議政金昌集同人、都提調李頤命曰、日昨書下伝教(即命用皇朝賜本新宝事也)、凡在群下、孰不欽歎乎、此教不可置之於葉房、故已送于政院、使史官錄于日記、而謹密藏置、另書一本送于礼曹、以為垂示萬世、恐

不可已、上可之、(後略)」(『肅宗實錄』卷六五、四六年四月癸亥〔二七日〕條。  
(284) 『肅宗實錄』卷六五、四六年六月癸卯(八日)條。『承政院日記』第五二三冊、肅宗四六年六月初八日癸卯條。『宮闕志』卷四、慶熙宮志、隆福殿奏。『睿源系譜紀略』睿源世系、肅宗。

(285) 「上即位于慶德宮、政院・玉堂・春坊官員朝服、列坐于養政門外東庭、設縛位、金昌集曰、嗣位時、用明宝、乃大行遺教也、遂招中宮殿承伝色白之、礼曹判書李觀命進詣盧次、請積衰服具冕服、通礼於集和門外請出、嗣王戴平天九旒冠、御黑冕服、拖大帶、鞞赤鳥、執青圭、步出集和門、嗣王就縛位、四拜訖、陞至香案前、昌集詣殯殿、取大宝獻之、嗣王受大宝、授都承旨、就縛位、行四拜礼、步出崇政門東夾、於正門中央、設御座、嗣王立于御座之東、讓而不就、承旨・大臣進前力請、始陞御座、三品以上具朝服、以下具黑團領、百官叩頭呼嵩、還宮」(『景宗實錄』卷一、即位年六月戊申〔一三日〕條)。

(286) 『肅宗實錄』卷六五末尾の李觀命撰「行狀」に「又得皇朝成化年間所賜印跡於槐院故紙中、王曰、嗣位之日、每用清國宝、心尚未安、今皇朝賜本篆画如昨、以此摹刻作金宝、藏置以用之、蓋王追仁・孝兩祖之意、終身眷眷、有不忍頃刻志諸、而又欲使後世子孫受此宝而嗣位、以毋忘皇朝罔極之恩、其至誠惻怛之意、可質神明、而永有辭於後世矣」とある。ただし、かつて李頤命が奉った笥子には「國宝、即ち皇明肇めて我が国号を錫うの後ち、永平年に恩み頒つ者なり。金章・龜紐、蓋し漢制に倣うと云う」とあった(同書卷五二、三八年一〇月丙子〔二六日〕條)にもかかわらず、金印が永樂元年(太宗三年、一四〇三)ではなく「成化年間」(一四六五～一四七〇)に下賜されたという点については成仁根「한국 인장사」(다운생, 서울, 二〇一三年三月) IV 上召見編次人李喆輔、親製皇朝恩賜蟒衣・宝章及御製御筆・御画櫃小識

(287) 「上召見編次人李喆輔、親製皇朝恩賜蟒衣・宝章及御製御筆・御画櫃小識曰、予於問寝東朝也、慈聖下教于予曰、集祥殿中得皇朝恩賜之衣・御筆之櫃、奉安一櫃、其須知悉焉、予請奉審後、開櫃敬玩、一櫃即皇朝恩賜蟒龍衣、此正昔年蟒衣觀先王者也、一櫃即高皇帝御製御筆皇陵碑文印帖也、一櫃即神宗皇帝御筆帖也、一櫃即宣宗皇帝御画軸・憲宗皇帝御画軸同封者也、一櫃即皇朝恩賜之宝、所安奏・咨文作帖二本也、此昔年故相臣李頤命所奏、承文院有旧咨文奉置者、海昌都尉求得作帖者、我聖考特為命入、乃募其家鑄金宝、内匣懸以牙牌、鐫以模鑄皇朝恩賜宝章八字、自庚子歲為伝國宝、嗚呼、甲辰嗣服時、宣政殿庭冕服所受者、即此宝也、噫、此櫃敬以粧之、宝以藏之、此皆

静撰中眷眷皇朝之盛意、予於侍湯中、曾已仰睹、豈意幾十年之後、年今六十有三、又為奉覽于三丙子之歲乎、顧瞻周道、風景之心一倍、遙望着梧、莫攀之痛深切、稟于慈聖、令尚方造一大櫃、同為敬藏、奉安于真殿左養志堂西夾室、而慈殿諺書所記、亦並藏焉（『英祖實錄』卷八七、三十二年二月壬戌（二十四日）條）。また、『宮闈志』卷二、昌德宮、養志堂條に「英宗三十二年丙子、上親製文於皇朝所賜蟒衣・宝章・御書御画之櫃、藏養志堂西夾室（国朝宝鑑）」とある。

(288) 『承政院日記』第一二八冊、英祖三十二年二月二十四日壬戌條。なお、「小識」の一部は断片的ながら金徳秀、前掲「숙종의 대명의리와 문화적 형상화 시점」二四三頁脚註40に引用された。

(289) 『英祖實錄』卷八九、三十二年正月辛酉（二十九日）條。『承政院日記』第一一四〇冊、英祖三十三年正月二十九日辛酉・三〇日壬戌條。桑野榮治、前掲「朝鮮小中華意識の形成と展開」一六三〜一六五頁。また、桂勝範、前掲書「제3 장 영조의 대보단 확장과 그 운용」一三〇頁、이현진・손신영「조선 후기 궁궐의殿閣月台와 의례」〈동원〉와「서궐도안」을대상으로（『東洋古典研究』第六七輯、ソウル、二〇一七年六月）三八五頁、参照。

(290) 「詣養志堂奉安、以璿源殿有修理之役、將移定是堂也、召見右議政徐命善・戸曹判書具允鉦、上曰、明日即移安扨日、故今日為修掃來此、而有古蹟之可示者、故召卿等矣、此有三櫃子奉安者、二櫃則皇朝列朝御筆・御製及賜與之物、一櫃即我朝列聖御筆及遺蹟、卿等進前奉覽也、仍命內侍奉三櫃子、令諸臣就見櫃中、出一宝匣、即皇明所賜玉宝、又出一帕、即皇明所賜蟒龍衣、其餘三四帕即御製・御筆也、上曰、玉宝及蟒衣、即伝來宝藏之物也、年久而蟒衣猶不色渝、誠異哉、命善曰、臣等曾於文字、見蟒衣觀先王之語、今乃親見矣、（後略）」（『正祖實錄』卷五、二年二月己亥（八日）條）。金徳秀、前掲「숙종의 대명의리와 문화적 형상화 시점」二四三頁脚註40には「承政院日記」第一四一三冊、正祖二年二月初八日己亥條を引用するが、八年後の正祖の対処については看過されている。

(291) 鄭豪薰「18세기君主학습서의 편찬과『羹牆錄』」（『韓國思想史學』第一四三輯、ソウル、二〇一三年四月）二二三〜二二四頁。

(292) 「承旨趙時偉啓言、承政院所用宝匣、今至十餘年、而奉置闕外公廡、有所未安、上曰、此宝、即權署國事時、慈殿所用之宝、奏文皆用此宝、丙申（＝正祖即位年）後、仍置槐院、未及還奉云、此係莫重所用、且顧今遺教、皆奉

于奉謨堂、此宝、明日一体奉安于奉謨堂、詳録宝篆、藏置宝匣中可也、粵在成化年間、皇朝欽賜金印、事大文字皆用此宝、而間為闕失矣、肅廟朝於槐院古紙中得印跡、教曰、皇朝賜本篆文如昨、以此摸刻、作金宝藏置用之、欲使後世子孫受此宝而嗣位、以毋忘皇朝之恩、至命嗣位時以此宝為大宝、皇朝錫命之恩、聖祖尊周之思、猗歟盛哉、此事詳載宝鑑及羹牆錄、明日奉安時、自宙合樓同為奉詣敬藏、待教李崑秀曰、聖考宝篆、則槐院所奉之宝、以清書篆朝鮮國王妃之印、皇朝欽賜之宝、則篆朝鮮國王之印、而宝篆文亦當詳録于宝盎中矣、可之」（『正祖實錄』卷二二、一〇年四月甲申（二一日）條）。金文植、前掲「18세기 국왕의 왕실자료 편찬과 봉모당」二二三頁。姜文植「정조대 봉모당 운영과 장서 관리」（金文植外、前掲「왕실 서고 봉모당의 건립과 운영」）所収。初出は『藏書閣』第四〇輯、城南、二〇一八年一〇月）一一一頁。なお、列聖一九代の業績を整理した『羹牆錄』八卷四冊はこれより二週間後に完成する（同書卷二一、一〇年四月戊戌（二五日）條）が、現存本（たとえば東京大学総合図書館阿川文庫蔵、「乾隆五十一年四月二十五日」内賜本、請求記号はG二三一・一五六）に肅宗模刻の「朝鮮國王之印」に関する記録は確認できない。それゆえ、正祖がいう「羹牆錄」とは当該書の引用書にみえる「聖朝羹牆錄」、つまり李世瑾撰「聖朝羹牆錄」（現存せず）、もしくは「肅宗御製別編」を指すと思われる。

(293) 韓國学中央研究院院蔵書閣編、前掲「奉謨堂図書目録」四七〇頁。